

大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成26年6月

旭川医科大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	大学の目的	4
基準 2	教育研究組織	7
基準 3	教員及び教育支援者	16
基準 4	学生の受入	26
基準 5	教育内容及び方法	32
基準 6	学習成果	58
基準 7	施設・設備及び学生支援	63
基準 8	教育の内部質保証システム	77
基準 9	財務基盤及び管理運営	85
基準10	教育情報等の公表	100

I 大学の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 旭川医科大学

(2) 所在地 北海道旭川市

(3) 学部等の構成

学部：医学部

研究科：医学系研究科（博士課程、修士課程）

附置研究所：なし

関連施設：病院、図書館、入学センター、教育センター、脳機能医工学研究センター、知的財産センター、教育研究推進センター、保健管理センター、学内共同利用施設（情報基盤センター、臨床シミュレーションセンター、復職・子育て・介護支援センター）

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学部968人、大学院138人

専任教員数：291人

2 特徴

《旭川医科大学の位置付けと歴史的発展》 本学は、道北・道東地域における医療過疎の解消と高度先端医療の提供を期待され、昭和48年に設置された。医科系単科大学として医師及び看護職者を養成し、地域医療を担う人材を提供するとともに、先端医療の開発など、医学・看護学領域の様々な研究課題に取り組んでいる。開学40年が経過し、既に医学科からは3,678名の医学士が、平成8年に設置された看護学科からは1,017名の看護学士が卒業している。さらに、914名の医学博士と145名の看護学修士を輩出している。本学の卒業生及び修了生は、国内外の様々な分野で教育者、研究者、医師、看護職者等として活躍している。

《旭川医科大学の理念》 本学の基本理念は、医療の質の向上と地域医療への貢献を推進するために高い生命倫理観を有し、高度な実践的能力を有する医療職者を育成すると同時に、生命科学に関する先端的な研究を推進し、高度な研究能力を持つ研究者を育成することである。

《旭川医科大学の現況》 本学では社会の求めに応じられる良い医師・看護職者を育成するため、アドミッション・ポリシーに「医師・看護職者としての適性とともに関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生」を掲げ、医学科入学定員の中に、地域枠制度を導入するなど、多様な選抜方法による

入学者選抜を実施している。

学部教育では、医療人としてのモチベーションを高める、早期体験実習やチュートリアル教育、現場のニーズに即した実践的な科目や、「健康弱者のためのプログラム」など、「新たな視点」から医療を見つめる科目を切れ目なく配置することで、「自学自習の学習態度」を養えるよう配慮している。また、日々進歩する医学の最前線にも触れられるよう「医学研究」の科目を設けている。さらに、教養教育の充実により人間性・生命倫理観・協調性の涵養に努めている。

大学院教育では、大学院医学系研究科に「看護学専攻」の修士課程及び先端的医学研究を目指す「研究者コース」と優れた臨床研究を目指す「臨床研究者コース」からなる「医学専攻」の博士課程を置き、高度の知識・技量・研究能力を備えた研究者及び医療職者を育成している。

研究面では、医学・看護学の発展に資するための様々な研究が行われている。学内公募による「独創性のある生命科学研究プロジェクト」を立ち上げ、研究助成を実施し、その中から文部科学省科学研究費補助金の採択につなげている。また、「消化管再生修復医学」、「眼組織再生医学」、「人工関節」及び「心血管再生・先端医療開発」等の寄附講座を開設して先端医療の開発に取り組んでいる。

医療面では、病院は臓器別・系統別診療体制の下で高度先端医療を提供するとともに、医学科・看護学科学士の臨床教育、研修医の卒後臨床研修及び医療職者の生涯教育の場となっている。また、広大な道北・道東地域に根ざす医科大学として、遠隔医療は重要なテーマの一つとして位置付け、国内外の54の医療機関とネットワークを形成し、高度情報通信システムによる遠隔医療を展開している。また、中国に対して遠隔医療センター設立や遠隔医療技術の支援を行っている。

社会貢献では、地域住民を対象に公開講座や派遣講座を実施するとともに、図書館や臨床シミュレーションセンターを地域住民や医療従事者に積極的に開放している。

国際貢献では、海外の8大学等と学術交流協定を締結し、研究者の交流や学術情報の交換を行い、また、発展途上国からの保健従事者等を本学に受入れ、保健看護等に関する研修を実施している。

Ⅱ 目的

本学の目的は、学則第1条において、「旭川医科大学は、国立大学法人法、教育基本法及び学校教育法に基づき、進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする。」と規定している。また、大学院学則第1条において、「旭川医科大学大学院は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。」と規定している。

（学部）

〔教育の理念〕

豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者を育成する。また、地域に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者を育てる。さらに、教育、研究、医療活動を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の養成に努める。

〔教育の目標〕

旭川医科本学は、上記の理念の下にこれらを達成するため、次の目標を掲げる。

- （１）幅広い教養とモラルを養うことにより、豊かな人間性を形成する。
- （２）生命の尊厳と医の倫理をわきまえる能力を養い、病める人を思い遣る心を育てる。
- （３）全人的な医療人能力や高度な専門知識を得るとともに、生涯に亘る学習・研究能力を身につける。
- （４）幅広いコミュニケーション能力を持ち、安全管理・チーム医療を実践する資質を身につける。
- （５）地域・僻地住民の医療や福祉を理解し、それに十分貢献しうる意欲と能力を獲得する。
- （６）積極的な国際交流や国際貢献のための幅広い視野と能力を習得する。

（病院）

〔基本理念〕

大学病院としての使命を認識し、病める人の人権や生命の尊厳を重視した先進医療を行うとともに、次代を担う国際的にも活躍できる医療人を育成する。

〔目標〕

- （１）病める人を思い遣る患者中心で心の通い合う医療を行う。
- （２）全人医療と先進医療との調和を図り、人間本位の医療を提供する。
- （３）予防・健康医学などに積極的に取り組み、地域医療や福祉の向上に寄与する。
- （４）病める人の人権を尊重し、生命の尊厳がわかる人間性豊かな医療人を育成する。
- （５）未来の医療を創造し、その成果を国内外に発信する。

（大学院）

〔基本理念〕

１．理念

- （１）医療系大学院として、基礎研究と臨床研究の多様な取組を通し、医学・看護学の総合的な発展を図

ります。

- (2) 自主・自律の精神を以て深く真理を探究し、真摯な研究活動を通して知の創造を目指します。
- (3) 多様で調和のとれた教育体系のもと、豊かな教養と高い人間性、厳しい倫理観を備えた、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成します。
- (4) 開かれた大学院として、地域に根ざすと同時に世界との連携にも努め、医療福祉の向上と国際社会の調和に貢献します。

2. 教育目標

修士課程（看護学専攻）

- (1) 豊かな人間性、優れた研究能力、高い倫理観を備えた、看護学教育者・研究者の育成
- (2) 看護専門職者として、優れた問題解決能力を発揮し、指導的役割を担える人材の育成
- (3) 看護学の取組を通して、地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成

博士課程（医学専攻）

- (1) 秀でた独創性、豊かな人間性、厳しい倫理観を備えた、医学教育者・研究者の育成
- (2) 地域社会の医療福祉の充実のために、指導的な役割を担える高度専門職業人の育成
- (3) 国際社会で、医学・医療の取組を通し、その普遍的価値を共有できる人材の育成

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学の目的及び使命については、旭川医科大学学則第 1 条(資料 1-1-①-1)に定めており、これを踏まえて教育の理念及び教育の目標(資料 1-1-①-2)を掲げている。

旭川医科大学学則に示している本学の目的及び使命は、国立大学法人法、教育基本法及び学校教育法第 83 条に基づき定めている。

資料 1-1-①-1 旭川医科大学学則(抜粋)

(目的及び使命)

第 1 条 旭川医科大学(以下「本学」という。)は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、進歩した医学及び看護学を教授研究するとともに人命尊重を第一義とし、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする。

(出典: 旭川医科大学規程集)

資料 1-1-①-2 教育の理念及び教育の目標

○ 教育の理念

豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人及び研究者を育成する。また、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療者を育てる。さらに、教育、研究、医療活動を通じて国際社会の発展に寄与する医師及び看護職者の育成に努める。

○ 教育の目標

旭川医科大学は上記の理念の下にこれらを達成するため、次のような目標を掲げる。

1. 幅広い教養とモラルを養うことにより、豊かな人間性を形成する。
2. 生命の尊厳と医の倫理をわかまえる能力を養い、病める人を思い遣る心を育てる。
3. 全人的な医療人能力や高度な専門知識を得るとともに、生涯に亘る学習・研究能力を身につける。
4. 幅広いコミュニケーション能力を持ち、安全管理・チーム医療を実践する資質を身につける。
5. 地域・僻地住民の医療や福祉を理解し、それらに十分貢献しようの意欲と能力を獲得する。
6. 積極的な国際交流や国際貢献のための幅広い視野と能力を習得する。

(出典: 旭川医科大学概要、大学案内、募集要項、ウェブサイト等)

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的及び使命並びに教育の理念及び教育の目標は、学則等に明確に定めており、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的及び使命については、旭川医科大学大学院学則第 1 条（資料 1-1-②-1）に定めており、これを踏まえて大学院の基本理念（理念及び教育目標）（資料 1-1-②-2）を掲げている。

旭川医科大学大学院学則に示している本学の目的及び使命は、学校教育法第 99 条及び大学院設置基準に基づき定めている。

資料 1-1-②-1 旭川医科大学大学院学則（抜粋）

（目的及び使命）

第 1 条 旭川医科大学大学院は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。

（出典：旭川医科大学規程集）

資料 1-1-②-2 基本理念

I 理念

1. 医療系大学院として、基礎研究と臨床研究の多様な取組を通し、医学・看護学の総合的な発展を図ります。
2. 自主・自律の精神を以て深く真理を探究し、真摯な研究活動を通して知の創造を目指します。
3. 多様で調和のとれた教育体系のもと、豊かな教養と高い人間性、厳しい倫理観を備えた、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成します。
4. 開かれた大学院として、地域に根ざすと同時に世界との連携にも努め、医療福祉の向上と国際社会の調和に貢献します。

II 教育目標

修士課程（看護学専攻）

1. 豊かな人間性、優れた研究能力、高い倫理観を備えた、看護学教育者・研究者の育成
2. 看護専門職者として、優れた問題解決能力を発揮し、指導的役割を担える人材の育成
3. 看護学の取組を通して、地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成

博士課程（医学専攻）

1. 秀でた独創性、豊かな人間性、厳しい倫理観を備えた、医学教育者・研究者の育成
2. 地域社会の医療福祉の充実のために、指導的な役割を担える高度専門職業人の育成
3. 国際社会で、医学・医療の取組を通し、その普遍的価値を共有できる人材の育成

（出典：旭川医科大学概要、募集要項、ウェブサイト等）

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的及び使命並びに基本理念は、大学院学則等に明確に定めており、学校教育法第 99 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していることから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 旭川医科大学学則第1条及び旭川医科大学大学院学則第1条に掲げている目的に基づいて、医学部及び大学院の教育理念・目標を明確に定めている。これらは学校教育法第83条及び第99条に適合している。特に教育理念・目標には、建学の理念である、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療従事者・研究者等の養成を推進することを盛り込んでいる。

【改善を要する点】

該当なし

基準 2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学の目的及び使命は、医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成し、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することと定めており、これを踏まえて教育の理念及び教育の目標を掲げ（前掲資料 1-1-①-2）、医学部に医学科及び看護学科を置いている（資料 2-1-①-1～4）。

資料 2-1-①-1 旭川医科大学学則（抜粋）

（目的及び使命）

第 1 条 ……医の倫理に徹した人格高潔な医師及び医学研究者並びに豊かな教養と人格を備えた看護職者及び看護学研究者を育成することを目的とし、医学及び看護学水準の向上と社会の福祉に貢献することを使命とする。

（学部の組織）

第 2 条 本学に医学部を置く。

2 医学部に医学科及び看護学科を置く。

（出典：旭川医科大学規程集）

資料 2-1-①-2 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（抜粋）

（学部）

第 22 条 本学に、学部として医学部を置く。

2 医学部に医学科及び看護学科を置く。

3 医学部に置く講座及び学科目は、別表のとおりとする。

4 医学部に關し必要な事項は、別に定める。

（出典：旭川医科大学規程集）

資料 2-1-①-3 組織構成図

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline>

資料 2-1-①-4 講座及び学科目等

http://www.asahikawa-med.ac.jp/file/2013/japanese/09departments_j/index.html

【分析結果とその根拠理由】

本学は、医師及び医学研究者並びに看護職者及び看護学研究者の育成を目的として、教育の理念及び教育の目標を掲げ、医学部に医学科と看護学科を設置していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備されているか。**【観点に係る状況】**

本学の教養教育は、医学科では基礎教育科目、看護学科では一般基礎科目として位置付け、医学科、看護学科の共通授業として開講しており、主として一般教育部局の教員が担当している。

社会人として幅広く深い教養を養うため、また、看護学を学ぶための基盤及び看護生涯学習の基礎となる学習内容になっており、自らの学習状況に応じて自由に選択できるように配慮している。この内容については、「学生生活のしおり」（別添資料 2-1-②-1）にも掲載している。これらの教養教育の充実に向けてのカリキュラム編成・運営等に関しては、旭川医科大学教育センター会議（資料 2-1-②-1）での審議を経て、教育研究評議会、教授会において決定し、実施している。

教育センターの部門員には一般教育部局の教員もメンバーとなっており、一般教育の部局内での検討結果が反映できる体制となっている（資料 2-1-②-1）。

資料 2-1-②-1 旭川医科大学教育センター規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000480.html

別添資料 2-1-②-1 学生生活のしおり（p. 27～29・33～38 3. 教育課程と学習）

（出典：学生生活のしおり）

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、医学科と看護学科の共通授業として展開している。これらのカリキュラム等は、一般教育の部局内での検討結果を反映させた教育センター会議の審議を経て、教育研究評議会、教授会において決定し、実施していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**【観点に係る状況】**

本学の大学院は、医学科及び看護学科から構成する医学部を基礎に医学系研究科を設置し、修士課程の看護学専攻及び博士課程の医学専攻を置いている（資料 2-1-③-1）。

修士課程の看護学専攻は、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的として、平成 12 年 4 月に「修士論文コース」を設置した。

また、平成 20 年 4 月には、より高い専門性を持った看護実践者の養成を目的に、がん看護専門看護師養成コースとして新たに「高度実践コース」を設置した（資料 2-1-③-2）。

博士課程の医学専攻は、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、以前は、①細胞・器官系、②生体情報調節系、③生体防御機構系、④人間生態系の 4 専攻で構成していたが、専攻内の博士（医学）取得希望者の多様性と社会の要求に応えるため、平成 19 年 4 月に改組し、これまでの 4 専攻を医学専攻の 1 専攻に集約した。

さらに、医学専攻の中には、先端的な研究を目指す研究者を養成する「研究者コース」に加えて、倫理観を有する専門性の高い診断・治療技術に裏打ちされた、優れた臨床研究・臨床試験推進能力を備えた臨床医を養成す

る「臨床研究者コース」を新たに設けた（資料2-1-③-2）。

これらの目的を踏まえて基本理念（理念及び教育目標）を掲げ（前掲資料1-1-②-2）、人材の育成を図っている。

資料2-1-③-1 旭川医科大学大学院学則（抜粋）

（目的及び使命）	
第1条 旭川医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、医学の分野については、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、看護学の分野については、広い視野に立って清深な学識を授け、看護学における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、もって医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。	
（研究科）	
第2条 本大学院に、医学系研究科（以下「研究科」という。）を置く。	
2 研究科の課程は、修士課程及び博士課程とする。	
3 修士課程に、次の専攻を置く。	
看護学専攻	
4 博士課程に、次の専攻を置く。	
医学専攻	
（出典：旭川医科大学規程集）	

資料2-1-③-2 大学院医学系研究科

課 程	専 攻 等		専 門 領 域
修士課程	看護学専攻	修士論文コース	看護管理学、基礎看護科学、生体防御学、看護教育学、精神保健看護学、地域保健看護学、健康教育開発学、小児・家族看護学、母性看護学・助産学、高齢者看護学、成人看護学、基礎看護学、在宅看護学
		高度実践コース	がん看護学
博士課程	医学専攻	研究者コース	腫瘍・血液病態学、社会・環境医学、免疫・感染症病態学、感覚器・運動器病態学、内分泌・代謝病態学、神経・精神医学、循環器・呼吸器病態学、消化器病態学、分子生理・薬理学、生殖・発達・再生医学
		臨床研究者コース	臨床腫瘍・血液学、臨床環境・社会医学、臨床免疫・感染症学、臨床感覚器・運動器学、臨床内分泌・代謝学、臨床神経・精神医学、臨床循環器・呼吸器学、臨床消化器学、臨床薬理・分子生理学、臨床生殖・発達・再生医学

（出典：旭川医科大学概要）

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院は、医学科及び看護学科から構成する医学部を基礎に医学系研究科を設置し、修士課程（看護学専攻）及び博士課程（医学専攻）を置いており、それぞれの専攻の目的をもって、基本理念（理念及び教育目標）を掲げて人材の育成を図っていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点 2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学には、次の施設等を設置している（資料 2-1-⑤-1）。これらの施設等の設置目的は各施設等の規程（資料 2-1-⑤-2～11）に定め、各施設等の特性に応じて、本学が掲げる目的及び使命の実現のために貢献している。

資料 2-1-⑤-1 附属施設、センター等一覧

施設名（設置年月）	設置目的及び概要
図書館 （昭和 48 年 9 月設置）	本図書館は、教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集管理し、並びに本学職員及び学生の利用に供するとともに、情報サービスを提供することを目的として設置し、一日 24 時間、一年中利用することができ、学生及び教員の学習や教育研究活動並びに地域住民、地域医療従事者に対する学習をサポートしている。特に最近では、学外からも電子ジャーナル等を利用可能にする環境を整備、質の高い医療人育成のための闘病記コーナーを設置、杉田玄白・華岡青洲・緒方洪庵の著書等を所蔵する貴重書室を設置するなど、教育研究活動に寄与している。
病院 （昭和 51 年 11 月設置）	本院は、総合的な診療を行い、医学の臨床教育と研究に資することを目的として設置し、卒前・卒後の臨床教育・研修や看護実習の場として教育活動をサポートしている。特に、病院では臨床実習等を行うとともに、学生が医療の知識・技能・態度などを実践的に習得する場となっており、将来を担う医療人育成に大いに寄与している。
入学センター （平成 14 年 4 月設置）	本センターは、本学の入学者選抜の円滑な実施を図るとともに、本学への入学希望者に対する総合的な広報活動、入学者選抜に関する調査研究等を行うことを目的として設置し、入学後の教育活動をサポートしている。
教育センター （平成 18 年 11 月設置）	本センターは、本学の医学・看護学の教育等の改善のための諸活動を体系的に行い、かつ、入学センター及び卒後臨床研修センターとの有機的な連携により、教育の質の向上を図ることを目的として設置し、卒前・卒後の一貫した教育活動をサポートしている。専任の教授、准教授及び講師をそれぞれ 1 人配置して、入学者選抜から卒後臨床研修まで体系的な教育課程の編成や教育方法等の研究を推進し、医学科及び看護学科の教育課程の企画立案、医学教育及び看護学教育の点検・評価を行う体制を推進している。また最近では、北海道内各地の医師を志す若者が、大学卒業後、道内の比較的医療が手薄な地域に従事することや卒業後も地域医療のヘルスコーディネーターとして活躍できるように生涯学習を実践し後継者の育成ができる人材となることを目標として、「地域社会が地域の医師を育む」という視点から、地域の高等学校や医療機関と連携し、高校生に「医療人としての職業観」の自覚を促すことを目的として実習体験等を提供している。このことにより、入試制度から学部教育、卒後臨床研修までを一貫して、将来地域医療に従事する医療職者、すなわち「ふるさと医療人」を育もうという事業に平成 20 年度から取り組んでおり、教育活動とともに地域医療貢献に寄与し

	ている。
脳機能医工学研究センター (平成 22 年 3 月設置)	本センターは、運動機能障害及び高次脳機能障害を克服するため、機能再建医療の確立を目的として設置し、脳神経科学分野の教育活動、脳神経科学及び医工学の複合領域の研究活動をサポートしている。
知的財産センター (平成 22 年 4 月設置)	本センターは、本学における知的財産の発掘・権利化・維持・活用等を行うことにより、教職員の職務発明等に関する権利を保護するとともに、学術研究の振興及び研究成果の社会的活用に資することを目的として設置し、知的財産管理の側面から研究活動をサポートしている。
教育研究推進センター (平成 23 年 4 月設置)	本センターは、研究者教育及び先端的な科学技術の振興に寄与する人材の育成並びに研究戦略に基づく重点的な研究事業を推進し、研究シーズの発掘・育成・臨床応用までのシームレスな支援を行うとともに、技術職員の組織化の推進、資質の向上、確保等を行うことを目的として設置した。センターでは、先進医学研究の進展における基礎研究成果の実用化を図り、社会貢献と国民福祉につなげるため、研究者教育から研究シーズの発掘・育成・臨床応用までのシームレスな支援体制を築き、外部資金獲得のための研究戦略を策定、推進する組織とし、「教育研究支援部」、「知的財産支援部」、「技術支援部」の3部を設けている。特に最近では、平成 24 年度に「臨床研究者登録制度」を発足させ、研究者教育講習年間計画を策定し、「臨床研究倫理指針・疫学研究倫理指針」を必修講習とし、「レギュラトリーサイエンスについて」、「医師主導治験のすすめ」ほかを選択講習として、講習会を 13 回開催した。また、学長裁量経費による研究費助成事業である「独創性のある生命科学研究」支援事業を学内研究の活性化を図る観点から公募内容を検討し、基礎的な研究及び学内プロジェクト研究を推進した。さらに、「橋渡し研究加速ネットワーク事業」の北海道拠点のシーズとして、研究の進捗別に、これまでの支援シーズに加えて新たに 4 研究課題を選定し、その支援をスタートさせるなど、教育研究活動に寄与している。
動物実験技術支援部門 (昭和 53 年 4 月設置) ※平成 23 年 4 月改組 旧動物実験施設	本技術支援部門は、医学に関する動物実験、実験用動物の飼育管理、実験用動物の開発・研究等を行うことを目的として設置し、癌や疫病研究のための S P F 動物の飼育繁殖室、感染症研究のための感染実験室、凍結胚作成室、高性能環境制御室などを備え、教育研究活動をサポートしている。
実験実習機器技術支援部門 (昭和 56 年 4 月設置) ※平成 23 年 4 月改組 旧実験実習機器センター	本技術支援部門は、医学の教育研究に必要な機器を適正に管理し、実験実習の用に供するとともに、機器、データ解析等の開発・研究を行うことを目的として設置し、大型の実習実験機器等を整備し教育研究活動をサポートしている。
放射性同位元素技術支援部門 (昭和 50 年 11 月設置) ※平成 23 年 4 月改組 旧放射性同位元素研究施設	本技術支援部門は、放射性同位元素を使用する実験、研究及び教育を行うことを目的として設置し、教育研究活動をサポートしている。
情報基盤センター (平成 11 年 4 月設置) ※平成 22 年 4 月改称 旧情報処理センター	本センターは、センターの情報処理システム、情報通信システム等を管理運用し、本学における教育研究、その他の業務のため共同利用に供することにより、情報処理の円滑かつ効率的な推進を図ることを目的として設置し、第 1 情報処理実習室と第 2 情報処理実習室の 2 部屋に、インターネットに接続している計 130 台のパソコンを備え、学生・教員の教育研究活動をサポートしている。
臨床シミュレーションセンター (平成 21 年 9 月設置)	本センターは、学生の実践的な臨床医療技術の訓練及び医療従事者の医療技術の習得、向上の場として、技術的指導及び援助並びに教材の管理及び開発を行うことを目的に設置し、

	高機能患者シミュレータをはじめとする多くのシミュレータやモデル等を備え、教育活動をサポートしている。本センターは、学内の医療専門職が一日24時間利用できるとともに、学生は勿論のこと、学外の医療専門職も利用できるよう施設・設備を開放している。また、センターで企画した学生及び研修医向けのハンズオンセミナーや講演会を開催するとともに、本学教職員が講師となって外部で行う研修会へのシミュレータ等の物品貸出など、将来を担う医療人育成や地域医療レベルの向上に寄与している。
--	---

(出典：本評価書のため作成)

資料2-1-⑤-2 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000009.html
資料2-1-⑤-3 旭川医科大学図書館規程 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000269.html
資料2-1-⑤-4 旭川医科大学病院規程 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000291.html
資料2-1-⑤-5 旭川医科大学入学センター規程 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000275.html
資料2-1-⑤-6 旭川医科大学教育センター規程 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000480.html
資料2-1-⑤-7 旭川医科大学脳機能医工学研究センター規程 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000585.html
資料2-1-⑤-8 旭川医科大学知的財産センター規程 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000589.html
資料2-1-⑤-9 旭川医科大学教育研究推進センター規程 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000617.html
資料2-1-⑤-10 旭川医科大学情報基盤センター規程 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000289.html
資料2-1-⑤-11 旭川医科大学臨床シミュレーションセンター規程 http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000574.html

【分析結果とその根拠理由】

本学における施設等は、各規程において目的を明確に定めており、それぞれが教育及び研究を支援している。これらの施設等は、その特性に応じて、本学が掲げる目的及び使命の実現のために貢献していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教授会は、教授会規程（資料2-2-①-1）により、教育課程の編成、学生の入退学、試験、卒業、厚生補導に関する事項等を審議しており、原則として毎月開催（平成25年度12回開催）している。

教育研究評議会は、教育研究評議会規程（資料2-2-①-2）により、教育に係る中期目標、中期計画、年

度計画のほか、学則、教育研究に係る重要な規則、教員人事に関する事項等を審議しており、原則として毎月開催（平成 25 年度 11 回開催）している。

大学院委員会は、大学院委員会規程（資料 2-2-①-3）により、修士課程委員会及び博士課程委員会を置き、専攻・課程の設置・改廃、大学院担当教員の選考、教育課程の編成、学生の入退学、試験及び単位の認定に関する事項等を審議しており、博士課程委員会は原則として毎月開催（平成 25 年度 9 回開催）し、修士課程委員会は必要の都度開催（平成 25 年度 7 回開催）している。

教務・厚生委員会は、教務・厚生委員会規程（資料 2-2-①-4）により、学生の修学指導、厚生補導に関する事項等を審議しており、教育・学生担当の学長補佐、教育センター副センター長、保健管理センター長、一般教育の教授、基礎医学講座の教授、臨床医学講座の教授及び看護学科の教授で構成し、原則として毎月開催（平成 25 年度 11 回開催）している。

教育センター会議は、教育センター規程（資料 2-2-①-5）により、教育課程の編成・実施に関する事項等を審議しており、教育・学生担当の学長補佐、教育センター専任の教授、入学センター副センター長、卒後臨床研修センター副センター長、教育センター兼務の教員、教務部長及び学生支援課長で構成し、原則として毎月開催（平成 25 年度 8 回開催）している。

また、教育センターは、その業務を分掌させるため、カリキュラム部門、チュートリアル教育部門、共用試験部門、臨床実習部門、地域医療教育部門及び FD・授業評価部門を置き、各部門において検討した結果は、教育センター会議に集約している。

教務・厚生委員会及び教育センター会議における審議事項は、その重要度に応じて、さらに、教授会、教育研究評議会で審議又は報告し、教育活動に反映している。

なお、各会議の議題は、別添資料 2-2-①-1～6 のとおりである。

資料 2-2-①-1 旭川医科大学教授会規程（抜粋）

（審議事項）

第 2 条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入退学、試験、卒業等に関する事項
- (3) 学生の厚生補導に関する事項
- (4) 国立大学法人旭川医科大学役員会、国立大学法人旭川医科大学経営協議会又は国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会から意見を求められた事項
- (5) その他学長が必要と認めた事項

（出典：旭川医科大学規程集）

資料 2-2-①-2 国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程（抜粋）

（審議事項）

第 2 条 評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。ただし、経営に関する部分を除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する部分を除く。）
- (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

(出典：旭川医科大学規程集)

資料 2-2-①-3 旭川医科大学大学院委員会規程（抜粋）

(審議事項)

第3条 大学院委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 専攻・課程の設置・改廃に関する事項
- (2) 大学院医学系研究科担当教員の選考に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項及び研究指導に関する事項
- (4) 学生の入退学・懲戒等の身分に関する事項
- (5) 試験及び単位の認定に関する事項
- (6) 学生の厚生補導に関する事項
- (7) 修士論文及び博士論文の審査並びに試験及び試問に関する事項
- (8) その他大学院の教育研究及び管理運営に関する重要事項

(課程委員会)

第7条 大学院委員会に、修士課程及び博士課程に関する事項を調査審議するため、それぞれ修士課程委員会及び博士課程委員会を置く。

2 (略)

3 (略)

4 各課程委員会で審議決定された事項は、大学院委員会で決定されたものとみなす。

(出典：旭川医科大学規程集)

資料 2-2-①-4 旭川医科大学教務・厚生委員会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000232.html

資料 2-2-①-5 旭川医科大学教育センター規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000480.html

- 別添資料 2-2-①-1 平成 25 年度教授会議題等一覧
- 別添資料 2-2-①-2 平成 25 年度教育研究評議会議題等一覧
- 別添資料 2-2-①-3 平成 25 年度大学院博士課程委員会議題等一覧
- 別添資料 2-2-①-4 平成 25 年度大学院修士課程委員会議題等一覧
- 別添資料 2-2-①-5 平成 25 年度教務・厚生委員会議題等一覧
- 別添資料 2-2-①-6 平成 25 年度教育センター会議議題等一覧

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

教育活動に関する重要事項を審議する教授会、教育研究評議会及び大学院委員会の下に置いている修士課程委員会及び博士課程委員会は、原則として毎月開催（修士課程委員会は、必要の都度開催）しており、学則等の制定・改廃、教員人事、教育課程の編成、入退学・卒業などについて、必要な活動を行っている。

学生の修学指導、厚生補導に関する事項等を審議する教務・厚生委員会及び教育課程の編成・実施に関する事項等を審議する教育センター会議は、審議内容に応じた適切な構成員で、原則として毎月開催していることから、

本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学は、入学センター、教育センター及び卒後臨床研修センターが有機的に連携し、入学者選抜から卒後臨床研修まで体系的な教育課程の編成や教育方法等の研究を推進している。また、教育研究推進センター、脳機能医工学研究センター、臨床シミュレーションセンターなどの組織も充実し、医系単科大学としての教育研究目的を達成する上で適切なものとなっている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の教員組織編制の基本方針は、「国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則」において、学部、大学院及び各センター等の教育研究組織の構成及び専門科目担当教員は講座制、一般教育担当教員は学科目制により編制することを定め、各講座・学科目及び各センター等に、教授、准教授、講師、助教を配置している（資料 3-1-①-1）。

大学院については、「旭川医科大学大学院学則」において課程、専攻及び教員組織について定めており、学部、病院等所属の学内教員が兼担している（資料 3-1-①-2）。

また、医学部の部局運営は、「旭川医科大学医学部部局運営規程」に基づき、医学科基礎医学、医学科臨床医学、看護学科及び一般教育の各部局を掌理する部局責任者を置き、各部局の教授で構成する教員会議の議長となり会議を主宰している（資料 3-1-①-3～7）。

教育に関しては、教育・研究・評価担当の理事（副学長）を配置しているほか「旭川医科大学学長補佐に関する要項」に基づき、各部局に教育及び学生担当の「学長補佐」を配置し、専任の担当教員を配置した「旭川医科大学教育センター」と連携して教育の質の向上を図っている（資料 3-1-①-8～10）。

研究に関しては、教育・研究・評価担当の理事（副学長）を配置しているほか、専任の担当教員を配置した「旭川医科大学教育研究推進センター」において、研究者教育及び研究事業の推進・支援を行っている（資料 3-1-①-11）。

資料 3-1-①-1 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000009.html

資料 3-1-①-2 旭川医科大学大学院学則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000011.html

資料 3-1-①-3 旭川医科大学医学部部局運営規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000020.html

資料 3-1-①-4 旭川医科大学医学部医学科基礎医学責任者及び教員会議規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000021.html

資料 3-1-①-5 旭川医科大学医学部医学科臨床医学責任者及び教員会議規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000022.html

資料 3-1-①-6 旭川医科大学医学部看護学科責任者及び教員会議規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000023.html

資料 3-1-①-7 旭川医科大学医学部一般教育責任者及び教員会議規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000024.html

資料 3-1-①-8 旭川医科大学学長補佐に関する要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000016.html

資料 3-1-①-9 旭川医科大学教育センター規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000480.html

資料 3-1-①-10 旭川医科大学役職員名簿

<http://www2.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline>

資料 3-1-①-11 旭川医科大学教育研究推進センター規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000617.html

【分析結果とその根拠理由】

教員組織体制の基本方針は、「国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則」等において教育研究組織の構成が定められ、これらの規則等に基づき教授、准教授、講師、助教を配置している。教育に関しては、教育・研究・評価担当の理事(副学長)、教育及び学生担当の学長補佐及び教育センターを中心とした連携体制を確保している。研究に関しては、教育・研究・評価担当の理事(副学長)及び教育研究推進センターを中心とした体制を整えていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-1-②： 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

本学の学士課程を担当する平成 26 年 5 月 1 日現在の専任教員数及び非常勤講師数は、資料 3-1-②-1 のとおりである。これは、資料 3-1-②-2 に示すとおり、大学設置基準において必要とされる専任教員数の基準を満たしている。

また、各講座・学科目の教員配置状況は、別添資料 3-1-②-1 のとおり教育上主要と認める授業科目を担当する講座等にまんべんなく教授又は准教授を配置するとともに、学士課程における教育指導を遂行するために必要な専任教員を十分上回って確保(専任教員の比率 80.4%)しており、非常勤講師は教育の質の向上を目的として高い専門性・実務性を有した厳選した者を充てている。学科目の教員は医学・看護学の教育上で主要度の高い科目を中心に教授又は准教授を配置している。

教養科目として開講する基礎教育科目(医学科)及び一般基礎科目(看護学科)の各選択科目では、平成 26 年度開講科目総授業時間数のうち約 49%(525 コマ中 255 コマ)が非常勤講師の支援を得ている状況(資料 3-1-②-3)であるが、主要科目における教員配置率は、専任の教授及び准教授合わせて 64.1%、授業内容充実を目的に任用している非常勤講師が 10.1%となっている(資料 3-1-②-4)。

資料 3-1-②-1 学士課程専任教員数・非常勤講師数(平成 26 年 5 月 1 日現在)

学部名	学科名	専任教員数					非常勤講師
		教 授	准教授	講 師	助 教	計	
医学部	医学科	39	27	47	132	245	71
	看護学科	10	5	3	8	26	
	学科目	7	6	2	5	20	

	計	56	38	52	145	291	
比率		80.4					19.6

(出典：事務局資料)

資料3-1-②-2 大学設置基準に定める必要専任教員数の充足状況（平成26年5月1日現在）

学部名	学科名	収容定員	学科単位		学部単位	
			必要専任教員数 (教授数)	本学専任教員数	必要専任教員数	本学専任教員数
医学部	医学科	712	148(30) ※1	245 (講師以上113 うち教授39)	167	271
	看護学科	260	19(10) ※2	26 (教授10)		

※1 大学設置基準別表第1ロの表「医学関係・収容定員720人まで140人」、備考1「講師以上60人以上、うち教授30人以上」、大学設置基準別表第2の表備考4「備考3適用により収容定員720人まで8人」

※2 大学設置基準別表第1イの表「看護学関係・収容定員200～400人まで12人」、備考1「半数以上は原則教授」、大学設置基準別表第2の表備考4「備考1適用により収容定員400人まで7人」

(出典：事務局資料)

資料3-1-②-3 平成26年度選択科目履修要項（医学科・看護学科共通）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/sentaku_2014.pdf

資料3-1-②-4 主要科目（必修科目）における教員の配置（平成26年度実績数、延べ時間数）

	教授	准教授	小計	講師	助教	非常勤講師	合計
授業担当時間数	1,345 時間	470 時間	1,815 時間	338 時間	393 時間	286 時間	2,832 時間
配置率 (%)	47.5%	16.6%	64.1%	11.9%	13.9%	10.1%	100%

(出典：事務局資料)

別添資料3-1-②-1 講座・学科目等教員配置状況

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学の学士課程は、大学現況票及び資料が示すとおり大学設置基準を満たす専任教員及び非常勤講師を配置しており、主要な授業科目を担当する専任の教授又は准教授を配置していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点3-1-③： 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の大学院課程を担当する平成26年5月1日現在の専任教員等数は、大学現況票のとおりである。これは、資料3-1-③-1に示すとおり、大学院設置基準において必要とされる専任教員数の基準を満たしている。

資料 3-1-③-1 大学院設置基準に定める必要教員数の充足状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）

専門分野	課程・ 専攻名	収容 定員	専攻ごとの必要教員数 ※		本学専任教員数	
			研究指導教員	研究指導教員＋ 研究指導補助教員	研究指導教員	研究指導教員＋ 研究指導補助教員
医学系	博士課程 医学専攻	60	30	60 以上	48	185
	修士課程 看護学専攻	32	6	12 以上	10	24

※ 「大学院設置基準第 9 条の規程に基づく大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数」の別表第 2

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院課程は、大学現況票及び資料が示すとおり大学院設置基準を満たす研究指導教員及び研究指導補助教員を配置していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-1-④： 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学の教員の選考は、教授にあっては公募を原則とし、准教授以下の職位にあっては必要に応じ公募を行っており、その実績は資料 3-1-④-1 のとおりである（資料 3-1-④-5～9）。

教員組織の活動を活性化するための措置として、全教員を対象とした任期制（5 年任期、再任可）を導入しており、その適用率は資料 3-1-④-2 のとおり教員全体で 94.5%となっている。

なお、任期制教員の再任審査は、教員評価に基づき判定しており、この教員評価は、平成 18 年度から試行を重ね、平成 22 年度分から本格実施し給与にも反映させている（資料 3-1-④-10～12）。

また、本学の教員は他大学・研究機関・病院等に籍を得て異動するなど流動性が高く、資料 3-1-④-3 のとおり年齢構成のバランスが取れている。

女性教員の占める割合は、資料 3-1-④-4 のとおり平成 26 年 5 月 1 日現在で 16.6%である。平成 19 年 5 月の割合は 15.4%にとどまっていたが、24 時間対応の保育園の設置及び「復職・子育て・介護支援センター」が行う復職支援プログラム、育児・介護の相談業務、職員の子供を対象としたキッズスクール、育児・介護に関するセミナー、医学科学生に対するワークライフバランスの授業（医療概論 3）及び病後児保育室の運営等の各種支援事業の実施により 1.2 ポイント増加し、その効果が表れている（資料 3-1-④-13～16）。

その他、教員の能力向上のために、教員評価の結果が良好な者を対象にした 2 月以上 1 年以内の範囲で取得できるサバティカル研修制度を定め、これまで平成 21 年度に 1 件（教授、3 ヶ月間）の実績がある（資料 3-1-④-17）。また、優秀な教員を表彰するために、職員表彰規程において、表彰の対象者を学術会議での発表、専門誌等における掲載論文の評価が特に高いとされた場合や教育・研究及び診療上において特に顕著な功績があった場合等と規定し、これまでに平成 17 年度に 1 件表彰した実績がある（資料 3-1-④-18～20）。

資料 3-1-④-1 公募による採用状況

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度
教 授	5	6	4
准教授	-	2	2
講 師	1	-	2
助 教	4	2	4
合 計	10	10	12

(出典：事務局資料)

資料 3-1-④-2 教員の任期制適用状況

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

区 分	現 員	適用者数	適用割合
教 授	61	51	83.6%
准教授	41	38	92.6%
講 師	54	52	96.2%
助 教	156	154	98.7%
合 計	312	295	94.5%

(出典：事務局資料)

資料 3-1-④-3 教員の年齢構成状況 (平成 26 年 5 月 1 日現在)

区 分	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳	55 歳～65 歳	合 計
教 授	-	4	21	40	65
准教授	-	8	29	9	46
講 師	1	22	35	2	60
助 教	40	114	22	2	178
合 計	41 (11.7%)	148 (42.4%)	107 (30.7%)	53 (15.2%)	349

※フルタイムの非常勤教員（特任教員、診療助教及び病院教員）及び休職者を含む。(出典：事務局資料)

資料 3-1-④-4 教員の性別構成状況 (平成 26 年 5 月 1 日現在)

区 分	男		女		合 計
	人 数	割合(%)	人 数	割合(%)	
教 授	55	84.6	10	15.4	65
准教授	38	82.6	8	17.4	46
講 師	52	86.7	8	13.3	60
助 教	146	82.0	32	18.0	178
合 計	291	83.4	58	16.6	349

※非常勤教員（特任教員、診療助教及び病院教員）及び休職者を含む。(出典：事務局資料)

資料 3-1-④-5 旭川医科大学教員の人事等に関する特例規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000095.html

資料 3-1-④-6 旭川医科大学教授選考細則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000089.html

資料 3-1-④-7 旭川医科大学教授選考細則に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000090.html

資料 3-1-④-8 旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000091.html

資料 3-1-④-9 旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000092.html

資料 3-1-④-10 旭川医科大学教員の任期に関する規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000437.html

資料 3-1-④-11 旭川医科大学教員の再任に関する細則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000438.html

資料 3-1-④-12 教員評価実施要項 (p. 7 7 評価結果の利用)

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kikaku/kyouinhyouka/kyouinyoukou25.pdf>

資料 3-1-④-13 旭川医科大学大学の森みどりの保育園規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000483.html

資料 3-1-④-14 旭川医科大学復職・子育て・介護支援センター規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000514.html

資料 3-1-④-15 復職・子育て・介護支援センターの活動

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/hospital/nirinsou/index.html>

資料 3-1-④-16 医学科履修要項 (p. 77 医療概論 3)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/igaku_2014.pdf

資料 3-1-④-17 旭川医科大学教員のサバティカル研修に関する規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000562.html

資料 3-1-④-18 国立大学法人旭川医科大学職員就業規則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000012.html

資料 3-1-④-19 旭川医科大学職員表彰規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000131.html

資料 3-1-④-20 旭川医科大学職員表彰規程の運用に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000132.html

【分析結果とその根拠理由】

本学は、教授選考については公募制、准教授以下の職位についても必要に応じ公募を行っている。また、教員の任期制及びサバティカル研修制度の導入に加え、教員評価を実施し、その結果を任期制の再任審査及び給与に反映させるなど、教員組織の活動の活性化を図っている。年齢のバランスは取れており、また、性別のバランスに関しては、復職・子育て・介護支援センターを設置するなど女性教員が働きやすい環境に配慮している結果、わずかではあるが女性教員の割合が増加していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点到係る状況】

本学教員の採用及び昇任基準は、大学設置基準に規定する教員の資格に基づき「旭川医科大学教員の選考基準に関する規程」を定め、教員の採用及び昇任の手続きについては、「旭川医科大学教員の人事等に関する特例規程」、「旭川医科大学教授選考細則」及び「旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則」等の規程に基づき行っている。

教授選考に関する候補者には、教育研究業績書の他に学部教育及び大学院教育における教育実績を書面で提出させ、教育研究に関する実績等について、さらに臨床系教員については診療実績等についての講演会を実施したうえで、教授候補者選考協議会での意向聴取を経て教育研究評議会で審議し、採用または昇任を決定している。准教授・講師・助教の採用及び昇任に関しても、候補者から提出された教育研究業績書等に基づき教員の適性を判断し採用または昇任を決定している（資料 3-2-①-1～6）。

また、全教員を対象とした任期制（5年任期、再任可）を導入しており、再任に当たっては、教育、研究、診療、社会貢献・国際交流、管理・運営の5領域による教員評価の結果を基に再任の可否を決定している（資料 3-1-④-7～9）。

資料 3-2-①-1 旭川医科大学教員の選考基準に関する規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000096.html

資料 3-2-①-2 旭川医科大学教員の人事等に関する特例規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000095.html

資料 3-2-①-3 旭川医科大学教授選考細則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000089.html

資料 3-2-①-4 旭川医科大学教授選考細則に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000090.html

資料 3-2-①-5 旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000091.html

資料 3-2-①-6 旭川医科大学准教授・講師・助教選考細則に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000092.html

資料 3-2-①-7 旭川医科大学教員の任期に関する規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000437.html

資料 3-2-①-8 旭川医科大学教員の再任に関する細則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000438.html

資料 3-2-①-9 教員評価実施要項（p. 2 2評価領域及び評価期間等、p. 7 7評価結果の利用）

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kikaku/kyouinhyouka/kyouinyoukou25.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用または昇任に関する基準及び手続きについては、学内規程において明確に定めており、これらの各規程に基づき教育研究評議会の議を経て教員の採用または昇任を行っている。また、全教員を対象とした任期制を導入しており、再任に当たっては、教育、研究及び診療等の評価項目による教員評価の結果を基に再任の可否を決定していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 3-2-②： 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到係る状況】

平成 18 年度から教員評価システムを導入し、全教員を対象に教員評価を実施している（資料 3-2-②-1、

別添資料3-2-②-1)。実施サイクルは毎年度とし、評価領域に「教育」、「研究」、「診療」、「社会貢献・国際交流」及び「管理・運営」の5領域を設定している。評価は、教員の活動状況を多面的かつ適切に評価するため、複数の評価領域を設定し、教員から提出された教員活動評価調査に基づく書面調査のほか、必要に応じて教員に対するヒアリングを行い、さらに、教員の属性や職務の適性、特性等に配慮して、総合的に評価している。評価結果は、各教員にフィードバックし、教員の活動の活性化と改善に役立てている。

教員評価委員会は、評価結果を学長に報告し、学長は教員全体に係る概要について公表している。また、学長は、当該評価結果に基づき、必要に応じて教員に対し活動の改善を促す等適切な措置を講じるほか、教員の任期満了に伴う再任審査の判断の参考にすることとしている。

また、第2期中期計画には「職員の個人評価制度を整備し、その結果を給与等処遇へ反映させる。」を掲げ教員の個人評価を実施するとともに、平成24年度から勤勉手当に反映させている。

資料3-2-②-1 教員評価実施要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kikaku/kyouinhyouka/kyouinyoukou25.pdf>

別添資料3-2-②-1 教員評価〔平成25年度実施分〕の概要

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学では全教員を対象とした教員評価を実施している。これらの結果は、各教員にフィードバックし、その後の教育活動の活性化及び改善に資するとともに、広く公開している。また、勤勉手当に反映させ被評価者の改善のモチベーションに資するように用いていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点3-3-①： 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到係る状況】

本学における教育活動の支援事務は、「旭川医科大学事務局組織規程」及び「旭川医科大学事務局事務分掌規程」に基づき、学生関係事務は、教務部学生支援課が課長以下5係21名体制で所掌し、図書館の事務は、教務部図書館情報課が課長以下3係12名（うち、司書資格者5名）体制で所掌し対応している（資料3-3-①-2、3、別添資料3-3-①-1）。また、各講座、学科目、教育研究推進センター等に、資料3-3-①-1のとおり必要な事務職員、技術職員等の教育支援者を配置し、学生の実験・実習等の補助や技術指導等の教育支援を行っている。

なお、TAは、平成25年度実績では、博士課程学生2名、修士課程学生6名を採用し、学部学生に対する実験、実習及び演習の補助を行っている（資料3-3-①-4）。

資料 3-3-①-1 職員配置状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）

区 分		事務職員	技術職員	技能職員	TA	計	備考
学生支援課		19	-	-	-	19	看護学講座担当職員 2 名を除く
図書館情報課		19	-	-	-	19	内 7 名は短時間勤務非常勤職員
講 座	基礎医学講座	10	6	2	0	18	
	臨床医学講座	41	11	5	2	59	
	看護学講座	2	-	-	6	8	学生支援課所属職員
学 科 目		3	-	-	-	3	総務課所属職員
教育研究推進センター		2	13	1	-	16	
情報基盤センター		-	1	-	-	1	
計		96	31	8	8	143	

※（注）TA の人数は、平成 25 年度の配置状況である。

（出典：事務局資料）

資料 3-3-①-2 旭川医科大学事務局組織規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000025.html

資料 3-3-①-3 旭川医科大学事務局事務分掌規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000026.html

資料 3-3-①-4 旭川医科大学ティーチングアシスタントの受入れに関する要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000226.html

別添資料 3-3-①-1 教務関係等事務組織図

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育活動を支援するために、必要な事務職員、技術職員及びTA等の教育支援者を配置している。

教育活動の支援事務は、規程に基づき、学生関係事務は教務部学生支援課が、図書館の事務は教務部図書館情報課が対応している。その他、各講座、学科目、教育研究推進センター等には事務職員のほか技術職員等を配置し、学生の実験・実習等の補助や技術指導等の教育支援を行っている。また、TA制度も活用した教育補助も行っていることから、本観点を満たしていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学は、教員の任期制及びサバティカル研修制度の導入に加え、平成 18 年度から教員評価を実施し、その結果に基づき、必要に応じて教員に対し活動の改善を促す等適切な措置を講じるほか、任期制の再任審査に反映するとともに、平成 22 年度分の評価からは給与に反映させるなど、積極的に教員組織の活動の活性化を図っている。また、女性教員を増加させる対応として、24 時間対応の保育園の設置及び「復職・子育て・介護支援センター」が行う復職支援プログラム、育児・介護の相談業務、職員の子供を対象としたキッズスクール、育児・介護に関するセミナー開催、病後児保育室の運営等の各種支援事業の実施や、医学科学生に

対するワークライフバランスの授業（医療概論3）を展開している。

【改善を要する点】

該当なし

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①: 入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学では、教育理念・目標の実現を目指して全学（学部及び大学院修士課程、大学院博士課程）でアドミSSION・ポリシーを定め、それぞれ具体的な求める学生像も定めている（資料 4-1-①-1、2）。

資料 4-1-①-1 アドミSSION・ポリシー（学部）

医師・看護職者としての適性ととも地域社会への関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生
（具体的な学生像）

I 「医師・看護職者としての適性」

- ① 病める人に限らず、他者を思いやる心を持つ学生
- ② 人命に限らず、全ての生命の尊厳を理解し、社会的規範・道徳に沿って、自らの行動を律することのできる学生
- ③ 他者を尊重し、良好な関係を築くことのできる社会的能力を持つ学生
- ④ 幅広い分野の教養を身につける努力をしている学生
- ⑤ 最新の知識や技術を身につけるため、学習し続ける学生

（※医学・看護学はヒトという生物を対象とする総合的学問であるので、特に生物及び公民に関しては、その内容を知識として身につけるのみならず、日常の事象に応用できていることが望まれる。）

II 「地域社会への関心」

- ① 自らの居住地域及びその住民に対して愛着を持つ学生
- ② 広い地域（北海道や他の都府県、国、世界レベル）の事柄に対して関心を持つ学生
- ③ 医療に限らず、広く地域社会一般の事象に対して関心を持つ学生

III 「自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力」

- ① 新たな事象に対して、自ら持つ知識・技術を独創的な視点から論理的に応用し、自らにとって未知の問題点を抽出できる学生
- ② 未知の問題点を解決するために行動し、新たに学ぶことのできる学生
- ③ 豊富な知識量のみならず、他の領域への応用など、自らの持つ知識を活用することのできる学生

（出典：旭川医科大学概要ほか）

資料 4-1-①-2 アドミSSION・ポリシー（大学院）

修士課程（看護学専攻）

1. 知的好奇心を持ち、看護学の研究を志す人
2. 地域社会における保健・医療・福祉の向上に情熱を持つ人
3. 看護専門職者として、指導的な役割を担う意欲のある人

博士課程（医学専攻）

1. 知的好奇心を持ち、生命科学、社会医学、臨床医学の研究を志す人
2. 医学・医療を通して、社会へ貢献することに情熱を持つ人
3. 研究成果を世界に向けて発信し、世界と共有する意欲のある人

（出典：旭川医科大学概要ほか）

【分析結果とその根拠理由】

学部、大学院博士課程・修士課程のアドミッション・ポリシーは、いずれも教育理念にある「人間性・倫理観・知識技術の習得」、「地域医療への貢献」、「国際社会の発展への寄与」を受けた人材育成のために、「適性」、「地域への関心」、「問題解決力・意欲」を3つの柱として記述している。また、それぞれの教育目標に即して、求める要件が理解しやすいように「求める学生像」等として具体的に記載していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点4-1-②： 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

【観点に係る状況】

本学のアドミッション・ポリシーでは、「医療職者としての適性」の一つである学力のみならず、学力では評価できない「地域社会への関心」、「問題発見・解決の意欲・行動力」をうたっている。これらの方針に沿った入学者を選抜するため、本学の入学者選抜（一般入試、特別入試、私費外国人留学生、編入学）全てにおいて、面接試験等の人物評価試験を課し、これらの成績を総合的に審査して合格者を判定している（資料4-1-②-1～3）。

特に平成14年度入試からは、より学力に偏重しない入学者の選抜を目指し、受験生の適性・意欲及び将来性等を総合的に評価するAO入試を導入している（資料4-1-②-4）。

平成21年度からは、AO入試北海道地域枠となり、平成23年度からAO入試北海道特別選抜（募集人員40名）と名称を変更し、現在に至っている。試験の方法としては、初日に集団面接を実施し、問題抽出力、口頭表現力、チーム活動能力、協調性、意欲、知識、応用力、実行力、行動力等を評価し、2日目には個人面接・課題論文を課している。個人面接では、口頭表現力、適性、意欲等を審査し、課題論文では、問題抽出力、論理的思考力、文章表現力、知識、応用力等を審査している。また、大学入試センター試験の成績及び調査書の内容を併せて総合的に判定している。

このほか平成20年度から実施している医学科地域枠推薦入試（平成23年度から推薦入試道北・道東特別選抜（募集人員10名）に名称変更）は、学校長の推薦書、調査書、自己推薦書、課題論文、面接試験により受験者の能力、当該地域における医療に貢献する強い意欲及び適性等を総合的に審査している。なお、学力の担保としては大学入試センター試験を資格試験として利用している（資料4-1-②-5）。

大学院修士課程・博士課程（社会人・外国人留学生含む。）においては、知的好奇心を持ち社会貢献等に情熱を持つ学生を受入れるため、課題論文・口述試験又は面接試験等の人物評価試験を課しており、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れている。博士課程の入学時期は各学期の開始時期（4月及び10月）としており、それぞれに対応した時期に選抜試験を実施している。また、修士課程については、意欲、情熱を評価するために、面接試験による人物評価を課しており、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れている。また、昼夜開講としており、有職者が離職することなく意欲を持って修学することが可能となっている（資料4-1-②-6～8）。

資料4-1-②-1 入学者選抜要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/senbatuyoukou/26senbatu.html>

資料4-1-②-2 医学部医学科第2年次後期編入学学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/25gakusihennyuu/2kouki.html>

資料4-1-②-3 医学部看護学科第3年次編入学学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/26kangohennyuu/26kanngohennnyuu.html>

資料4-1-②-4 AO入試北海道特別選抜学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/26ao/26ao.html>

資料4-1-②-5 推薦入試道北・道東特別選抜学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/26dohokudoutou/26suisendohokudoutou.html>

資料4-1-②-6 大学院医学系研究科修士課程（看護学専攻）学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/26msbosyu/syushikango.html>

資料4-1-②-7 大学院医学系研究科（博士課程）学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/files/2014entrance/2014invitation.pdf>

資料4-1-②-8 外国人留学生大学院医学系研究科（博士課程）学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/26drforeign/26drforeignjapanese.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れるため、学力試験のほかに、そのみでは評価できない「地域社会への関心」、「問題発見・解決の意欲・行動力」等を評価する人物評価試験を、学部・大学院の全選抜において導入し、実施している。

一般入試よりも更にアドミッション・ポリシーを重視した選抜である特別入試（AO入試、推薦入試）においては、アドミッション・ポリシーの内容を具体的な評価項目に細分化し、異なる面接試験や小論文等を用いて評価するのみならず、センター試験の資格利用、調査書の利用等、多面的な評価方法を採用している。

また、教育理念にある地域医療へ貢献する人材育成を受けたアドミッション・ポリシーを反映させ、医学科では特別入試を全て地域枠とし、学部の入学定員の約45%（55人・2年次後期編入学を含む。）としていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点4-1-③： 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の学生の入学に関する基本方針は教育研究評議会で審議し、各年度の入学者選抜要項を決定している。入試の実施に当たっては、学長を委員長とする入学試験委員会で基本方針に沿って企画立案し、教授会で合格者を決定している（資料4-1-③-1～3）。

試験を円滑に実施するため、入学試験委員会の下にAO入試実施委員会、編入学試験実施委員会、学力検査委員会、面接試験実施委員会及び地域枠推薦入学試験実施委員会の5実施委員会を設置していたが、平成23年2月から一般入試実施委員会、特別入試実施委員会、編入学試験実施委員会の3実施委員会に整理統合し、それぞれに面接専門部会及び学力検査等専門部会又は課題論文等専門部会を設置している。委員はそれぞれ学長が委嘱し、職務と責任は委嘱状に明記している。

さらに、各委員会による公正な入試を円滑に実施するための組織として、学長の下に入学センターを設置している。入学センターには、センター長（副学長が兼務）と副センター長（専任教授）及びセンター員8人（本学教員が兼務）を配し、円滑な業務の遂行のため、毎月定期的にセンター会議を開催している（資料4-1-③-1～3）。

4～8)。入学センターは、各試験の公正な実施に当たるとともに、各試験の結果を評価し、次年度以降の改善に必要な企画立案を行い、入学試験委員会に提言している。本学職員の試験当日の業務を徹底するため、試験実施要領（別添資料4-1-③-1）を作成し、事前に説明会を開催している。企画立案に当たっては、実施委員会の評価を受け、次年度の入学者選抜の基本方針を策定し、入学試験委員会に提言している。

大学院の入試に当たっては、修士課程と博士課程ごとに大学院委員会で審議し、それぞれの小委員会において実施体制等（別添資料4-1-③-2～4）を決定し、公正な試験を実施している（資料4-1-③-8）。

資料4-1-③-1 国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000003.html

資料4-1-③-2 旭川医科大学入学試験委員会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000245.html

資料4-1-③-3 旭川医科大学教授会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000017.html

資料4-1-③-4 旭川医科大学一般入試実施委員会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000605.html

資料4-1-③-5 旭川医科大学特別入試実施委員会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000606.html

資料4-1-③-6 旭川医科大学編入学試験実施委員会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000247.html

資料4-1-③-7 旭川医科大学入学センター規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000275.html

資料4-1-③-8 旭川医科大学大学院委員会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000019.html

別添資料4-1-③-1 平成26年度一般入試（第2次試験）試験実施要領

別添資料4-1-③-2 平成27年度大学院医学系研究科修士課程看護学専攻入学者選抜方法及び実施日程

別添資料4-1-③-3 平成26年度大学院医学系研究科修士課程看護学専攻入学試験実施要領

別添資料4-1-③-4 平成26年度実施大学院医学系研究科（博士課程）入学試験実施要項

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜の基本方針は教育研究評議会で決定し、企画立案は入学試験委員会が担当している。学部における入学者選抜の実施は、入学試験委員会の下に置かれた一般入試実施委員会、特別入試実施委員会、編入学試験実施委員会が担当している。入学センターは、それら委員会による入学者選抜の実施を推進するとともに評価を行い、入学試験委員会にフィードバックすることにより、実施体制の円滑な運営を支援しており、各々の業務と責務が明確となっている。大学院における入学者選抜の実施は、大学院委員会の下に設置している小委員会で実施体制を決定していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 4-1-④： 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかについて検証するため、入学センターでは、入学者選抜方法の調査及び研究に関すること並びに入学者の追跡調査及び研究に関すること等を行い、その活動内容は入学センター活動報告書としてまとめている（別添資料4-1-④-1）。

さらに、各試験の実施後に面接担当教員にアンケート調査を実施し、その結果を参考に各試験実施委員会（一般入試実施委員会、特別入試実施委員会、編入学試験実施委員会）で次年度の実施に向けた評価を行うとともに、入学センター会議で更に評価し、次年度入試の改善に役立てる体制をとっている。直近では、平成24年度AO入試において、より学力を担保する目的から集団面接配点の引き下げと医学科第2年次後期編入学試験における合格者決定方法の変更を決定した（別添資料4-1-④-2）。

大学院においては、年度当初に修士課程、博士課程ごとに小委員会を設置し、前年度の結果を踏まえた入学者選抜方法について審議しており、その結果をもって各課程委員会に諮り当該年度の入学者選抜を行う取組としている（別添資料4-1-④-3、4）。

別添資料4-1-④-1 入学センター活動報告書 第5号	(出典：入学センター資料)
別添資料4-1-④-2 平成24年度入学試験委員会議事要旨抜粋	(出典：入学試験委員会議事要旨)
別添資料4-1-④-3 平成27年度大学院医学系研究科修士課程看護学専攻入学者選抜方法及び実施日程	(出典：修士課程小委員会資料)
別添資料4-1-④-4 大学院医学系研究科（博士課程）入学者選抜方法及び実施日程	(出典：博士課程小委員会資料)

【分析結果とその根拠理由】

入学センターが異なる選抜方法によって入学した学生の追跡調査、面接担当者からのフィードバック調査を行っており、アドミッション・ポリシーに沿った受入れをしているかについて検証している。

また、その結果は一般入試実施委員会、特別入試実施委員会、編入学試験実施委員会及び入学試験実施を推進する入学センター会議で検討し、次年度の選抜方法に反映する体制を整えている。

実施に当たっては、試験担当者に対して前年度の検討結果に基づいた実施要領を配付し、事前説明会を開催するなどファカルティー・ディベロップメントを行って公正な実施に努めている。

大学院に関しては、年度当初の各課程小委員会において、入学者選抜方法について検討し、各課程委員会で審議了承を得た上で、当該年度の入学者選抜を行っていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 4-2-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

学部における入学定員充足状況は、医学科、看護学科とも編入学を含め充足率は0.99である。

大学院における入学定員充足率は、過去5年間、修士課程では0.98となっている。博士課程においては平成

22年度の段階で1.40と大幅に超過する状況になっていた（大学現況票、平均入学定員充足計算表）が、平成24年6月にこれを改善するため大学院委員会（博士課程委員会）において入学定員をより厳密に管理することを決定した。結果として、平成25年度以降定員超過は改善されており、現時点での過去5年間の平均充足率は1.13となっている。

【分析結果とその根拠理由】

実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は下回る状況になっていないと判断する。

また、大学院博士課程においては過去に実入学者が入学定員を上回っていたが、入学定員を管理するための取組を行い、現時点では適切な充足率となっていることから、本観点を満たしていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 北海道出身者を対象とした地域枠の拡充を行い、入学定員の約45%（122人中55人・2年次後期編入学を含む）を地域枠としている点は、建学の理念である「地域医療に根ざした医療、福祉の向上」及び教育理念に沿って定められた「医師・看護職者としての適性とともに関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生」という入学者受入方針に基づいた選抜を実施するという目的に照らして優れている。
- とかく学力試験重視である医学部において、学力試験では評価できない入学者受入方針を、異なる面接試験、小論文およびセンター試験の資格利用、調査書の利用等多面的な評価方法を特別入試（AO入試（医学科）や推薦入試（医学科・看護学科））に用いている点、及び入学定員の100%において面接試験による人物評価を導入している点は、学力に偏重しない入学者受入方針に沿った選抜を実施するという目的に照らして優れている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-①: 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学の教育理念・目標（資料 5-1-①-1）に基づいた医療人及び研究者育成の目的を達成するため、医師、看護師、助産師及び保健師の各免許取得を軸に、必要とされる授業科目を配置した教育課程を編成・実施してきた。

平成 25 年度に、本学学士課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を、医学科、看護学科のそれぞれにおいて明文化した。

医学科では、医療分野における多様な価値観等に触れるための基礎教育科目、医学分野を学ぶための基礎的・汎用的な力を身に付けるための共通科目、より専門的な内容を学び、実践的な力を身に付けるための基礎医学科目、臨床医学科目による教育課程を整備し、これらの体系的な履修を促している。また、日進月歩である医学の発展に教育課程として柔軟に対応するため、基礎医学科目内に「基礎医学特論」を第 2 学年に開講、臨床医学科目内に「選択・必修コース I～VI」を第 3・第 4 学年合同開講とし、基礎医学・臨床医学の発展に即した教育課程となるよう努めている（資料 5-1-①-2）。

看護学科では、高齢社会の到来、医療の高度化など、新たな医療・看護に対する社会の要請に応え、広い教養基盤に支えられ看護実践力を備えた看護専門職を養成するための看護基礎教育を行っている。また、保健師・助産師になるための選択履修科目をそれぞれ設けている。教育課程は、一般基礎科目・専門基礎科目・専門科目の 3 群で構成し、さらに、専門科目は「看護の基礎」、「特性と看護」、「看護の発展と探求」の 3 段階に配置し、看護学を体系的に学習できるよう配慮している。講義・演習・実習の授業形態を有機的に組合せ、段階的かつ系統的教育によって、看護実践ができる人材の養成を目指している（資料 5-1-①-3）。

これらの教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの連携を十分に踏まえたものであり、本学ホームページで学内外に公表するとともに、学生生活のしおりや履修要項（シラバス）に記載して、学生に対しても明示している。

資料 5-1-①-1 教育理念・目標

http://www.asahikawa-med.ac.jp/file/2013/japanese/06educationalphilosophy_j/index.html

資料 5-1-①-2 旭川医科大学医学部医学科（学士課程）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/05med_cp.pdf

資料 5-1-①-3 旭川医科大学医学部看護学科（学士課程）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/06nurse_cp.pdf

【分析結果とその根拠理由】

医学部医学科、看護学科ともに教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-1-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

本学では、教育理念・教育目標及びカリキュラム・ポリシーに基づき、教育の目的並びに授与される学位（学士（医学）・学士（看護学））に沿った教育課程を構成している（資料 5-1-②-1）。

医学科、看護学科ともに、カリキュラム・ポリシーを具体化するために、教育課程が体系的に構成されているかを可視化する目的でカリキュラム・マップを作成し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を構成する 5 領域と授業科目との関連と配置を明示している（資料 5-1-②-2、3）。

医学科では、必修科目 189 単位のほか、選択科目 8 単位以上を取得することになっており、基礎教育科目、共通科目、基礎医学科目及び臨床医学科目にそれぞれ教育課程を整備し、体系的な履修を促している。必修科目の内容については、文部科学省の「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠しており、遺漏や過度の重複を避けるため、教育センターにおいて全科目のシラバスをチェックするとともに、授業時配付資料を収集して点検している。また、学生による授業評価においても重複の有無を質問している（別添資料 5-1-②-1）。

生涯を通じた自学自習の態度を養うために「医学チュートリアル」を導入している。さらに、臨床実習では地域医療機関と連携した診療参加型臨床実習を実施している。そのために必要な知識・技能の評価は、共用試験 CBT（Computer-Based Testing；コンピュータを用いた客観試験）及び OSCE（Objective Structured Clinical Examination；客観的臨床能力試験）で行っている。

一方、看護学科では、平成 24 年度入学生から、新たなカリキュラムによる教育を実施しており、必修科目 110 単位のほか、選択科目 14 単位以上を取得することになっている。保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に伴い、学年ごとの到達目標を明確化し、保健師及び助産師教育を選択履修制とした。

新たなカリキュラムは看護実践能力強化を主眼とし、①一般基礎（教養）、②専門基礎及び③専門の 3 領域で構成し、第 1 学年から第 4 学年まで展開している。さらに③専門では、「看護の基礎」、「特性と看護」及び「看護の発展と探求」の 3 分野に大別し、「看護の基礎」では「リハビリテーション看護学」を新設、「特性と看護」では成人、高齢者、母性、小児及び精神の各看護分野別の講義と関連付けた統合演習「実践看護技術学Ⅰ」及び「実践看護技術学Ⅱ」を新たに開講し、技術を確認しながら実践力を高められるよう工夫している。

また、両学科とも教養英語だけでなく医学英語・看護学英語を重視し、コミュニケーション能力や、国際交流・国際貢献のための幅広い視野と能力の習得に配慮している。

医療者にとって大切な生命の尊厳と医の倫理をわきまえる能力、病める人を思いやる心については、両学科とも、広義の倫理を扱う科目で涵養している。医学科では「医療概論 1～4」など、看護学科では「看護学概論」、「対人関係論」、「看護倫理」などがこれに当たる（資料 5-1-②-4、5）。選択科目については、両学科とも、いわゆる一般教育の科目を中心に多彩に展開し、特に、医学科・看護学科の相互理解を図り協調性を養うために、低学年次の教養教育は両学科合同の選択科目として実施するカリキュラムを採用している。

資料 5-1-②-1 旭川医科大学学則（別表 1、別表 2）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000010.html

資料 5-1-②-2 旭川医科大学医学部医学科（学士課程）カリキュラム・マップ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/09med_cm.pdf

資料 5-1-②-3 旭川医科大学医学部看護学科（学士課程）カリキュラム・マップ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/10nurse_cm.pdf

資料5-1-②-4 平成26年度医学科履修要項 (p. 8・p. 40・p. 77・p. 126 医療概論1～4)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/igaku_2014.pdf

資料5-1-②-5 平成26年度看護学科履修要項 (p. 27 看護学概論、p. 34 対人関係論、p. 55 看護倫理)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/kango_2014.pdf

別添資料5-1-②-1 モデル・コア・カリキュラム準拠状況 (抜粋)

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

医学科の必修科目については、文部科学省「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠しており、基礎教育科目、共通科目、基礎医学科目、臨床医学科目を順次性をもって配置している。

また、看護学科についても、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り、教育内容を過不足なく取り入れ、専門基礎科目から専門科目へと順次学習できるよう配置している。

両学科ともに教育課程を体系的に編成し、カリキュラム・マップにより可視化していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-1-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到係る状況】

文部科学省による「質の高い大学教育推進プログラム」(平成20年度～平成22年度)に「高大病連携によるふるさと医療人育成の取組」が選定され、「地域社会が地域の医師を育む」という視点のもと、地域の高等学校と医療機関における活動を積極的に支援し、入学者選抜から学部教育、卒後臨床研修までを一貫して、将来、地域医療に従事する医療職者、すなわち「ふるさと医療人」を育もうという全学を挙げた取組を行ってきた。事業終了後も取組を継続しており、両学科において、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献できる医療人育成のための教育を行っている。

医学科においては、教育課程の2/3を「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の到達目標に合わせた教育とし、残りの1/3を各大学の理念等に基づく教育に充てることが求められている(資料5-1-③-1)。このような条件の下で、本学の教育理念を具体化するものとして、「早期体験実習Ⅰ」、「早期体験実習Ⅱ」、「地域医療学」、「臨床疫学」及び「健康弱者のための医学」など地域医療関連科目を開講し、臨床実習においては「地域医療実習」を必修化している(別添資料5-1-③-1)。

また、看護学科においても、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献できる医療人育成のため「早期体験実習Ⅰ」及び「早期体験実習Ⅱ」を必修化して開講している。

学生の多様な学習ニーズに対しては、放送大学、北海道教育大学旭川校とそれぞれ単位互換に関する協定を締結しているほか、平成25年度には、北海道地区国立7大学による教養教育連携実施に関する協定を締結しており、平成26年度後期からの双方向遠隔授業実施による教養教育の充実強化に取り組んでいる(別添資料5-1-③-2～4)。さらに、本学を含む旭川市所在の4大学1短大1高専で構成する旭川ウェルビーイング・コンソーシアムにおいても、単位互換科目を共同サテライトキャンパスで開講しており、他分野の学生との交流機会を作り、医療従事者に必要な広い人間関係の構築を支援している。

学術の発展動向への配慮として、医学科では、第2学年において「基礎医学特論」を開講し、基礎・社会医学

の最前線のテーマを教授して基礎医学の意義を考える機会としているほか、第3・第4学年合同開講の「選択必修コースⅠ～Ⅵ」では医学研究分野ごとの最新知識について理解を深める機会としている。看護学科では看護専門職として必要とされる能力開発に努め、長い職業生活において保健・医療・福祉など様々な場で、あらゆる健康レベルにある利用者ニーズへの看護の対応、公衆衛生の向上に貢献することのできる柔軟な思考力、応用力を備えた国際性豊かな人材養成を目指しており、「看護研究」、「卒業研究」、「国際保健看護論」、「英語文献講読」などの科目を開講している。

また、医学科・看護学科とも、薬害被害について学ぶ授業科目を複数設定しているほか、被害者の声を直接聞く機会として、平成25年度は薬害エイズの被害者による授業を実施しており、薬害の実情を把握して見識を広めている（資料5-1-③-2）。さらに、医学科の「健康弱者のための医学」では、車椅子利用の障害当事者による講義も行っている。

医学科・看護学科とも、毎年、編入学者を受入れており、他大学で修得した成績を既修得単位として認定している（資料5-1-③-3～5）。さらに、看護学科では、編入学者用の授業時間割を編成することによって、編入学者が不利にならないよう配慮しており、旭川ウェルビーイング・コンソーシアムの単位互換科目「環境科学」（医学科・看護学科共通科目）では、共同サテライトキャンパスでの土曜日集中開講とすることで、特に看護学科編入学者の履修に便宜を図っている。

資料5-1-③-1 医学教育モデル・コア・カリキュラム —教育内容ガイドライン—

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/06/03/1304433_1.pdf

資料5-1-③-2 薬害問題に対する取組状況調査結果（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/11/20/1325992_7.pdf

資料5-1-③-3 旭川医科大学学則（抜粋）

（医学科の第2年次後期編入学）

第23条 次の各号の一に該当する者で、医学科への入学を志願する者は、選考の上、定員の範囲内で、第2年次後期への入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者。ただし、医学部医学科の卒業者及び在学者を除く。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 大学院修士課程又は博士課程を修了した者

（看護学科の第3年次編入学）

第25条 次の各号の一に該当する者で、看護学科への入学を志願する者は、選考の上、定員の範囲内で、第3年次への入学を許可する。

- (1) 看護系の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学の看護学科を卒業した者
- (3) 大学を卒業し、看護に関する所定の単位を修得した者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第132条に定める者で看護系専修学校の専門課程を修了したもの

（出典：旭川医科大学規程集）

資料5-1-③-4 旭川医科大学医学部医学科第2年次編入学に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000376.html

資料5-1-③-5 旭川医科大学医学部看護学科第3年次編入学に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000377.html

別添資料5-1-③-1 旭川医科大学における「医学教育モデル・コア・カリキュラム」関係資料

別添資料5-1-③-2 旭川医科大学と放送大学との間における単位互換に関する協定書

別添資料5-1-③-3 旭川医科大学と北海道教育大学との間における単位互換に関する協定書

別添資料5-1-③-4 北海道地区国立大学における教養教育の単位互換に関する協定書

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育理念でもある、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献する医療人育成という、社会から強く求められているニーズに対応した教育課程を医学科・看護学科ともに編成している。また「高大病連携によるふるさと医療人育成の取組」などで、地域の高等学校と医療機関における活動を積極的に支援するとともに、医学科においては地域医療関連科目を整備している。

さらに、他大学等との単位互換制度の導入や、編入学者への履修上の配慮を行うなど、学生や社会の要請に配慮した教育課程の編成となっていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到係る状況】

本学では、授業形態（講義・演習・実験・実習等）については教務・厚生委員会及び教育センターで検討を行い、ディプロマ・ポリシーの5つの領域を踏まえて配置している（資料5-2-①-1、2）。全体に占める単位の割合は、医学科では、講義が約62%、演習・実習が約38%、看護学科では、講義が約68%、演習・実習が32%となっている。以下に、本学の特色ある授業について具体例を述べる。

医学科では、第1、第2及び第4学年で演習「医学チュートリアルⅠ～Ⅵ」（医学科履修要項 p. 28・39・125）を実施している。これは、7～8名の小人数で構成された学習グループとチューターにより構成される演習である。医学を学ぶ上で最も大切な自学自習の学習態度を身に付けるため、第1学年は学習スキルの獲得、第2学年は課題探索、問題発見型課題の解決、第4学年は臨床症例問題の解決を目標にしている。専用のチュートリアル教室には、教科書、参考書及びインターネットにつながったコンピュータなどが整備されており、最新の知識が学べるように配慮している。さらに、平成25年度から、総合的な診療能力に必要な臨床推論教育を充実させ、特に症例ごとの推論教育を早期から開始し、多人数教室で少人数チームが課題解決のための議論を行う形式のTBL双方向型授業を構築するため、「医学チュートリアルⅥ」の一部においてトライアル授業を実施した。

看護学科では、「基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ」（看護学科履修要項 p. 29～33）などの科目において、ケース・メソッドによる事例検討を導入しており、グループ学習により看護援助の認識を深める教育を行っている。

また、本学では、模擬患者の自学養成に取り組んでおり、医学科の「心理・コミュニケーション実習」（医学科履修要項 p. 25）、看護学科の「看護過程論」（看護学科履修要項 p. 53）において模擬患者を活用し、コミュニケーション能力及び医療面接スキルの向上を図っている。

医学科及び看護学科の第1・第2学年で実施される「早期体験実習Ⅰ・Ⅱ」（医学科履修要項 p. 6・38）（看護

学科履修要項 p.36・69) は、入学直後から、毎日の学習は全て医師・看護職者になる自分のために行うのだという強い動機付けを行うためのフィールド型授業で、医療・保健・福祉施設などの現場を体験させ、実際に病苦に悩む患者さんに直面することで、人命を預かる医療職者としての強い使命感を涵養している。

主体的学習の更なる推進の一環として、教養教育においても、北海道地区国立大学間の教養教育連携による双方向型遠隔授業システム（国立大学教養教育コンソーシアム北海道）を構築中であり、平成 26 年度後期からの実施に向け、連携大学共同による授業開発を進めている。

授業形態の組合せ、バランスについては、卒業生に対するアンケート調査において意見聴取しており、91%の卒業生から「非常に満足である・ほぼ満足である」との回答を得ている（別添資料 5-2-①-1、2）。

資料 5-2-①-1 平成 26 年度医学科履修要項（巻頭「医学科授業科目の単位数及び履修年次等」、p. 6・25・28・38・39・125）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/igaku_2014.pdf

資料 5-2-①-2 平成 26 年度看護学科履修要項（p. 1～3・29～33・36・53・69）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/kango_2014.pdf

別添資料 5-2-①-1 平成 25 年度旭川医科大学における教育活動の点検・評価のための調査集計結果（医学科卒業生）

別添資料 5-2-①-2 平成 25 年度旭川医科大学における教育活動の点検・評価のための調査集計結果（看護学科卒業生）

（出典：教育センター会議資料）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、観念的・抽象的な内容に陥りがちな講義科目の比率を抑え、医学・看護学上の諸問題を具体的・実践的に探究できる演習・実験・実習を設定しており、両学科のディプロマ・ポリシーに基づく教育カリキュラムを編成している。

また、演習・実験・実習では、少人数、フィールド型、情報機器の活用など、教育内容に応じた多様な学習指導法を取り入れていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

単位の認定には、1 単位 45 時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、これを学則に明示している。学生には「学生生活のしおり」を通して入学時に周知・徹底している。単位の定義は、講義科目の場合、60 分授業 15 回を 1 単位としており、時間数を厳密に計算している（資料 5-2-②-1）。また、予定されていた時間が休講となった場合には原則として後日に補講をするなどの措置も取っている。

医学科においては、平成 19 年度大学機関別認証評価において、学生に過重な単位数の負荷がなされているのではないかと指摘を受けた。本学のような専門職業人育成大学では必修科目の比率が非常に高く CAP 制度の導入では学修時間を確保する方策にはならない。そのため、指摘を受けた後に策定した「医学科 2009 カリキュラム」においては、卒業要件となる単位数を 221 単位から 197 単位に削減し、学修時間の確保に配慮した。看護学科においては、当該年度中の「看護学科 2009 カリキュラム」、現行の「平成 24 カリキュラム」とともに保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める単位数を確保している。このようなカリキュラムの作成により医学科、看護学科ともに 1 学年 35 週相当の開講時間を遵守している。

医学科では、カリキュラムの特色の1つである「医学チュートリアル」を生涯学習能力涵養のために実施することで、学生が自ら進んで空き時間に学習する習慣を養っている。看護学科では、将来の国家試験などを踏まえつつ、学年の進行に合わせ、各学年における到達すべきレベル目標も明確にした漸進型カリキュラムを実施しており、卒業時の到達目標も明確に提示し、自らの学びを効果的に確認できるようにしている。

シラバスには、平成25年度から「準備学習（予習・復習）等の内容と分量」欄を設け、学生に対して主体的な学習を促している。また、学習する場として図書館の24時間開館、講義室やチュートリアル室の空き時間使用などの支援措置も講じている。

さらに、全ての学年に学年担当教員として、医学科第1・第2学年は一般教育の教授、第3・第4学年は基礎医学の教授、第5・第6学年は臨床医学の教授、看護学科第1～第4学年は看護学科の教授を配置し、さらに、医学科では学生約10名に1名のグループ担任教員を配置し、学生が修学指導・相談などを随時受けられるよう便宜を図っている（資料5-2-②-2）。

資料5-2-②-1 時間割（平成26年度）

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=campus+finishing>

資料5-2-②-2 平成26年度学生生活のしおり（抜粋）

8. 学年担当（医学科）・・・p.32

各学年にそれぞれ1名の教員が学年担当として置かれています。

学年担当の教員は、第1・2学年には基礎教育の、第3・4学年には基礎医学の、第5・6学年に臨床医学の教授があたりそれぞれ2年ずつ担当します。学年担当は担当学年の学生に対して、授業や、大学生活に関する連絡や指導助言を行い、相互理解を深める役目を果たすようになっております。

9. グループ担任制度（医学科）・・・p.32

本学では、平成25年度から、医学科に入学した第1学年と第2学年の皆さんに、医師として勤務されている臨床教員との接点を低学年の時から設け、自分達のキャリアプランについて理解を深めてもらう制度を開始しました。

この制度は、各クラス内を少人数のグループに分け、そのグループ毎に1名の臨床教員にグループ担任となっただき、キャリアプラン等の相談にのってもらっています。仕事の先輩として気軽にご相談ください。

11. 学年担当（看護学科）・・・p.41

第1学年から第4学年まで1名の教員が学年担当となります。学年担当は、授業や大学生活に関する指導助言に当たりますので、気軽に相談してください。

（出典：学生生活のしおり）

【分析結果とその根拠理由】

授業科目の単位数は、学則に明示されており、どの科目でも授業に必要な時間数を厳密に計算している。また、医学科では、学生に過重な単位数の負荷がされないように教育内容を整理し卒業要件単位数の削減を実践している。また、医学科・看護学科ともに1学年35週相当開講を確保している。学修時間の確保への時間的な配慮以外にも、図書館24時間開館、チュートリアル室の空き時間解放など学修の場も確保していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。**【観点に係る状況】**

本学では、医学科、看護学科ともにシラバス（資料 5-2-③-1、2）を作成しており、入学時のオリエンテーションにおいて配付し、説明するとともに、各授業科目の初講時においても説明している。

シラバスの内容には、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び科目情報を掲載しており、授業科目におけるシラバス作成率は 100%である。科目ごとの情報には、担当教員氏名、対象学年、開講時期、単位数、コマ数、履修の目的、授業の形式、準備学習（予習・復習）等の内容と分量、成績評価の基準等、学生へのメッセージ、教科書・参考図書、コマごとの履修主題と履修内容が含まれ、学生の利便性に配慮し、ページごとにまとまるよう作成している。学生だけでなく担当教員にも配付され、双方が折に触れて参照できるようになっている。

平成 25 年度学生学習実態調査において、準備学習におけるシラバスの確認頻度を調査しているが、「必ず確認している・時々確認している」の頻度が、医学科 70%、看護学科 85%となっている（別添資料 5-2-③-1）。

資料 5-2-③-1 平成 26 年度医学科履修要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/igaku_2014.pdf

資料 5-2-③-2 平成 26 年度看護学科履修要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/kango_2014.pdf

別添資料 5-2-③-1 平成 25 年度旭川医科大学学生の学習実態調査集計一覧

（出典：教育センター会議資料）

【分析結果とその根拠理由】

本学のシラバスは、勉学にとって必要な情報を網羅しており、利便性も考慮して作成され、学生の利用率も高いことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-④： 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。**【観点に係る状況】**

医学科では、医学教育の基礎となる物理学、化学、生物学のうち、高校までに履修していない科目についてのリメディアル教育として、「自然科学入門」（医学科履修要項 p. 29～31）を入学直後の 4 月に各 20 時間にわたって実施し、5 月以降の本格的な教育に当たってどの学生にも支障が生じないように配慮している（資料 5-2-④-1）。

看護学科では、「生命科学」、「看護基礎物理」、「看護化学」及び「自然科学実験」（看護学科履修要領 p. 8～12）等の科目は、高等学校の復習、並びに第 1 学年後期以降の看護に関連する生命科学分野諸科目への準備・接続科目として位置付けている（資料 5-2-④-2）。

両学科の全ての学年に 1 名ずつ配置している学年担当教員が、常に当該学生全員の成績や学習態度・出席率などを把握することに努めており、成績不振の学生や欠席が多い学生がいた場合には、学生本人、場合によっては保護者に、直ちに積極的にしかるべきアドバイスをする体制を確立しているほか、科目担当教員ごとにオフィスアワーを設定・公開し、学生に対して質問・相談などの学習支援も行っている。さらに、医学科の第 1・第 2 学

年には学生約 10 名に 1 名のグループ担任をそれぞれ配置し、学習不安に関する意見聴取とキャリアプラン支援を行っている。第 5 学年に行われる学力試験での成績下位者に関しては、教育センターでの定期面談による学習支援を行っている（実績 23 年度 9 名、24 年度 8 名、25 年度 3 名）。

資料 5-2-④-1 平成 26 年度医学科履修要項 (p. 29~31)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/igaku_2014.pdf

資料 5-2-④-2 平成 26 年度看護学科履修要項 (p. 8~12)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/kango_2014.pdf

【分析結果とその根拠理由】

基礎学力の不足している学生に対しては、初年次のリメディアル教育、それぞれの科目担当教員・学年担当教員が組織的に対応している。さらに、医学科の第 1・第 2 学年には学生約 10 名に 1 名のグループ担任をそれぞれ配置し、学習不安に関する意見聴取も行われていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-2-⑤： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-2-⑥： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点 5-3-①： 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学の教育理念・教育目標（資料 5-3-①-2）に基づいた医療人及び研究者育成の目的を達成するため、旭川医科大学学則第 33 条（資料 5-3-①-1）で定める卒業の要件を備えた者について、同学則第 34 条（資料 5-3-①-1）で定める学士の学位を授与してきた。平成 25 年度に、卒業時の到達目標を 5 つの領域（態度、知識、技能、思考・判断、意欲・関心）に整理し、より明確に文章化した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を医学科、看護学科のそれぞれにおいて定めた（資料 5-3-①-3、4）。

これらの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの連携を十分に踏まえたものであり、本学ホームページで学内外に公表するとともに、学生生活のしおりや履修要項（シラバス）に記載して、学生に対しても明示している。

資料5-3-①-1 旭川医科大学学則（抜粋）

（卒業の要件）

第33条 医学科の卒業の要件は、6年(第2年次後期編入学者は、4年6月)以上在学し、別表1に定めるところにより、197単位以上を修得することとする。

2 看護学科の卒業の要件は、4年(第3年次編入学者は、2年)以上在学し、別表2に定めるところにより、124単位以上を修得することとする。

（卒業及び学位の授与）

第34条 学長は、前条の要件をそなえた者については教授会の議を経て卒業を認定し、旭川医科大学学位規程(平成16年旭医大達第104号)の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(出典：旭川医科大学規程集)

資料5-3-①-2 教育理念・教育目標

http://www.asahikawa-med.ac.jp/file/2013/japanese/06educationalphilosophy_j/index.html

資料5-3-①-3 旭川医科大学医学部医学科（学士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/01med_dp.pdf

資料5-3-①-4 旭川医科大学医学部看護学科（学士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/02nurse_dp.pdf

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針は、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの連携を十分に踏まえたものであり、本学ホームページで学内外に公表するとともに、学生生活のしおりや履修要項（シラバス）に記載していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-3-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学の成績評価基準は、「医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程」第5条及び「医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程」第6条に基づき、定期試験の成績、レポート、中間試験、出席状況などを考慮して総合的に評価し、優（80～100点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（0～59点）の4段階で行われており、優、良及び可を合格としている（資料5-3-②-1、2）。

単位認定は、上記要素を基礎データとして授業担当教員が行い、科目や担当者による著しいばらつきを減らす工夫として、学年担当・授業担当教員会議での成績確認、さらに、教務・厚生委員会での確認を行っている。

進級及び卒業認定については、まず教務・厚生委員会で、学則別表で定められている必修科目の単位修得状況や科目区分ごとに設定された単位修得数の条件を満たしているかについて確認し、その後教授会で判定している。

これらの基準は、入学時のオリエンテーションにおいて説明し、「学生生活のしおり」の冊子を配付して周知している。また、科目ごとの具体的な成績評価については、「シラバス」、「臨床実習指針」の中に「成績評価の基準等」欄で明示している。平成25年度卒業生アンケートでは、「成績評価について、満足していますか。」という問いに対し、「非常に満足」（7%）「ほぼ満足」（81%）との回答を得ており、約9割の学生が適切だったと評価している（資料5-3-②-3）。

資料 5-3-②-1 旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（抜粋）

（成績の評価）

第5条 成績の評価は、第3条に定める試験のほか、授業への出席状況等を考慮し授業科目担当教員等が行うものとする。

2 授業科目担当教員等は、授業科目ごとに成績の評価基準を定め、履修要項に明示するものとする。

3 成績の評価は、次表のとおりの評点及び評語をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、再試験の評価は、可を限度とする。

評 点	評 語
100 ～ 80	優
79 ～ 70	良
69 ～ 60	可
59 ～ 0	不可

4 学期をまたがる授業科目で履修途中における評価を必要とする場合は、合又は否とする。

（出典：旭川医科大学規程集）

資料 5-3-②-2 旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（抜粋）

（成績の評価）

第6条 成績の評価は、第4条に定める試験のほか、授業への出席状況等を考慮し授業科目担当教員等が行うものとする。

2 授業科目担当教員等は、授業科目ごとに成績の評価基準を定め、履修要項に明示するものとする。

3 成績の評価は、次表のとおりの評点及び評語をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、再試験の評価は、可を限度とする。

評 点	評 語
100 ～ 80	優
79 ～ 70	良
69 ～ 60	可
59 ～ 0	不可

（出典：旭川医科大学規程集）

資料 5-3-②-3 平成 25 年度旭川医科大学における教育活動の点検・評価のための調査集計結果（医学科及び看護学科卒業生）

問12. 成績評価について、満足していますか	卒業生:168名 回答数:124名 回答率:73.8%
	回答数 (人) 比率 (%)
非常に満足	8 6.5
ほぼ満足	100 80.6
やや不満	15 12.1
非常に不満	1 0.8

（出典：教育センター会議資料）

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準については、全学的に作成の上「学生生活のしおり」の冊子で明示しており、具体的な成績評価については、「シラバス」の中に「成績評価の基準等」欄でその方法を明記している。また、成績評価・単位認定については、厳格な試験やレポートによって授業担当教員が評価・認定し、それを学年担当・授業担当教員会議で確認し、さらに、教務・厚生委員会を経て、最終的に教授会で審議して認定している。

また、平成 25 年度卒業生アンケートでは、約 9 割の学生が適切だったと評価していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-3-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

個々の学生の成績評価に際しては、担当教員の独断によらないよう学年担当・授業担当教員会議で成績確認を行っている。科目ごとの成績評価分布についての検討は教員の裁量に依存しており、組織的な検討の段階には至っていないが、平成 25 年度からは、教育センターにおいて成績評価に係るアセスメント・ポリシーの策定に向けた検討を開始した。

学生からの異議申し立てを受ける制度は、規程としては定められていないが、全学年に学年担当教員を配置（資料 5-3-③-1）しており、履修上の問題等についての相談が可能となっている。医学科では、異議申し立て制度の確立のために、第 6 学年に課している「統合演習」の試験において、問題解答の掲示による異議申し立て受付のトライアルを実施した。

資料 5-3-③-1 学生生活のしおり（抜粋）

8. 学年担当（医学科）・・・p. 32

各学年にそれぞれ 1 名の教員が学年担当として置かれています。

学年担当の教員は、第 1・2 学年には基礎教育の、第 3・4 学年には基礎医学の、第 5・6 学年に臨床医学の教授があたりそれぞれ 2 年ずつ担当します。学年担当は担当学年の学生に対して、授業や、大学生活に関する連絡や指導助言を行い、相互理解を深める役目を果たすようになっております。

11. 学年担当（看護学科）・・・p. 41

第 1 学年から第 4 学年まで 1 名の教員が学年担当となります。学年担当は、授業や大学生活に関する指導助言に当たりますので、気軽に相談してください。

（出典：学生生活のしおり）

【分析結果とその根拠理由】

個々の学生の成績評価に際しては、担当教員の独断によらないよう学年担当・授業担当教員会議で成績確認を行っている。学生の異議申し立て制度の導入に向けては、「統合演習」の試験において問題解答の掲示による異議申し立て受付のトライアルを実施している。また、平成 25 年度から教育センターにおいてアセスメント・ポリシーの検討を開始している。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているが、さらなる向上のための取組が行われている状況から、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-3-④： 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

卒業要件は本学学則第 33 条に明示され、医学科は 6 年以上在学し、必修科目 189 単位及び選択科目 8 単位以上、合計 197 単位以上を修得、看護学科は 4 年以上在学し、必修科目 110 単位及び選択科目 14 単位以上、合計 124 単位以上を修得することとなっている（資料 5-3-④-1）。

ディプロマ・ポリシーに到達目標として定める 5 つの領域は、カリキュラム・ポリシーにおいて到達するために受講すべき領域ごとの科目として具体化するとともに、カリキュラム・マップにおいて学年ごとの修得すべき

科目を図示化して学生に周知している。さらに、看護学科においては、学年ごとのコンピテンスとしての到達目標を「学生生活のしおり」に掲載して周知している。

また、卒業認定については、入学時のオリエンテーションで「シラバス」や「学生生活のしおり」を配付して、説明しており、前述（観点 5-3-②）の最終単位を教務・厚生委員会及び教授会で審議・認定している（別添資料 5-3-④-1）。

資料 5-3-④-1 旭川医科大学学則（抜粋）

（卒業の要件）

- 第33条 医学科の卒業の要件は、6年（第2年次後期編入学者は、4年6月）以上在学し、別表1に定めるところにより、197単位以上を修得することとする。
- 2 看護学科の卒業の要件は、4年（第3年次編入学者は、2年）以上在学し、別表2に定めるところにより、124単位以上を修得することとする。

（出典：旭川医科大学規程集）

別添資料 5-3-④-1 平成25年度卒業判定資料（医学科第6学年学業成績評価一覧・抜粋）

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針に従った成績評価基準や卒業認定基準は、「シラバス」や「学生生活のしおり」に明示の上、全学生に配付・説明している。また、成績評価・単位認定・卒業認定については、厳格な試験やレポートによって授業担当教員が評価・認定し、それを学年担当・授業担当教員会議で確認し、さらに、教務・厚生委員会で確認し、最終的に教授会で審議し、認定していることから、本観点を満たしていると判断する。

＜大学院課程（専門職学位課程を含む。）＞

観点 5-4-①： 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学大学院の基本理念（理念・教育目標）（資料 5-4-①-1）に基づいた人材育成の目的を達成するため、教育の目的並びに授与する学位（博士（医学）・修士（看護学））に沿った教育課程を編成している（資料 5-4-①-2）。

本学大学院課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、医学専攻（博士課程）、看護学専攻（修士課程）のそれぞれにおいて定められている（資料 5-4-①-3、4）。

これらの教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの連携を十分に踏まえたものであり、本学ホームページで学内外に公表するとともに、履修要項（シラバス）に記載して、学生に対しても明示している。

資料5-4-①-1 基本理念(理念・教育目標)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/file/2013/japanese/06educationalphilosophy_j/index.html

資料5-4-①-2 旭川医科大学大学院学則(別表第1、別表第2)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000011.html

資料5-4-①-3 医学系研究科医学専攻(博士課程)カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/07MD_cp.pdf

資料5-4-①-4 医学系研究科看護学専攻(修士課程)カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/08MA_cp.pdf

【分析結果とその根拠理由】

大学院の基本理念(理念・教育目標)に基づいた人材育成の目的を達成するため、教育の目的並びに授与する学位(医学博士・看護学修士)に沿った教育課程を編成している。

また、大学院課程の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、医学専攻(博士課程)、看護学専攻(修士課程)のそれぞれにおいて定められており、本学ホームページで学内外に公表するとともに、履修要項(シラバス)に記載して、学生に対しても明示していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-4-②： 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点到係る状況】

本学大学院(前掲資料2-1-③-2)では、基本理念(理念・教育目標)及びカリキュラム・ポリシーに基づき、教育の目的並びに授与される学位(博士(医学)・修士(看護学))に沿った教育課程を構成している(資料5-4-②-1)。

修士課程(看護学専攻)では、①豊かな人間性、優れた研究能力、高い倫理観を備えた、看護学教育者・研究者の育成、②看護専門職者として、優れた問題解決能力を発揮し、指導的役割を担える人材の育成、③看護学の取組を通して、地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成を教育目標に掲げ、修士論文コースと高度実践コースに専門領域ごとの教育課程を編成している。

このうち、高度実践コースのがん看護学領域は、社団法人日本看護系大学協議会認定の「がん看護」分野専門看護師教育課程であり、文部科学省補助金採択事業である「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」(道内4医療系大学連携事業)の一翼を担う専門医療系人材育成のための「地域オンコロジーナース養成プログラム」としても位置付けられている(資料5-4-②-2)。

博士課程(医学専攻)では、①秀でた独創性、豊かな人間性、厳しい倫理観を備えた、医学教育者・研究者の育成、②地域社会の医療福祉の充実のために、指導的な役割を担える高度専門職業人の育成、③国際社会で、医学・医療の取組を通し、その普遍的価値を共有できる人材の育成を教育目標に掲げ、研究者コースと臨床研究者コースに専門領域ごとの教育課程を編成している。

教育課程では、様々な分野を横断的に網羅する共通科目として「共通先端医学特論」、「共通基盤医学特論」及び「共通医学論文特論」の3科目10単位を必修化し、幅広い知識に裏打ちされた専門性の高い医療従事者、医学研究者の育成を目指している。このほか両コースの共通科目としては、コース別に「医学基盤演習」2単位を設定している。

また、臨床研究者コースの臨床腫瘍・血液病態学領域は、文部科学省補助金採択事業である「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」（道内4医療系大学連携事業）における「地域臨床腫瘍医養成プログラム」としても位置付けられている（資料5-4-②-2）。

資料5-4-②-1 旭川医科大学大学院学則（別表第1、別表第2）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000011.html

資料5-4-②-2 がんプロフェッショナル推進基盤プラン（北海道がん医療を担う医療人養成プログラム）

<http://www.gan-pro.jp/index.html>

【分析結果とその根拠理由】

大学院の基本理念(理念・教育目標)に基づくカリキュラム・ポリシーを策定し、授与する学位と目標とする人材の育成に対応した教育課程を編成しており、大きく変わりつつある医学、看護学領域の大学院として社会の要請に応えていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-4-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

大学院では、基本理念(理念・教育目標)及びカリキュラム・ポリシーに基づき、教育の目的並びに授与する学位に沿った授業内容としている。

修士課程（看護学専攻）では、修士論文コースと高度実践コースの専門領域ごとに講義、演習の授業科目を設定（資料5-4-③-1、2）している。

修士論文コースでは、看護学に関する基本的な知識と健康科学に関する専門的な知識を土台とし、その上に専門各領域において高度な知識を修得し、研究能力を育成できるような授業科目を、高度実践コースでは、がん看護専門看護師に必須の高度な専門知識と実践能力を修得できるような授業科目を設定している。

博士課程（医学専攻）では、研究者コースと臨床研究者コースの専門領域ごとに講義、演習、実験・実習の授業科目を設定（資料5-4-③-3）し、共通の医学研究倫理、方法論に関する基礎知識を持った上で、多様性のある医学研究に対する社会的要請に応えている。

また、博士課程においては、初期臨床研修の1年目から同課程に在籍し、研究を早期にスタートできる制度を採用するとともに、様々な分野を横断的に網羅する共通科目である「共通先端医学特論」、「共通基盤医学特論」及び「共通医学論文特論」を、講義室での通常講義に加えてe-Learning形式でも開講（資料5-4-③-4）し、社会人学生のニーズに配慮している。

共通基盤医学特論では、研究倫理、研究方法概論、研究財産管理論など、全ての研究者に必要とされる知識について講義を組み立てている。

共通先端医学特論では、現代日本における死亡原因の上位を占めるがん、脳卒中や心筋梗塞などの血管疾患及びそれらの遠因となる糖尿病を代表とする代謝疾患について最先端の基礎研究から臨床応用まで網羅して講義を組み立てている。

共通医学論文特論では、科学論文作成に関わる書式や語彙のみに止まらず、インターネットを利用する情報の収集検索や様々な電子辞書・シソーラスなどの活用、生物統計の適切な応用を通じたデータの整理など、多方面

から医学論文の作成及びプレゼンテーションについて講義を組み立てている。

資料5-4-③-1	平成26年度大学院履修要項(シラバス)・修士課程(巻頭:授業科目、修了要件及び履修方法(修士論文コース))
	http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsn/youshiki/03.syllabus_ronbun.pdf
資料5-4-③-2	平成26年度大学院履修要項(シラバス)・修士課程(巻頭:授業科目、修了要件及び履修方法(高度実践コース))
	http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsn/youshiki/04.syllabus_koudo.pdf
資料5-4-③-3	平成26年度大学院履修要項(シラバス)・博士課程(共通科目(p.1~8))
	http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/files/03.syllabus.pdf
資料5-4-③-4	大学院博士課程ホームページ(e-Learning)
	http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/lectures.htm

【分析結果とその根拠理由】

共通科目においては、編成の趣旨に沿った授業が設定されており、また、専門科目においては、それぞれの講座の専門性に基づいた講義、演習、実験・実習が設定されていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点到に係る状況】

大学院修士課程では、全体で57科目を配置しており、それぞれの専門領域に応じて講義7~13科目、演習2~4科目、実験・実習科目2科目(高度実践コースのみ)の授業を設定している(資料5-5-①-1)。社会人学生が多いことから、指導教員とマンツーマンで対話・討論的な授業を展開している。

また、博士課程においては全体で146科目を配置しており、それぞれの専門領域に応じて講義5科目、演習4科目、実験・実習3~4科目の授業を設定している(資料5-5-①-1)。専門科目の講義、演習、実験・実習は、少人数、対話・討論型授業形態となっており、社会人学生に配慮した時間割(第7時限(18:00~19:00)、第8時限(19:10~20:40))を設定するとともに、e-Learningも積極的に導入している。

資料5-5-①-1	旭川医科大学大学院学則(別表第1、別表第2)
	http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000011.html

【分析結果とその根拠理由】

大学院では、それぞれの専門領域に応じて講義、演習、実験・実習の授業を設定しており、専門科目の講義、演習、実験・実習は、少人数、対話・討論型授業形態となっている。

また、社会人学生に配慮した時間割を設定するとともに、e-Learningも積極的に導入していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-5-②： 単位の実質化への配慮がなされているか。**【観点に係る状況】**

授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学業を必要とする内容をもって構成することを標準（資料 5-5-②-1）としているが、大学院教育は、授業外の主体的な学習を前提とするもので、自主学習や研究を促進するための支援及び指導に努めている。

大学院学生は、情報処理実習室を 6 時から 23 時まで利用でき、図書館は 24 時間開館しており、文献検索がいつでも行えるなど、自由に学習できる環境を整備している。

また、一部の授業科目では、授業に参加できなかった学生の補講対策として、e-Learning（資料 5-5-②-2）を実施しており、学修の時間確保に努めている。

シラバスについては、記載事項及び内容を拡充し、成績評価基準の明確化が進むなど授業外学習の促進・支援に配慮している。

資料 5-5-②-1 旭川医科大学大学院学則（抜粋）**（単位の計算方法）**

第14条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を45時間の学業を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験・実習については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。

（出展：旭川医科大学規則集）

資料 5-5-②-2 大学院博士課程ホームページ（e-Learning）

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/lectures.htm>

【分析結果とその根拠理由】

単位の実質化に向けて、自主学習促進・支援のための整備、シラバスの充実・改善、成績評価基準の明確化等が進められていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-5-③： 適切なシラバスが作成され、活用されているか。**【観点に係る状況】**

大学院のシラバス（資料 5-5-③-1～3）には、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを掲載するとともに、教育の目的に沿って課程ごとに書式を統一して作成しており、入学時のオリエンテーションで配付し、説明しているほか、大学ホームページにも掲載して周知している。

修士課程においては、科目ごとの情報に「教科書」の指示欄を設ける等、平成 20 年度以降、掲載情報の充実を図っており、博士課程においても、共通科目である「共通先端医学特論」、「共通基盤医学特論」及び「共通医学論文特論」の詳細情報及び e-Learning 形式での受講上の留意事項等、詳細情報を掲載し、学生の学習計画に配慮している。

資料5-5-③-1 平成26年度大学院履修要項（シラバス）・修士課程（修士論文コース）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsn/youshiki/03.syllabus_ronbun.pdf

資料5-5-③-2 平成26年度大学院履修要項（シラバス）・修士課程（高度実践コース）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsn/youshiki/04.syllabus_koudo.pdf

資料5-5-③-3 平成26年度大学院履修要項（シラバス）・博士課程（共通科目（p. 1～8））

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/files/03.syllabus.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

大学院では、教育の目的に沿ってシラバスを作成しており、入学時のオリエンテーションで、授業の説明用として活用していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-5-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

大学院修士課程においては、看護師として従事したまま入学する学生が多いことから、募集要項には、有職者が離職することなく修学することを可能とするために昼夜開講制をとっていることを明記している。修士課程の時間割はほとんどの講義が夜間、土日の昼間に開講している。指導教員と打合せの上、夜間や土日等にも研究指導を受けられるよう配慮している（資料5-5-④-1）。

博士課程においても、大学院の学生募集要項には、有職者が離職することなく修学可能であることを明記し、社会人学生の便宜を考慮し、大学院博士課程の講義は週1回、18時から開講する（資料5-5-④-2、3）とともに、初期臨床研修の1年目から同課程に在籍し、研究を早期にスタートできる制度も平成24年度から採用している（資料5-5-④-4）。

さらに、両課程ともに長期履修制度を採用しており、修士課程では最長4年、博士課程では最長6年での修了が可能となっており、授業料負担額が標準修業年限による修了者と同額のまま、社会人が無理なく履修計画を立てられるよう配慮している（資料5-5-④-5）。

資料5-5-④-1 修士課程における教育方法の特例

（3） 教育方法の特例

本学修士課程では、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」を適用し、有職者が離職することなく修学することが可能となるよう、有職者に対し配慮した教育を実施しています。

教育方法の特例としては、夜間、土曜日、夏季・冬季休業中に開講する講義等を履修でき、研究指導も受けることができます。

（出典：大学院修士課程学生募集要項）

資料5-5-④-2 博士課程における教育方法の特例

（3） 教育方法の特例

本学博士課程においては、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」を適用し、社会人の方々が入学後も仕事を続けながら講義が受講できるように、夕方からも開講します。

(出典：大学院博士課程学生募集要項)

資料5-5-④-3 平成26年度大学院履修要項（シラバス）・博士課程（共通科目（p. 1～8））

http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/files/03_syllabus.pdf

資料5-5-④-4 旭川医科大学病院卒後臨床研修センターホームページ

http://www.jimu.asahikawa-med.ac.jp/shomu/sotsugo/ishi_program.html

資料5-5-④-5 博士課程長期履修学生制度（修士課程も同様の取扱い）

本学博士課程では、職業を有している等の事情によって、標準修業年限（4年）を超えて一定の期間（5年又は6年）に亘り計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者については、審査のうえ、これを許可する制度を平成20年度から導入しました。

この制度の適用者を「長期履修学生」といい、当該学生の授業料総支払額は、標準修業年限による修了者と同額になります。この制度の適用を希望する場合は、合格発表後、入学手続案内で定める期間に下記の照会先へ申し出てください。

(出典：大学院博士課程学生募集要項)

【分析結果とその根拠理由】

修士課程においては、講義や研究指導などを夜間及び土日に行っており、博士課程の共通講義についても、社会人学生に配慮して18時から開講している。さらに、両課程では、長期履修制度を採用しており、医師、看護職者等の有職者が、仕事と学業を両立できるよう配慮していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-5-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-5-⑥： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点到係る状況】

大学院においては、主として学生1人に対し教員1人が指導教員となっており、学生に対する指導教員の割り振りは、入学時の学生の希望により学生が所属する研究分野の教員を選定しており、研究指導上も問題なく行われている（資料5-5-⑥-1）。

研究テーマについては、入学前から学生が希望する研究テーマに関係する分野の教員と相談しており、入学後は速やかに研究に入ることができるようにしている。

修士課程では、多角的な視点に立ち、きめ細かい研究指導を実施するため、平成22年度から複数教員指導体制をとっている。その枠組の中で、学生は、まず標準修業年限の間に行う研究の計画書を提出し、それを「研究計画発表会」（平成25年度は4回開催：実施要領は修士課程HPに公開）で発表する。その場での質疑・応答・指導を通して、具体的で適切な研究計画を立案できるようにしている。

また、博士課程では、研究者コース及び臨床研究者コース共通の「共通科目」が置かれ、複数の教員による指導を受けられるよう配慮している。さらに、例年、T Aとして7人前後、R Aとして10人前後を採用し、学部教育の実験・実習における教育指導や研究指導の訓練の場を提供している（資料5-5-⑥-2、3）。

大学院の学位論文においては、学部教育で重視される実践的・自主的学習遂行力の養成目的に加えて、その内容自体により高い専門性の担保が求められ、その保障としては、指導教員をはじめとする研究科の教員の見識に主として委ねられているが、その内容の検証として事前に論文の公開発表を義務付けている（資料5-5-⑥-4～9）。

資料5-5-⑥-1 旭川医科大学大学院学則（抜粋）

（研究指導）

第9条 学生は、その属する専攻の指導教員の指導を受けるものとする。

（出典：旭川医科大学規程集）

資料5-5-⑥-2 旭川医科大学ティーチングアシスタントの受入れに関する要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000226.html

資料5-5-⑥-3 旭川医科大学リサーチアシスタントの受入れに関する要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000227.html

資料5-5-⑥-4 旭川医科大学学位規程（第3条 学位授与の要件、第4条 論文の提出方法等、第5条 論文審査、第8条 学位授与の可否、第9条 学位の授与）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000217.html

資料5-5-⑥-5 旭川医科大学修士論文審査実施細則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000230.html

資料5-5-⑥-6 旭川医科大学博士論文審査実施細則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000228.html

資料5-5-⑥-7 旭川医科大学修士論文審査に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000231.html

資料5-5-⑥-8 旭川医科大学博士論文審査に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000229.html

資料5-5-⑥-9 学位授与者数

区 分		S53年度 ～H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	合 計
博士（医学）	課程博士	394	11	12	13	18	17	465
	論文博士	416	6	11	3	8	5	449
	計	810	17	23	16	26	22	914
修士（看護学）		76	19	14	13	6	17	145

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

大学院では、担当となる研究分野の指導教員の下、複数の教員の協力を得た研究指導体制を取り、学位論文を作成している。

研究テーマに関しては、学生が希望する研究テーマに関係する分野の教員と相談できる体制となっており、必要に応じて指導教員以外の複数の教員による指導を受けられるよう配慮している。

また、学部教育の実験・実習における教育指導や研究指導の訓練の場を提供している。

学位論文の審査過程においては、公開発表会において質疑応答を行い、最終的には大学院委員会で学位授与の可否投票の上、学位を授与していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-6-①： 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学大学院の基本理念（理念・教育目標）（資料 5-6-①-2）に基づいた人材育成の目的を達成するため、旭川医科大学大学院学則第 15 条（資料 5-6-①-1）で定める修了要件を備えた者について、同大学院学則第 16 条（資料 5-6-①-1）で定める修士又は博士の学位を授与することとしており、修了時の到達目標として 5 つの領域（態度、知識、技能、思考・判断、意欲・関心）に整理し、より明確に文章化した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を医学専攻（博士課程）、看護学専攻（修士課程）のそれぞれにおいて定めている（資料 5-6-①-3、4）。

これらの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの連携を十分に踏まえたものであり、本学ホームページで学内外に公表するとともに、履修要項（シラバス）に記載して、学生に対しても明示している。

資料 5-6-①-1 旭川医科大学大学院学則（抜粋）

（修了要件）

第 15 条 修士課程修了の要件は、本大学院に 2 年以上在学し、第 8 条に定める授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士論文については、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果をもって代えることができる。

3 博士課程修了の要件は、本大学院に 4 年以上在学し、第 8 条に定める授業科目について 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

（学位授与）

第 16 条 本大学院の課程を修了した者には、旭川医科大学学位規程（平成 16 年旭医大達第 104 号）の定めるところにより修士又は博士の学位を授与する。

（出典：旭川医科大学規程集）

資料 5-6-①-2 基本理念（理念・教育目標）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/file/2013/japanese/06educationalphilosophy_j/index.html

資料 5-6-①-3 医学系研究科医学専攻（博士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/03MD_dp.pdf

資料 5-6-①-4 医学系研究科看護学専攻（修士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/04MA_dp.pdf

【分析結果とその根拠理由】

大学院の基本理念(理念・教育目標)に基づいた人材育成の目的を達成するため、本学大学院学則で定める修了要件を備えた者について、修士又は博士の学位を授与することとしており、修了時の到達目標として5つの領域に整理し、より明確に文章化した学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を、医学専攻(博士課程)、看護学専攻(修士課程)のそれぞれにおいて定めている。そして、これらの学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの連携を十分に踏まえたものであり、本学ホームページで学内外に公表するとともに、履修要項(シラバス)に記載して、学生に対しても明示していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点5-6-②： 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

大学院の修了要件は、旭川医科大学大学院学則に定めており、「学生のしおり」に明記し学生に配付するとともに、入学時のガイダンスで説明している(資料5-6-②-1)。

授業科目の成績評価基準は、シラバスに記載する授業科目の試験の成績等により、秀(90~100点)、優(80~89点)、良(70~79点)、可(60~69点)、不可(0~59点)の5段階であり、授業科目の試験や学生の学習及び研究の進捗状況から総合的に評価して所定の単位を認定している。

また、修了認定は、取得した単位数に加え、提出された学位論文の審査及び最終試験の可否を基に大学院委員会が審議、投票により行っている(別添資料5-6-②-1)。

資料5-6-②-1 旭川医科大学大学院学則(第15条 修了要件)

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000011.html

別添資料5-6-②-1 平成25年度修了認定資料(平成25年度(平成26年3月)旭川医科大学大学院医学系研究科博士課程修了予定者一覧・抜粋)

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

大学院における成績評価は、授業科目の試験や学生の学習及び研究の進捗状況から総合的に評価されている。

また、修了要件は、旭川医科大学大学院学則に明示されており、授業科目の成績評価基準については、学部に合わせて実施されている。修了要件等は入学時のガイダンスや学生に配付する「学生のしおり」や「シラバス」を通じて周知されている。

修了認定は、取得単位数に加え、学位論文の審査及び最終試験の可否を基に大学院委員会(博士課程委員会、修士課程委員会)での審議、投票により行われていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-6-③： 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。**【観点到係る状況】**

各科目の成績評価は、5段階の基準に基づき、「シラバス」に記された「成績評価基準」により適切に行われており、個々の学生の成績評価に際しては、指導教員の独断によらないよう大学院委員会（博士課程委員会、修士課程委員会）において、確認を行っている。

また、学生からの異議申し立てを受ける制度は、規程としては定められていないが、学生からの申し立てがあれば、大学院委員会等が対応することとしている。特に、修士課程では、学生から直接申し立てを受ける窓口を修士課程小委員会に開設している。

【分析結果とその根拠理由】

大学院における成績評価等の正確性を担保するための措置として、学生からの申し立てがあれば、大学院委員会等において対応することとしている。修士課程では、学生からの申し立てに対応できる窓口を開設していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 5-6-④： 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

学位論文の審査体制については、旭川医科大学学位規程、修士論文審査実施細則及び博士論文審査実施細則等に基づき整備し、実施している（資料 5-6-④-1～5）。大学院委員会は、付託された学位論文の審査のため審査委員会を設置し、論文内容の審査を行っている。この審査委員会の委員は、大学院委員会委員（教授）のうちから、指導教員を含む3名以上で構成しており、十分な時間をかけ、関連する分野の教員とも連携しながら、審査を実施している。

また、博士課程、修士課程ともに、ディプロマ・ポリシーに基づく学位論文審査基準が明確に定められており（資料 5-6-④-6、7）、学位授与のための適切な審査体制が整っており、審査過程においては、公開発表会において質疑応答を行い、最終的には大学院委員会で学位授与の可否投票の上、学位を授与している。

資料 5-6-④-1 旭川医科大学学位規程（抜粋）**（学位授与の要件）**

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程（以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与することができる。

（論文の提出方法等）

第4条 旭川医科大学大学院学則(平成16年旭医大達第151号。以下「大学院学則」という。)第15条第1項の規定により学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む。)の審査を願い出る者は、学位論文審査願に学位論文及び学位論文の要旨を添え、学長に提出するものとする。

2 大学院学則第15条第3項本文の規定により学位論文の審査を願い出る者は、学位論文審査願に論文目録、学位論文、学位論文の要旨及び履歴書を添え、学長に提出するものとし、ただし書きの規定を適用する場合は、これらの書類のほか指導教員が作成する博士課程早期修了に関する推薦書を事前に提出するものとする。

3 前条第4項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文目録、学位論文、学位論文の要旨、履歴書及び学長が別に定める論文審査手数料を添え、学長に提出するものとする。

4 前3項による学位論文の提出は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

5 受理した学位論文(不合格となったものを除く。)及び論文審査手数料は、返還しない。

(論文審査)

第5条 学長は、前条第1項から第3項までの規定により学位論文を受理したときには、大学院委員会に審査を付託するものとする。

2 大学院委員会は、審査を付託された学位論文につき、同委員会委員3人以上からなる修士論文審査委員会又は博士論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設け審査を行う。

3 大学院委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、本学の同委員会委員以外の者又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会の構成員に加えることができる。

(最終試験又は学力の確認の方法)

第6条 最終試験(大学院学則第15条に規定するもの。以下同じ。)又は学力の確認(第3条第4項に規定するもの。以下同じ。)は、学位論文の審査終了後に審査委員会が行うものとする。

2 最終試験は、学位論文を中心としたその関連分野について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。

3 学力の確認は、外国語及び専攻学術全般に関するもの並びに学位論文を中心としたその関連分野について、口頭試問又は筆答試問により行うものとする。ただし、大学院委員会が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(審査及び試験等の報告)

第7条 審査委員会は、学位論文を受理した後、速やかに、学位論文の審査結果及び最終試験又は学力の確認の結果を大学院委員会に報告するものとする。

2 学位論文の審査結果を報告する場合は、当該学位論文、学位論文の要旨及び審査結果の要旨を提出しなければならない。

(学位授与の可否)

第8条 大学院委員会は、前条の規定による報告に基づき審議し、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを議決するものとする。

2 前項の議決をするにあたっては、委員の3分の2以上が出席する大学院委員会において、無記名投票により出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 海外旅行中の委員、1箇月以上にわたり病気休暇中の委員及び休職中の委員は、前項の委員会定員の数には算入しない。

(学位の授与)

第9条 学長は、前条の大学院委員会の議に基づき、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、修士及び博士の学位を授与する。

(出典：旭川医科大学学内規程集)

資料5-6-④-2 旭川医科大学修士論文審査実施細則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000230.html

資料5-6-④-3 旭川医科大学博士論文審査実施細則

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000228.html

資料 5-6-④-4 旭川医科大学修士論文審査に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000231.html

資料 5-6-④-5 旭川医科大学博士論文審査に関する申合せ

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000229.html

資料 5-6-④-6 旭川医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）学位論文の審査に係る評価基準（シラバス p. 170）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/files/03_syllabus.pdf

資料 5-6-④-7 旭川医科大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）学位論文等の審査に係る評価基準（シラバス p. 64）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsn/youshiki/03_syllabus_ronbun.pdf

【分析結果とその根拠理由】

学位論文の審査体制は、旭川医科大学学位規程、修士論文審査実施細則及び博士論文審査実施細則に基づき整備している。大学院委員会では、付託された学位論文を審査するための審査委員会を設置し、論文内容の審査を行っていることから、本観点を満たしていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 文部科学省による「質の高い大学教育推進プログラム」（平成 20～平成 22）に「高大病連携によるふるさと医療人育成の取組」が選定され、「地域社会が地域の医師を育む」という視点のもと、地域の高等学校と医療機関における活動を積極的に支援し、入学者選抜から学部教育、卒後臨床研修までを一貫して、将来地域医療に従事する医療職者、すなわち「ふるさと医療人」を育もうという全学を挙げた取組を行ってきた。事業終了後も取組を継続しており、両学科において、地域医療に根ざした医療・福祉の向上に貢献できる医療人育成のための教育を行っている。
- 医学科においては、教育課程の 1／3 を各大学の理念等に基づく教育に充てるという制限の中、教育理念を具体化するものとして「早期体験実習Ⅰ」、「早期体験実習Ⅱ」、「地域医療学」、「臨床疫学」及び「健康弱者のための医学」など地域医療関連科目を開講し、臨床実習においては「地域医療実習」を必修化するなど地域医療への貢献を目指した取組を行っている。
- 医療系大学では必修科目の比率が非常に高く、CAP 制度の導入では学修時間を確保する方策にはならないことから、「医学科 2009 カリキュラム」においては、卒業要件となる単位数を 221 単位から 197 単位に削減し学修時間の確保に配慮した。看護学科においては、当該年度中の「看護学科 2009 カリキュラム」、「平成 24 カリキュラム」とともに保健師助産師看護師学校養成所指定規則が定める単位数を確保している。このようなカリキュラムの作成により医学科、看護学科ともに 1 学年 35 週相当の開講時間を確保しており単位の実質化へ組織的に配慮した。
- 大学院修士課程において、社団法人日本看護系大学協議会認定の「がん看護」分野専門看護師教育課程が設けられていること。これは、文部科学省補助金採択事業である「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」（道内 4 医療系大学連携事業）の一翼を担う専門医療人育成のための「地域オンコロジーナース養成プログラム」としても位置付けられており、学生や地域の強いニーズに応えている。
- 大学院博士課程において、初期臨床研修の 1 年目から同課程に在籍し、研究を早期にスタートできる制度を採用している。

- 大学院博士課程において、様々な分野を横断的に網羅する共通科目である「共通先端医学特論」、「共通基盤医学特論」及び「共通医学論文特論」を、講義室での通常講義に加えて e-Learning 形式でも開講し、社会人学生のニーズに配慮している。

【改善を要する点】

- 学生の異議申し立て制度の導入に向け、「統合演習」の試験において問題解答の掲示による異議申し立て受付のトライアルを実施し、客観性、厳格性を担保するための組織的な措置を講じているが、さらなる向上に向けての努力が必要である。そのため、平成 25 年度から教育センターにおいてアセスメント・ポリシーの策定に向け取り組んでいるところである。

基準 6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①：各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学部における卒業率は、過去 5 年の標準修業年限内卒業率では、医学科が 80 から 90%、看護学科が 95 から 97% であり、標準修業年限×1.5 年内卒業率では、医学科が 81 から 97%（H16～H20 入学）、看護学科が 97 から 98%（H18～H22 入学）でそれぞれ推移している（別添資料 6-1-①-1～3、前掲別添資料 5-3-④-1）。

医学系大学の教育成果等を計る一定の目安とされる医師・看護師等の国家試験の合格率においては、過去 5 年間で全国平均を上回る水準にある（資料 6-1-①-1）。

大学院の過去 5 年の標準修学年限内修了率は、平成 21～25 年度平均で、博士（医学）47.2%、修士（看護学）64.3%となっている（資料 6-1-①-2、別添資料 6-1-①-4～6）。

資料 6-1-①-1 医師・看護師・保健師・助産師の国家試験合格状況(平成 21～25 年度) (単位：人・%)

区 分	医 師		看護師		保健師		助産師	
	合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	合格率
平成 21 年度	90	(89.2) 87.4	57	(89.5) 98.3	68	(86.6) 97.1	3	(83.1) 100.0
平成 22 年度	98	(89.3) 93.3	58	(91.8) 100.0	68	(86.3) 98.6	4	(97.2) 100.0
平成 23 年度	89	(90.2) 89.0	59	(90.1) 100.0	67	(86.0) 95.7	2	(95.0) 100.0
平成 24 年度	100	(89.8) 95.2	58	(88.8) 98.3	69	(96.0) 100.0	6	(98.1) 100.0
平成 25 年度	94	(90.6) 91.3	58	(89.8) 95.1	66	(86.5) 94.3	4	(96.9) 80.0

※ 上段（ ）書は、全国平均合格率を示す。

(出典：教授会資料)

資料 6-1-①-2 各大学院における「大学院教育振興施策要綱」に関する取組の調査結果について

(文部科学省：博士の標準修業年限内での学位授与率（平成 23 年度、分野別））

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/08/26/1311250_05.pdf

別添資料 6-1-①-1 医学部医学科における進級・卒業率（平成 21～25 年度）

別添資料 6-1-①-2 医学部看護学科における進級・卒業率（平成 21～25 年度）

別添資料 6-1-①-3 平成 25 年度進級判定資料(医学科第 1 学年学業成績評価一覧・抜粋)

別添資料 6-1-①-4 大学院医学系研究科博士課程医学専攻における修了率（平成 21～25 年度）

別添資料 6-1-①-5 大学院医学系研究科修士課程看護学専攻における修了率（平成 21～25 年度）

別添資料 6-1-①-6 学位（課程博士）授与台帳

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

学部における単位取得、進級、卒業の状況及び教育目的に対応した資格取得の状況は、高い水準を維持し、また、大学院においても修了状況は保健分野の中で高い水準にあることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 6-1-②： 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学部では、学生による授業評価を実施しており、「講義」、「科目全体の講義企画」、「実習企画（または演習企画）」及び「臨地看護学実習企画」の4項目に対するそれぞれの学生評価を実施し、その結果は教員及び学生双方にフィードバックして授業改善に役立てており、広報誌「かぐらおか」（資料 6-1-②-1）にも公表している。

「講義に対する学生評価」では、授業の満足度に対する5段階評価において、担当教員の約8割が「非常に良い」または「良い」と評価されている。また、「科目全体の講義企画」、「実習企画（または演習企画）」及び「臨地看護学実習企画」の各学生評価では、学習成果に関する問いを含む総合評価において、評価科目全体で約7割が「非常に良い」または「良い」と評価されている。

大学院では、学部準じた授業評価は実施していないが、博士課程及び修士課程の各修了者に対し、それぞれ教育活動の点検・評価のためのアンケート調査を実施している（別添資料 6-1-②-1、2）。このうち、平成25年度調査では、「本学大学院では、医学（看護学）教育者、医学（看護学）研究者、高度専門職業人（看護専門職者）の育成を教育目標としていますが、全体としてこの教育目標はどの程度達成されているとお考えですか。」との質問に対し、7割以上の大学院学生が、4段階評価で「十分達成」または「ほぼ達成」と回答している。

学生の学習達成度評価に関しては、平成25年度教育センターFD 授業評価部門において、「科目全体の講義企画」に学習達成度に関する項目を加えることが決定し、平成26年度から実施予定である（別添資料 6-1-②-3）。

資料 6-1-②-1 広報誌「かぐらおか」第154号 (p. 8)

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/kaguraoka/154/154.pdf>

別添資料 6-1-②-1 平成25年度旭川医科大学における教育活動の点検・評価のための調査集計結果

(大学院博士課程修了生)

(出典：事務局資料)

別添資料 6-1-②-2 平成25年度旭川医科大学における教育活動の点検・評価のための調査集計結果

(大学院修士課程修了生)

(出典：事務局資料)

別添資料 6-1-②-3 科目全体の講義企画に対する評価票（平成26年度版）

(出典：平成13年9月12日教授会制定 平成26年5月14日改正)

【分析結果とその根拠理由】

学部で実施している学生の講義・実習に対する授業評価において、学生は概ね高い満足度を示している。なお、学習達成度評価のための調査については、平成26年度に実施を予定している。

大学院では、授業評価は実施していないものの、修了者に対する教育活動の点検・評価のための調査結果から

は、本学大学院の教育に対して高い満足度を示していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 6-2-①： 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

医学系大学の教育成果等については、医師・看護師等の国家試験の合格率が一定の目安とされ、本学の国家試験合格状況は全国平均を遥かに上回っている（前掲資料 6-1-①-1）。就職先についてもほとんどが医療機関や研究機関で、就職率についてはおおむね 90%前後で推移している（資料 6-2-①-1）。

また、大学院学生の就職等については、元々職業に就いている者も多く、修士課程では、平成 24 年度は 100%、平成 25 年度は 88.2%、博士課程では、平成 24 年度は 88.9%、平成 25 年度は 100%となっており、職種についても医師、看護師・教員などとなっている（資料 6-2-①-2）。

資料 6-2-①-1 学部卒業生の就職、進学状況(平成21～25年度)

(単位：人・%)

区 分			卒 業 年 度				
			平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
医 学 科	卒業生数(A 1)		96	93	92	94	98
	博士課程進学者数(A 2)						
	博士課程進学率(A 2/A 1)		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	就職希望者数(A 3)		96	93	92	94	98
	就職者数(A 4)		83	88	82	91	90
	道内	旭川医科大学病院	29	5	9	10	27
	医療機関	その他	30	42	35	32	34
	道外医療機関		24	41	38	49	29
	計		83	88	82	91	90
	就職率(A 4/A 1)		86.5%	94.6%	89.1%	96.8%	91.8%
看 護 学 科	卒業生数(A 1)		68	67	69	69	70
	修士課程進学者数(A 2)		2	2	2	2	3
	修士課程進学率(A 2/A 1)		2.9%	3.0%	2.9%	2.9%	4.3%
	就職希望者数(A 3)		66	65	67	67	67
	就職者数(A 4)		65	65	67	66	64
	道内	旭川医科大学病院	20	19	36	30	29
	医療機関	その他	33	33	21	28	26
	道外医療機関		12	13	10	8	9
	計		65	65	67	66	64
	就職率(A 4/A 1)		95.6%	97.0%	97.1%	95.7%	91.4%

(出典：事務局資料)

資料 6-2-①-2 大学院修了者の就職等状況(平成21～25年度)

(単位：人・%)

区 分		修了者 (a)	就職(希 望)者	就 職 者					職種別内訳			
				道内の医療機関		道 外 (国 外)	計 (b)	就職率 (b/a)	医 師 看護師 保健師	教 員	研究者	その他
				旭 川 医 科 大 学 病 院	その他							
平成 21 年度	修士課程	19	19	5	14		19	100%	13	6		
	博士課程	11	10	6	4		10	90.9%	10			
平成 22 年度	修士課程	14	11	3	8		11	78.6%	8	2		1
	博士課程	12	10	4	5	1	10	83.3%	7	2	1	
平成 23 年度	修士課程	13	12	6	6		12	92.3%	8	4		
	博士課程	13	11	8	3		11	84.6%	10	1		
平成 24 年度	修士課程	6	6	1	5		6	100%	1	5		
	博士課程	18	16	9	6	1	16	88.9%	15			1
平成 25 年度	修士課程	17	15	3	12		15	88.2%	9	4		2
	博士課程	17	17	8	8	1	17	100%	16			1

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

学部における資格取得、就職の状況は、資料に示すとおり成果を上げており、大学院修了者についてもほとんどが医師・看護師・教員等になっていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 6-2-②： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本学では、学部卒業生及び大学院各課程修了生に対するアンケート調査を実施するとともに、学部卒業生の父母に対してもアンケート調査を実施している(別添資料 6-2-②-1～3、前掲別添資料 6-1-②-1、2)。

学部卒業生のアンケート調査では、①教育内容全体、②教養教育、③専門知識習得、④専門技術習得の各満足度を中心に、12 の項目について 4 段階評価で調査し、教育内容全体では約 8 割の学生から、「非常に満足」「ほぼ満足」との評価を得ている。

また、本学の教育を通して身に付いたと感じる能力については、医学科では「職業上役立つ知識と技術」、看護学科では「物事を考える多角的な視点」と回答した学生が最も多く、次いで、医学科では「コミュニケーション能力」、「特に専門的な知識と技術」、「考え方の柔軟性」などが挙げられ、看護学科では「コミュニケーション能力」、「特に専門的な知識と技術」、「職業上役に立つ知識と技術」などの回答が多く寄せられた。

学部卒業生の父母に対して実施したアンケート調査においても、教育内容に対する評価では 9 割以上が「非常に満足」、「ほぼ満足」との評価であり、自由記述では、広報誌「かぐらおか」での教育活動に関する情報発信や、北海道内の地域医療への貢献を主眼にその中核となる先端的医科大学としての期待などが寄せられている。

大学院修了生に対するアンケート調査では、教育内容に対する全体としての満足度について、博士課程、修士課程とも約7割の修了者から、それぞれ4段階評価で「非常に満足」、「ほぼ満足」との評価を得ている。また、平成25年度からは、社会で活躍する修了生（博士課程及び修士課程）に対するアンケート調査を実施し、多様な意見聴取による学習成果の分析強化に努めている（別添資料6-2-②-4、5）。

別添資料6-2-②-1	平成25年度旭川医科大学における教育活動の点検・評価のための調査集計結果 (医学科卒業生)	(出典：教育センター会議資料)
別添資料6-2-②-2	平成25年度旭川医科大学における教育活動の点検・評価のための調査集計結果 (看護学科卒業生)	(出典：教育センター会議資料)
別添資料6-2-②-3	平成24年度旭川医科大学における教育活動の点検・評価のための調査集計結果 (学士学位記授与式出席の父母)	(出典：教育センター会議資料)
別添資料6-2-②-4	平成25年度旭川医科大学における教育活動の点検・評価のための調査集計結果 (社会で活躍する博士課程修了生)	(出典：事務局資料)
別添資料6-2-②-5	平成25年度旭川医科大学における教育活動の点検・評価のための調査集計結果 (社会で活躍する修士課程修了生)	(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学が行った卒業（修了）生や、卒業生父母からのアンケート調査結果から判断して、本学の教育が意図する成果について満足すべき評価を得ていることから、本観点を満たしていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 医師・看護師等の国家試験の合格率は全国水準を上回る高い水準にあり、教育成果が得られている。

【改善を要する点】

- 学部で実施している学生の講義・実習に対する授業評価において、学生は概ね高い満足度を示している。現状では授業評価に到達度評価が盛り込まれていないが、この状態を改善するため、平成25年度教育センターFD授業評価部門において、新しい授業評価票の導入を決定している。
- 大学院における、修了者に対する教育活動の点検・評価のための調査結果からは、本学大学院の教育に対して高い満足度を示しているものの、大学院での授業評価は実施しておらず、在学中の授業評価を実施する必要がある。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

本学の校地面積は、病院も含め平成 26 年 5 月 1 日現在、191,769 m²、校舎面積は 109,358 m²を有している。

教育研究施設については、講義実習棟、総合研究棟、臨床研究棟、臨床講義棟、看護学科棟、共用研究棟を整備している。実験実習施設については、実験実習機器センター、動物実験施設、R I 施設の各棟を整備している。また、共通施設として図書館、福利厚生施設、屋内体育館、武道場、弓道場、体育管理施設合宿研修所がある。これらの他にサッカー場兼用の陸上競技場、野球場、テニスコート（6 面）などの屋外施設を整備している（別添資料 7-1-①-1）。

講義室は、講義実習棟に 6 室、臨床講義棟に 3 室、看護学科棟に 5 室を、実習室は、講義実習棟の化学・生物学・物理学・心理学・解剖学等に 8 室及び看護学科棟の基礎看護学・臨床看護学・地域保健看護学・人体生理学に 9 室を設置している。この他、実験室を講義実習棟及び看護学科棟に各 1 室、チュートリアル室を 25 室、情報処理実習室を 2 室設置している（別添資料 7-1-①-2）。

施設の老朽化・安全性に対する対応については、本学が定めた教育理念・目標を具現化するために策定した、第 2 期中期目標・中期計画に沿いつつ、文部科学省の「第 3 次国立大学等施設緊急整備 5 か年計画」を踏まえ、事業の内容・緊急性を考慮した「キャンパスマスタープラン 2009」を作成し、施設整備費による整備と予防的な施設管理の導入や効果的な修繕等により、教育研究に対する施設水準を確保し、耐震性能の劣る施設を優先的に整備して、学生へ安全・安心な教育研究環境を提供している（別添資料 7-1-①-3）。

学内のバリアフリー化については、病院建物は平成 11 年から始まった病院再開発工事にて、対応は済んでいる。医学部側については、平成 18 年度から年次計画で「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の推進に関する法律」を遵守した整備を順次進め、人にやさしいキャンパスを目指しており（別添資料 7-1-①-4）、その整備内容は、講義室内に車椅子用座席の設置、出入り口扉の自動化、階段手摺の設置、スロープの設置（廊下及び玄関前等）、身障者用駐車スペースの確保、身障者用トイレの設置、身障者用エレベーターの設置である。

授業での講義室の利用状況については、別添資料 7-1-①-5 のとおりであり、授業時間以外の時間帯には、教職員、学生を対象とした各種講演会等にも有効利用している。

学生のニーズは、毎年卒業生を対象に実施している「卒業生等の教育に関するアンケート調査」、学内に設置している「投書箱」及び学生支援課内に設置している「何でも相談窓口」において学生の要望を聞いており、整備可能なものから適宜対応している（別添資料 7-1-①-6）。

安全対策としては、講義室周辺の廊下に緊急連絡用内線電話を設置している。また、防犯・安全対策としては、平成 24 年度に臨床講義棟及び講義実習棟の学生ロッカー室に非接触カード式入退室管理システムを導入し、セキュリティの向上を図っている。

庁舎管理としては、学生玄関、大学中央玄関等には ID カード式セキュリティシステムによる入退館管理を行い、大学中央玄関は、時間外にはカメラ併用のインターホン管理システムによる入退館管理を行っている。その他の出入口は、平日は 19 時から翌日の 7 時まで、土・日・祝祭日は終日、施錠している。

なお、ID カードは、学生にあってはネームカード兼学生証、教職員にあってはネームカード兼身分証明書として発行している。

- 別添資料 7-1-①-1 配置図及び土地・建物面積
- 別添資料 7-1-①-2 講義室等調
- 別添資料 7-1-①-3 施設整備計画表
- 別添資料 7-1-①-4 バリアフリー化
- 別添資料 7-1-①-5 平成 25 年度 講義室稼働率（授業使用）
- 別添資料 7-1-①-6 学生の声の対応状況

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準に照らした本学の校地面積は、設置基準上必要な面積（21,982 m²）の約 9 倍あり、校舎面積も必要とされる面積（57,614 m²）の約 2 倍で、ともに十分な校地・校舎の面積を有している（大学現況票）。

キャンパスマスタープランを作成し、建物の耐震化、バリアフリー化の計画を着実に実行し、施設の老朽化の改善に努め、安全・安心な教育研究環境を確保している。

講義室については稼働率も高く、有効に活用している。

講義室周辺の廊下に緊急連絡用内線電話を設置し、学生ロッカー室に非接触カード式入室管理システムを、また、学生玄関等に ID 式セキュリティシステムを導入し、安全・防犯面にそれぞれ配慮していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-1-②： 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

本学の情報ネットワークについては、情報基盤センターが管理運営を統括しており、教育内容や学生のニーズに合わせて学内 LAN を整備（別添資料 7-1-②-1）している。端末は、第 1 情報処理実習室に 75 台、第 2 情報処理実習室に 55 台、講義室に 3 台、チュートリアル室に 22 台、図書館に 20 台設置している。なお、第 2 情報処理実習室は、学生定員増への対応及び ICT 環境の整備強化のため、平成 22 年度に新たに設置した。

また、講義室、図書館内には無線 LAN のアクセスポイントを設置し、個人の所有するノート型パソコン等を持ち込み、インターネットに接続できる環境を整えている。

学生には、入学時にユーザー ID・パスワードとメールアドレスを全員に発行しており、端末の利用が可能な時間帯は、第 1 情報処理実習室は 7 時から 21 時まで、第 2 情報処理実習室は 8 時から 18 時まで、図書館は 24 時間、開館しており、文献検索をいつでも行うことが可能である。

また、教育用ホームページ（資料 7-1-②-1）を設定し、学生自らが研究内容やサークルの紹介などの情報を掲載できるように開放している。

情報セキュリティに関しては、旭川医科大学情報セキュリティポリシー（別添資料 7-1-②-2）に基づき、旭川医科大学情報セキュリティ管理規程（資料 7-1-②-2）を制定し、情報セキュリティの管理運営に関し必要な事項を定め適切に運用している。

資料 7-1-②-1 旭川医科大学教育用ホームページ

<http://www.ed.asahikawa-med.ac.jp/>

資料 7-1-②-2 旭川医科大学情報セキュリティ管理規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000633.html

別添資料 7-1-②-1 旭川医科大学キャンパス情報ネットワーク全体概念図

(出典：情報処理センターホームページ)

別添資料 7-1-②-2 国立大学法人旭川医科大学情報セキュリティポリシー

(出典：学内向けホームページ)

【分析結果とその根拠理由】

本学の情報ネットワークについては、情報基盤センターが管理運営を統括しており、教育内容や学生のニーズに合わせた学内LANを整備し、パソコンを設置している実習室等は、空き時間には全て開放し、講義室、図書館内には無線LANのアクセスポイントを設置している。図書館の文献検索システムについては、24時間利用可能となっている。また、情報セキュリティの管理運営に関し必要な事項を定め、運用していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-1-③： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

図書館では、医学・看護学分野の教育・研究に必要な図書・学術雑誌・視聴覚資料・電子情報資料（電子ジャーナル・電子ブック・文献情報データベース）を、学生を含む利用者のニーズを踏まえつつ網羅的に収集し、系統的に整備し、提供している（資料 7-1-③-1）。

これらの資料は、専門分野（医学（基礎・臨床）・看護・一般教養）別に分類し、電子的に目録化しており、図書館ホームページ上で学内外から常時検索が可能となっている（資料 7-1-③-2、3）。

図書資料については、シラバス掲載、講座選定、購入希望に基づいた購入（ブックハンティングを含む。）の他に、地域医療に関する資料や闘病記、新刊の医学系図書を積極的に購入している。

学術雑誌については、医学・看護学のコアジャーナルを揃え、本学研究者のニーズに応えるよう購読誌の維持に努めている。また文献情報データベースの検索結果から電子ジャーナルへのアクセスがシームレスに行えるよう、可能な限り環境整備をしている（資料 7-1-③-4）。また、認証サーバを構築し、学生を含む学内構成員が学外からも電子ジャーナルを利用できるよう、便宜を図っている（資料 7-1-③-5）。

視聴覚資料については、医学・看護学等の DVD・CD・ビデオを整備し、視聴覚室で提供している。

図書館には、デスクトップパソコン、無線LANを整備し、電子情報資料へのアクセスやインターネットの利用についての環境を整えている。学生を含む学内構成員には、図書館は24時間利用可能となっており、無人開館時でも

資料 7-1-③-1

蔵書数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

和 書	85,303 冊
洋 書	71,089 冊
和雑誌	2,486 種
洋雑誌	1,729 種
視聴覚資料	3,303 点
電子ジャーナル	5,118 タイトル

図書等貸出総数（平成 25 年度実績）

21,490 点（うち学生 15,564 点）

利用者数（平成 25 年度実績）

149,231 人（うち無人開館中 52,349 人）

（出典：旭川医科大学図書館概要）

学生証や身分証明書を用いた入退館システムと自動貸出装置により、資料の貸出を可能にしている。学生有志による図書館学生委員会が作成した「旭川医科大学図書館利用者宣言」（資料 7-1-③-6）に基づき、図書館の有効活用を推進している。

図書館は、市民に開放しており、資料を必要とする市民には、登録により図書の貸出を行っている。さらに、地域の医療従事者には、申請により 24 時間利用可能である（資料 7-1-③-7）。

資料 7-1-③-2 旭川医科大学図書館ホームページ

<http://acesv.asahikawa-med.ac.jp/>

資料 7-1-③-3 図書館利用案内（学内者向け）

http://acesv.asahikawa-med.ac.jp/guide/gakunai_service.html

資料 7-1-③-4 図書館利用案内（パンフレット）

<http://acesv.asahikawa-med.ac.jp/guide/leaflet.html>

資料 7-1-③-5 おうちで電子ジャーナル

http://acesv.asahikawa-med.ac.jp/guide/gakunai_service.html#gakunin

資料 7-1-③-6 旭川医科大学図書館利用者宣言

<http://acesv.asahikawa-med.ac.jp/guide/riyosha.pdf>

資料 7-1-③-7 図書館利用案内（学外者向け）

http://acesv.asahikawa-med.ac.jp/guide/gakugai_service.html

【分析結果とその根拠理由】

図書館では、医学・看護学分野に必要な諸資料を、学生を含む利用者のニーズを踏まえつつ、網羅的に収集し、系統的に整備することによって利用者への便宜を図っている。さらに、電子情報には学外からでもアクセスできるよう、環境整備を行っている。

資料情報は、インターネットで検索可能なシステムによって常時提供し、さらに、図書館の 24 時間開館と自動貸出装置によって利便性が向上している。また、学生との協働により図書館の有効活用を推進していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-1-④： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点到係る状況】

本学では、特色の一つとしているチュートリアル教育など、自学自習を主体とする科目を実施することで、学生が自ら進んで空き時間に学習する習慣を養っている。学生には、図書館の 24 時間開館をはじめ、講義室（14 室）・チュートリアル室（25 室）、第 1 情報処理実習室・第 2 情報処理実習室の空き時間には、学習する場として開放している（別添資料 7-1-④-1、2）。

また、平成 22 年度からは、学生定員増への対応及び I C T 環境の整備強化のため、第 2 情報処理実習室を新たに整備し、平成 25 年度からは、学生定員増への対応及び自学自習をより推進するため、チュートリアル教室をそれまでの 15 室から 25 室に増室している。

チュートリアル教室には、インターネットにつながったパソコン（一部教室を除く）及び医学関係図書などを整備している。

大学院修士課程学生の研究の場として、第1情報処理実習室・第2情報処理実習室の他に、大学院修士課程学生がいつでも利用できる研究室として、本学看護学科棟6階の604号室及び605号室を用意している。

604号室及び605号室には、Microsoft Office の他、統計解析ソフトウェア S P S S をインストールした合計14台のパソコンを設置している。

別添資料7-1-④-1 平成25年度 チュートリアル室の自主学習等利用について

別添資料7-1-④-2 平成25年度 講義室の自主学習等利用について

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

平成22年度には第2情報処理実習室を新たに整備し、平成25年度にはチュートリアル室を10室増の25室とし、自主学習の環境を整備した。

講義室、チュートリアル室、情報処理室の空き時間帯には学生がその部屋及び付属の備品、図書を自由に利用でき、図書館も24時間利用可能である。

大学院修士課程学生専用の研究室604号室及び605号室においては、日常の研究及び修士論文作成等、有効に利用していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学では、入学時に学部、学部の編入学生及び大学院の入学者を対象に、教育課程、履修手続、学生生活等についてガイダンス（別添資料7-2-①-1～3）を実施している。また、学部在学学生を対象に、早期体験実習Ⅰ、早期体験実習Ⅱ及び臨床実習等の開始前に、実習上の心得、注意事項等についてガイダンス（別添資料7-2-①-4～7）を実施している。

ガイダンスにおいては、学年担当教員、授業担当教員及び学生支援課担当者が十分説明を行っている。

別添資料7-2-①-1 平成26年度新入生ガイダンス実施要領

別添資料7-2-①-2 平成25年度医学部医学科第2年次後期編入学式等日程

別添資料7-2-①-3 平成26年度旭川医科大学大学院医学系研究科（修士課程、博士課程）入学者ガイダンス日程表

別添資料7-2-①-4 平成25年度早期体験実習Ⅰガイダンス（医学科・看護学科）

別添資料7-2-①-5 平成25年度早期体験実習Ⅱ予定表（医学科）

別添資料7-2-①-6 平成25年度早期体験実習Ⅱガイダンス（看護学科）

別添資料7-2-①-7 平成25年度医学科第4学年対象臨床実習ガイダンス実施要領

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

新入生、編入学生及び在学生に対するガイダンスは、学年担当教員、授業担当教員及び学生支援課との連携、フォローアップ体制の下、適切に実施していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-②: 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、全ての年次に学年担当教員（資料 7-2-②-1）を配置（医学科第 1・第 2 学年は基礎教育の教授、第 3・第 4 学年は基礎医学の教授、第 5・第 6 学年は臨床医学の教授、看護学科第 1～第 4 学年は看護学科の教授）し、学生への修学指導・学生からの相談などに随時対応できるよう便宜を図っている。学年担当教員は各授業科目の担当教員と連携しつつ、年度始めに進級及び留置学生に対して修学ガイダンスを行い、教務・厚生委員会、連帯保証人、学生支援課、保健管理センターと連携して、学生の長期欠席、休学、退学などに対応するための調整役を果たしている。

学年担当教員の他に、平成 25 年度からは、医学科第 1 学年及び第 2 学年を対象に 33 名の臨床系教員がグループ担任となるグループ担任制（資料 7-2-②-2）を導入し、学生のキャリアプラン及び学習支援の相談体制を強化している。

「オフィスアワー」（資料 7-2-②-1）については、履修要項に教員ごとの相談場所、時間等を一覧表として掲載し、授業や履修に関する相談に応じている。

学生による授業評価については、評価票の中に自由記述欄を設けて、学生の授業に対するニーズのみならず、カリキュラムや学習環境全般に対するニーズも幅広く汲み取っている。

また、学生生活全般において、学生が何を求め、何が不満なのか把握するため、学生支援課内には「何でも相談窓口」（資料 7-2-②-1）、学内には投書箱『学生の声「ひとことふたこと」』（資料 7-2-②-3）を設置している。

大学院博士課程には、現在 9 名の外国人留学生在籍しているが（別添資料 7-2-②-1）、受入講座においてそれぞれの留学生に応じた、学習、生活及び日本語指導等の支援を行っている。また、図書館の視聴覚室には留学生が日本語の自学自習を行えるよう、教材を備えている。

大学院への入学者は社会人入学者が多いため、授業時間帯を 18 時以降とするなど便宜を図っている（資料 7-2-②-4、5）。修士課程においては夜間のみならず、土曜・日曜、夏季・冬季休業中にも講義を履修したり、研究指導を受けることができるよう配慮している。また、事情により標準修業年限を超えて修了できる長期履修学生制度を設けている（資料 7-2-②-4、5）。

視覚・聴覚障害や四肢障害がある入学志願者に対しては、事前相談を行い本学の状況を説明している。

資料 7-2-②-1 「学年担当」及び「何でも相談窓口」に関する資料

平成 26 年度学生生活のしおり（抜粋）

8. 学年担当（医学科）・・・p. 32

各学年にそれぞれ 1 名の教員が学年担当として置かれています。

学年担当の教員は、第 1・2 学年には基礎教育の、第 3・4 学年には基礎医学の、第 5・6 学年に臨床医学の教授があたりそれぞれ 2 年ずつ担当します。学年担当は担当学年の学生に対して、授業や、大学生活に関する連絡や指導助言を行い、相互理解を深める役目を果たすようになっております。

11. 学年担当（看護学科）・・・p. 41

第 1 学年から第 4 学年まで 1 名の教員が学年担当となります。学年担当は、授業や大学生活に関する指導助言に当たりますので、気軽に相談してください。

オフィスアワー・・・p.32・41

オフィスアワーとは、教員が学生からの、授業や履修に関することの質問や相談等に応じるための時間帯をいいます。気軽に研究室を訪問してオフィスアワーを積極的に活用することで、履修上の問題解決に役立てることを目的としています。一覧表は履修要項に掲載していますので、そちらをご覧ください。

10. 「何でも相談窓口」・・・p.64

この窓口は、大学生活全般において学生諸君がもつ悩みについて、相談しようとしても、何処に相談すればよいのかわからない時に、気軽に相談できるようにしたものです。

また、相談等の内容が周りの者に聞かれたくないとか、個人のプライバシーに関わる場合は、相談窓口と併せて学生支援課内に設置している「学生相談コーナー」で対応することにしておりますので、どのような内容でもかまいませんので、何か相談事・悩み事があった場合は、いつでも利用してください。

(出典：学生生活のしおり)

資料 7-2-②-2 地域枠学生のキャリアプラン策定支援に関する提案書

地域枠学生のキャリアプラン策定支援に関する提案書 (抜粋)

平成25年 1月25日

地域枠学生のキャリアプラン策定支援委員会

平成25年 1月15日大学運営会議了承

2) 少人数グループ担任制度導入による初年時よりのキャリアプランの理解

入学初年時、または低学年時より臨床教員との接点を増やすことにより、各講座に所属することが医師としての豊かなキャリアの形成に繋がることを十分に理解させる。また、地域医療に興味を抱く学生は往々にして大学病院での研修の必要性を理解できないことが多いことから、本学で研修を積み専門領域に関する十分な臨床・研修能力を身につけることが将来地域医療の中核を担う医療人となるために最も重要であることを理解させる。

本趣旨を達成するためには、初年時より入学区分を教員や学生同士が、特定できる制度を構築し、入学区分の違いにより学生の使命や卒業後の自由度が異なることに対する認識を共有する必要がある(本委員会では具体策として、共通授業の他に地域枠学生に特化したセミナーや行事の開催などの提案があったが、主催する教員の負担、一般入試枠学生の取り扱いなどを考慮する必要があるとする意見も多く結論を出すには至らなかった)。

また、グループ担任制度を導入し、臨床医学講座の教員がグループ担任となる。グループ担任の選考に関しては、原則立候補方式を取り、学生の指導に意欲的で本学の熱意を伝えることができる教員を採用する。最終目標は本学で研修を積み、あるいは、本学各医局に所属しキャリアアップを図ることを共通認識とする。情報の共有や共通認識を構築、確認するため人選が決定次第、講習会や会議を開催する。グループの人数に関しては少ないほど効果的であると考えられるが、現在のマンパワーを考慮し、1担任は10人の学生を指導することから始め、来年度の入学生より開始し2学年までの2年間とする。グループ構成は入学区分を考慮せず地域枠・一般枠混在とする。大学または同門会が主催するグループ担任と学生の交流会は年2回を義務とし、その他は任意とする。グループ担任に重圧がかからない制度の構築や、インセンティブの付与も考慮する。

(出典：地域枠学生のキャリアプラン策定支援委員会資料)

資料 7-2-②-3 学生の声「ひとことふたこと」実施要領

学生の声「ひとことふたこと」実施要領

(平成20年2月19日学長裁定)

(趣旨)

第1 旭川医科大学学生の声「ひとことふたこと」(以下「本学学生の声」という。)は、学生支援の観点から学生生活全般について、学生のニーズを把握することを目的としたものであり、この要領は、本学学生の声の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 対象は本学の学生とし、学生には研究生等を含むものとする。

(投書箱の設置)

第3 投書箱の設置場所は、学生玄関ホール、看護学科棟2階D講義室前ホール、臨床講義棟ホールの3カ所とする。

(投書箱の開封)

第4 投書箱の開封は学生支援課が担当し、毎週開封することを原則とする。

(回答)

第5 質問、意見等に対する回答は、学長の決裁の後、投書箱設置場所付近の掲示板に掲示するものとする。なお、投書内容が学生支援課所掌事務以外のものについては、関係する課へ回答を依頼するものとする。また、回答時期については、原則四半期ごとを目途とする。

(様式)

第6 本学学生の声の投書用紙は、別紙様式のとおりとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、本学学生の声の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成20年2月19日から実施する。

(出典：学生の声「ひとことふたこと」実施要領)

資料7-2-②-4 大学院医学系研究科(博士課程)学生募集要項(抜粋)

II 大学院医学系研究科(博士課程)入学案内

4 教育方法の特例

本学博士課程においては、大学院設置基準第14条「教育方法の特例」を適用し、社会人の方々が入学後も仕事を続けながら講義が受講できるように、夕方からも開講します。

6 長期履修学生制度

本学博士課程では、職業を有している等の事情によって、標準修業年限(4年)を超えて一定の期間(5年または6年)に亘り計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者については、審査の上、これを許可する制度を平成20年度から導入しました。

この制度の適用者を「長期履修学生」といい、当該学生の授業料総支払額は、標準修業年限による修了者と同額になります。

(出典：大学院医学系研究科(博士課程)学生募集要項)

資料7-2-②-5 大学院医学系研究科修士課程(看護学専攻)学生募集要項(抜粋)

II 入学案内

2 教育方法の特例

本学修士課程においては、大学院設置基準14条「教育方法の特例」を適用し、有職者が準職することなく修学することが可能となるよう、有職者に対し配慮した教育を実施しています。教育方法の特例としては、夜間、土曜日、夏季・冬季休業中に開講する講義等を履修でき、研究指導も受けることができます。

4 長期履修学生制度

本学修士課程では、職業を有している等の事情によって、標準修業年限(2年)を超えて一定の期間(3年または4年)に亘り計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者については、審査の上、これを許可する制度を設けております。

この制度の適用者を「長期履修学生」といい、当該学生の授業料総支払額は、標準修業年限による修了者と同額になります。

(出典：大学院医学系研究科修士課程(看護学専攻)学生募集要項)

別添資料7-2-②-1 外国人留学生在籍者一覧

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

学年担当教員は、各授業科目の担当教員と連携しつつ、学生に対して修学指導を行うとともに、教務・厚生委員会、連帯保証人、学生支援課、保健管理センターと連携して学生の長期欠席、休学、退学などに対応するための調

整役として機能している。グループ担任は、医学科低学年に対して、臨床医としての経験を活かし、学生の医師へのキャリアプラン等について、相談・指導できる体制となっており、有効に機能している。また、「オフィスアワー」は、学生が気軽に相談できる体制として定着している。

また、学生支援課「何でも相談窓口」、投書箱「学生の声」等、多様な角度から学生のニーズを把握するように努めている。

大学院博士課程の外国人留学生のためには、受入講座においてそれぞれの留学生に応じた指導を行うとともに、図書館には日本語の自学自習を行える教材を整備している。社会人入学者のためには、大学院学生のための特別授業（土曜・日曜、夏季・冬季休業中開講）を行っていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

観点 7-2-④： 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

学生のサークル等は、体育系 36 団体、文化系 30 団体（合計約 1,600 人）（別添資料 7-2-④-1）が活動しており、課外活動を支援する施設として、サッカー場兼用の陸上競技場、野球場、弓道場、テニスコート等の屋外施設や体育館、武道場、トレーニングコーナー、セミナー室等の屋内施設を有している（別添資料 7-2-④-2）。また、学生から要望のある課外活動施設設備の各種整備（テニスコート・野球場の整備、弓道場の天井かさ上げ工事、音楽団体への楽器購入、セミナー室の床張替等）及び課外活動用具（運動用具、音響機器類等）の貸出しを行うなど、活動を側面からサポートしている。

学生がサークル等を設立する場合の一連の手続きについては、「学生生活のしおり」（資料 7-2-④-1、2）に記載しており、その窓口となる学生支援課が学生の課外活動を支援している。

また、サークル活動以外にも、毎年行われている医大祭、体育大会などがあり、これらも学生主体で実施しているものであるが、施設・設備等の提供や経済的な支援を行っている。

さらに、教員と学生で構成している組織「学友会」では、上記の活動等に資金援助をして経済的支援を行っている（資料 7-2-④-3）。

また、本学のホームページ、広報誌「かぐらおか」（資料 7-2-④-4）にサークルの活動や大会実績などを掲載し、課外活動の活性化を図っている。このほか、分野を問わず、課外活動、社会活動、学術研究活動等で顕著な成果をあげた学生又は学生団体に対し、「旭川医科大学学生表彰規程」に基づく表彰を行っている。また、医師及び看護職者に求められる基本的な資質としてのリーダーシップの素養を身に付けることを推奨するために、本学又は社会において、目標実現に向けて積極的に行動する取組を行い、成果をあげた学生に対し、「旭川医科大学学生リーダーシップ賞授与要項」に基づく表彰を行っている（資料 7-2-④-5、6）。

資料 7-2-④-1 旭川医科大学学生規程

旭川医科大学学生規程 (抜粋)

(団体の設立)

第12条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、学生団体設立届 (別紙様式第14号) を学長に提出しなければならない。

2 前項の団体の存続期間は、当該団体が届け出た日の属する年度の末日までとする。

(出典：旭川医科大学規程集、学生生活のしおり p. 129)

資料 7-2-④-2 課外活動資料

学生生活のしおり

9. 課外活動

(2) 団体の設立、継続

学内で団体を設立しようとするときは、学生支援課にある所定の用紙に必要事項を記入し、団体規約、役員及び会員名簿、活動計画書を添付してください。なお、届出団体が活動を継続しようとするときには、毎年4月末日までに、学生支援課にある所定の用紙に必要事項を記入し、当該年度役員及び会員名簿、活動計画及び前年度活動状況報告書を添付のうえ、学生支援課へ提出してください。この学生団体継続届の提出がない場合には、当該団体は、前年度で解散したものとみなします。

(出典：学生生活のしおり p. 79)

資料 7-2-④-3 旭川医科大学学友会会則

旭川医科大学学友会会則 (抜粋)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(5) スポーツ大会、レクリエーション大会及び講演会の開催

(6) クラブ活動に対する援助

(出典：学友会資料)

資料 7-2-④-4 広報誌「かぐらおか」第154号 (p. 29 大会実績等の紹介)

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/kaguraoka/154/154.pdf>

資料 7-2-④-5 旭川医科大学学生表彰規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000254.html

資料 7-2-④-6 旭川医科大学学生リーダーシップ賞授与要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000547.html

別添資料 7-2-④-1 学生生活のしおり p. 84～85 「4. 学生団体一覧」

別添資料 7-2-④-2 学生生活のしおり p. 183 「13. 学内建物案内図」(課外活動施設の配置)

(出典：学生生活のしおり)

【分析結果とその根拠理由】

課外活動を支援する屋内及び屋外の各種の施設・設備を有し、学生から要望のある課外活動施設設備の整備及び課外活動用具の貸出しを行うなど、学生支援課が窓口となって学生の課外活動を支援するとともに、学友会組織を通して課外活動の経済的支援を行っている。また、課外活動情報を大学ホームページや広報誌で広く周知するとともに、学生・団体による秀でた諸活動を表彰する支援・奨励を行っていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-⑤: 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

学生が普段より学習、生活、進路等何事によらず指導・助言・相談が求められるように、学年担当教員、教務・厚生委員会委員、及び学生支援課内の「何でも相談窓口」担当者を配置している（前掲資料 7-2-②-1）。また、「新入生研修会」（別添資料 7-2-⑤-1）で学生の生活や健康管理について助言を行っている。

投書箱「学生の声」（別添資料 7-2-⑤-2）を設置し、学生が何を求め、何が不満なのか等、生活全般についてのニーズを把握し、また、学生の意見や要望を支援方策に反映させるために、教育担当の学長補佐等による学生（医学科第 1～第 4 学年及び看護学科第 1～第 2 学年から各 2～3 名の学生が参加）との意見交換会を開催し（年 1 回）、それらの意見・要望を参考に、学生生活の改善を図っている（前掲別添資料 7-1-①-6）。

さらに、医学科学生の在学時から卒業までのキャリアプランに係る支援及び相談業務を主な任務とした、医学科グループ担任制度を平成 25 年度から開始し、第 1 学年及び第 2 学年に 10 名程度の学生に 1 名のグループ担任を配置し、学生とグループ担任との懇談会を年 2 回開催するなど、きめ細やかな指導を行っている（前掲資料 7-2-②-2、別添資料 7-2-⑤-3）。

本学の保健管理センター（資料 7-2-⑤-1）は、昭和 59 年 4 月に設置し、大学病院との緊密な連携の下に、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの開所時間で学生の健康の保持増進に努めており、診療活動の他、毎日昼休みに開設している「健康相談」、「感染症対策やメンタルヘルス・ハラスメント相談」等学内の保健管理業務全般を担っている（別添資料 7-2-⑤-4～6）。

また、セクシュアル・ハラスメント相談員を一般教育、基礎医学、臨床医学、看護学科のそれぞれから 1 名、及び保健管理センターから 2 名を選出し、学生からの相談に対応するため配置している（別添資料 7-2-⑤-7）。

外国人留学生は、現在、本学大学院博士課程に 9 名が在籍している（前掲別添資料 7-2-②-1）。留学生受入のため、居住の場として国際交流センター（7 室）を設置しており、満室の際も研修医宿泊施設の利用状況を見ながら有効利用を図り対応することで、生活上の支援を行っている。本学に入学した 1 年間は、留学生の修学・生活上のサポートをするためのチューター制度を活用している（別添資料 7-2-⑤-8）。図書館視聴覚室には留学生コーナーを設け、日本語学習用の教材を配置している。学生支援課において、日本への理解を深めるために例年 1 回実施していた留学生交流事業を平成 24 年度から 2 回に増やすなど、支援活動の充実を図っている（別添資料 7-2-⑤-9）。

経済的に困窮している外国人留学生には授業料等免除制度を実施しており、また、平成 16 年度に設置した「学術振興後援資金」（資料 7-2-⑤-2）からは、経済的に困窮している留学生を対象に奨学金を支給している（別添資料 7-2-⑤-10、11）。

資料 7-2-⑤-1 旭川医科大学保健管理センター規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000276.html

資料 7-2-⑤-2 旭川医科大学学術振興後援資金事業に関する要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000400.html

別添資料 7-2-⑤-1 平成 26 年度旭川医科大学医学部医学科・看護学科新入生合同研修会しおり

別添資料 7-2-⑤-2	学生の声「ひとことふたこと」実施要領
別添資料 7-2-⑤-3	平成 25 年度医学科グループ担任の決定について
別添資料 7-2-⑤-4	保健管理センター利用状況
別添資料 7-2-⑤-5	学生生活のしおり p. 72 「3. 健康管理（保健管理センター）」
別添資料 7-2-⑤-6	保健管理センターのしおり
別添資料 7-2-⑤-7	学生生活のしおり p. 58～60 「7. セクシュアル・ハラスメントの防止について」
別添資料 7-2-⑤-8	外国人留学生に対する日本語補講の実績、外国人留学生に対するチューター配置の実績
別添資料 7-2-⑤-9	平成 25 年度夏季外国人留学生交流事業実施要項
別添資料 7-2-⑤-10	授業料免除状況
別添資料 7-2-⑤-11	旭川医科大学学術振興後援資金支援事業の実績（平成 24、25 年度）

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

投書箱「学生の声」の設置や教育担当の学長補佐等による学生との意見交換会等、いろいろな角度から学生のニーズを把握し、対応している。

学生からの生活等の相談に対しては学年担当教員、グループ担任、教務・厚生委員会委員、及び学生支援課内の「何でも相談窓口」担当者が連携を持ちつつ対応に当たっており、これも円滑に機能している。また、セクシュアル・ハラスメント対応相談員も配置している。

学生の健康相談に関しては保健管理センターが窓口となり、必要に応じて大学病院からの派遣医師が診療に当たっている。医科大学という特性もあり、学生の健康問題への対応はスムーズに行っている。

外国人留学生については、特別にチューターを配置し、図書館に留学生専用のコーナーを設けるなど、生活支援体制を整えるとともに、留学生交流事業の回数を増やすなど支援の充実を図っている。また、授業料免除、学術振興後援資金からの奨学金支給など経済支援体制も整っていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 7-2-⑥： 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、成績優秀者で経済的に困窮している学生を対象に授業料等免除制度を実施している（資料 7-2-⑥-1、前掲別添資料 7-2-⑤-10）。

奨学金についても、成績優秀者で経済的に困窮している学生を対象に、日本学生支援機構奨学金及び民間等の奨学金の申請援助を実施している（別添資料 7-2-⑥-1）。さらに、学習・研究に専念できる環境の整備を図ることを目的として、本学独自の「学部学生授業料特別貸与制度」、「医学科学生に対する奨学資金貸与制度」、「看護学科学生に対する奨学資金貸与制度」、「大学院学生に対する奨学資金支給制度」を創設し（資料 7-2-⑥-2～5、別添資料 7-2-⑥-2）、平成 16 年度に設置した「学術振興後援資金」においても、「卒業生に対する奨学資金貸与制度」、「学部学生海外活動助成制度」、「学部学生海外留学助成制度」を新たに創設し、経済支援とともに学部学生の国際化を推進している（資料 7-2-⑥-6、前掲別添資料 7-2-⑤-11）。

学生への周知は大学ホームページ、広報誌「かぐらおか」、学生支援課及び学年担当教員を通して行っている。

資料 7-2-⑥-1 旭川医科大学授業料の免除及び徴収の猶予に関する規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000241.html

資料7-2-⑥-2 旭川医科大学学部学生授業料特別貸与要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000608.html

資料7-2-⑥-3 旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000607.html

資料7-2-⑥-4 旭川医科大学医学部看護学科学生に対する奨学資金貸与要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000544.html

資料7-2-⑥-5 旭川医科大学大学院学生に対する奨学金支給に関する要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000537.html

資料7-2-⑥-6 旭川医科大学学術振興後援資金事業に関する要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000400.html

別添資料7-2-⑥-1 奨学金貸与状況

別添資料7-2-⑥-2 旭川医科大学独自奨学資金等貸与・支給状況

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学独自の経済援助制度として、「学部学生授業料特別貸与制度」、「医学科学生に対する奨学資金貸与制度」、「看護学科学生に対する奨学資金貸与制度」、「大学院学生に対する奨学資金支給制度」の創設や、「学術振興後援資金」による「卒業生に対する奨学資金貸与制度」、「学部学生海外活動助成制度」、「学部学生海外留学助成制度」を創設している。日本学生支援機構奨学金をはじめとした各種奨学金制度への申請援助体制も整っている。また、授業料免除制度も整備している。これらの情報は大学ホームページ、広報誌、学生支援課、学年担当教員ガイダンスなど種々の手段を通して学生に周知しており、学生はこれらの経済援助制度を活発に利用していることから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 図書館には、本学の理念に沿った教育研究上必要な資料を網羅的に整備しており、入退館システム、自動貸出装置、防犯カメラを整備し、学生を含む学内構成員及び医療従事者は24時間いつでも図書館を利用することが可能である。さらに、学内構成員は一部の電子情報資料を学外からもパソコンで閲覧することが可能である。
- 授業担当教員ごとにオフィスアワーを設け、その実施場所や時間等を一覧表として履修要項に掲載し、授業や履修に関する相談に対応している。また、平成25年度から、医学科第1学年及び第2学年を対象に、臨床系教員によるグループ担任制を導入して、学生のキャリアプラン及び学習支援の相談体制を強化している。
- 本学独自の授業料特別貸与制度や奨学金貸与制度を設けて、学習や研究に専念できる環境を提供するとともに、本学独自の「学術振興後援資金」により、学生の海外活動や留学助成を支援し、国際交流を推進している。
- 外国人留学生の受入講座において、留学生に対する学習支援や生活及び日本語指導等の支援を行っている。また、図書館の視聴覚室に、留学生が日本語の自学自習を行うための教材を備えている。経済的支援に関しては、授業料免除制度や学術振興後援資金による奨学金支給制度を設けている。さらに、国際交流センターを設置して外国人留学生の居住環境を整備し、留学生相互及び教職員との交流を図るための事業を夏季と冬季の年2回に増やしたりするなど、生活支援の活動を充実させている。

【改善を要する点】

該当なし

基準 8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

学部における教育の質の改善・向上を図るための体制としては、教育・研究・評価担当副学長及び教育・学生担当学長補佐の統括の下に、教育センターを設置している。また、教育センターには、「カリキュラム」、「チュートリアル教育」、「共用試験」、「臨床実習」、「地域医療教育」及び「FD・授業評価」の6つの部門を置き、医学・看護学の教育等の改善のための諸活動を体系的に行い、教育の質の向上を図っている（資料8-1-①-1）。

大学院においては、大学院委員会の下に置かれる修士課程小委員会及び博士課程小委員会が、教育活動の状況及び学習成果の自己点検・評価及び検証機能を担っており、教育改善に取り組んでいる（資料8-1-①-2）。

また、大学全体の自己点検・評価は点検評価室が担っている（資料8-1-①-3）が、点検・評価結果を踏まえた教育の質保証に係る大学の方針については、「機関別認証評価（教育編）に係るワーキング・グループ」、「学生のキャリア・プラン支援委員会」など大学運営会議の下に機動的なワーキング・グループを設置して検討を行い、教育改善のための活動を展開している。本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても、ワーキング・グループが教育センターと連携して取組、策定した。教育に関する実務的な事項を審議する教務・厚生委員会も、学生・教育担当学長補佐を委員長としている。

資料8-1-①-1 旭川医科大学教育センター規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000480.html

資料8-1-①-2 旭川医科大学大学院委員会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000019.html

資料8-1-①-3 旭川医科大学点検評価規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000051.html

【分析結果とその根拠理由】

学習成果に関する資料の収集及び検証のために、学部には教育センター、大学院には大学院委員会各課程小委員会を設置している。教育の質保証に係る大学方針検討は、機動的なワーキンググループを随時設置し、点検評価室や大学運営会議とも連携して必要な方針決定を行っていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

学生からの直接の意見聴取を恒常的に行い、教育改善に活かすための取り組みとしては、各教員によるオフィ

スアワーの他、医学科及び看護学科ごとの各学年に学年担当教員を、さらに、医学科の第1・第2学年には学生約10名に1名のグループ担任をそれぞれ配置し、きめ細やかな授業や学習環境の意見聴取とキャリア・プラン支援を行っている。また、学生が日常気づいた点や授業、カリキュラムなどへの様々な要望を、各部局に投書箱『学生の声「ひとことふたこと」』を設置して対応（前掲別添資料7-2-⑤-2）するとともに、教育・学生担当学長補佐と学生との懇談会を毎年開催している。

学部及び大学院の卒業・修了生に対してもアンケート調査を実施しており、授業科目等充実に関する学生生活の総括的意見・要望を聴取する機会として活用している（前掲別添資料6-2-②-1、2、前掲別添資料6-1-②-1、2）。

これらの結果は、教務・厚生委員会、教育センター、教授会及び大学院委員会にフィードバックし、教育の質の改善・向上に活かしている。

授業の評価を直接学生から受けることは、教育内容、授業改善などにとって大きな意味を持つものであると考え、平成13年度から学部学生による授業評価（別添資料8-1-②-1）を実施している。対象は、授業を担当する教員全員である。評価結果については、教員及び学生にフィードバックして以後の授業改善に役立てており、毎年度、前・後期ごとに本学の広報誌「かぐらおか」に掲載し、教職員及び学生に配付している（資料8-1-②-1）。

教員に対しては、学生による授業評価に関する授業改善についてのアンケートなどを行っている。各教員は所属する各講座でのスタッフミーティングや部局教員会議、教授会等で、また事務職員等は、月一回開催される事務連絡会議等において意見を述べる事が可能である。また必要に応じて開催される全学集会においても意見を述べる事が可能である。

医学科においては、平成21年度から平成22年度に入学定員の増員を行った。増員後の新入学生の学修状況を把握する目的で、一般教育教員と教育センター教員の懇談会を年1回開催し、問題点の抽出を行っている。抽出された問題点は、教育センターカリキュラム部門を通じて改善策を検討し、教育の質の向上に取り組んでいる。

資料8-1-②-1 広報誌「かぐらおか」第154号（p.8）

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/kaguraoka/154/154.pdf>

別添資料8-1-②-1 「学生による授業評価」実施要領

（出典：平成13年9月12日教授会制定：平成22年12月8日改正）

【分析結果とその根拠理由】

学生による授業評価、卒業生・修了生のアンケート調査などを通じて様々な意見聴取を行っており、学年担任制度やグループ担任制度のほか、オフィスアワーの設定など日常的なコミュニケーション機会も設けている。

また、教育・学生担当学長補佐と学生との懇談会も毎年開催している。集約した意見を基に教務・厚生委員会及び教育センターが中心になり教育の質の改善・向上に向けた体制を整備していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

学外で実施する学部実習科目のうち、地域医療への関心を高めるアーリー・エクスポージャーとして位置付けている「早期体験実習Ⅰ」（医学科及び看護学科合同開講科目）及び「早期体験実習Ⅱ」（医学科及び看護学科でそれぞれ開講）、医学科第6学年における診療参加型臨床実習である「臨床実習選択Ⅰ・Ⅱ」では、実習効果の点検・評価を継続的に推進するため、学外実習施設に対してアンケート調査を実施し、次年度実習の更なる充実に役立てている（別添資料8-1-③-1）。また、看護学科では、「地域保健看護学実習Ⅰ・Ⅱ」において、市町村、保健所、訪問介護施設等の実習指導者と本学教員による指導者会議を開催するとともに、他の実習においても学外の実習指導者と連絡を取り合い、実習結果の総括と改善を目的とした意見交換を行っている。

入学センターでは、毎年、道内高等学校の進路指導担当教諭を対象とした説明会を開催し、学長及び教育センター教員も交え、本学の入学者選抜や入学後の教育活動に関する意見交換を行い、教育の改善・向上に活かしている（別添資料8-1-③-2）。

別添資料8-1-③-1 平成25年度臨床実習選択Ⅰ（地域医療実習）に関するアンケート結果（抜粋）

別添資料8-1-③-2 平成26年度高等学校進路指導担当教諭を対象とした地域枠入試に係る大学説明会開催要領（案）

（出典：委員会資料）

【分析結果とその根拠理由】

学生の実習先に対してアンケート調査や意見交換の機会を設けているほか、高等学校関係者との意見交換を定期的に行うなど、学外関係者の意見聴取を実施しており、カリキュラムの見直しや学生の指導体制等の今後の教育活動の改善に活かしていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点8-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

教育センターでは、FD・授業評価実施部門が中心となり、学生からのアンケート結果、教育課程の改編、授業担当教員の異動に伴うニーズ等を踏まえて検討し、教育の質の向上や授業改善を継続的に推進するため、FDのためのワークショップや講演会を企画・開催している（資料8-2-①-1、2）。

また、学生による授業評価を恒常的に実施し、その結果を学生と教員双方にフィードバックし、教員に対しては評価に対するコメント公表を義務付け、授業改善につなげている。

チュートリアル教育やOSCE教育においては、ワークショップや講習会を定期的に開催し、教員の教授能力と教育効果の向上を図っている。

本学のチュートリアル教育では、多数の教員がチューターを担っており、チュートリアル教育における事例作成者養成のためのワークショップの実施により、①モデル・コア・カリキュラムに基づいた幅広い課題を作成できるようになったこと、②課題ガイドの様式を統一することによって、討論の導き方等をチューターへの確に指示することにより、チューターによる指導差を減らす等、チュートリアル教育の改善に取り組んでいる。また、本学の限られた教員数の中で、効果的なTBL (Team based Learning) 教育を構築するための取組を進めており、さらに、平成25年度からは、ワークショップやトライアル授業の公開を教育センターが実施している。

大学院においても、大学院委員会の修士課程及び博士課程の各小委員会が中心となり、毎年、FD講演会を企

画・開催し、大学院教育の継続的な改善を図っている。

資料 8-2-①-1 教育に係るワークショップ/研修会実施状況（平成 24・25 年度）

日 程	名称及びテーマ等	対象者	参加数
平成 24 年 7 月 23 日（月）	授業改善のワークショップ ①授業の組み立てと到達目標の作成法に関するミニレクチャー ②授業の到達目標のたて方に関するワークショップ	麻酔・蘇生学講座・ 救急医学講座教員	25 名
平成 24 年 11 月 14 日（水）		一般教育教員	11 名
平成 24 年 11 月 28 日（水）		外科学講座（第 1 外 科）教員	9 名
平成 25 年 2 月 27 日（水）		小児科学講座教員	15 名
平成 25 年 12 月 9 日（月）		内科学講座（第 3 内 科）教員	12 名
平成 26 年 2 月 10 日（月）		産婦人科学講座教員	8 名
平成 25 年 2 月 14 日（金）		腎泌尿器外科学講座 教員	9 名
平成 26 年 3 月 31 日（月）		内科学講座（第 2 内 科）教員	11 名
平成 24 年 4 月 25 日（水） 5 月 17 日（木）	平成 24 年度チュートリアル教育チューター研修会 ①チュートリアル教育のプロセスの理解 ②基本的なチューター能力の修得	チューター担当教員	計 32 名
平成 25 年 5 月 7 日（火） 5 月 9 日（木） 5 月 13 日（月） 5 月 14 日（火） 5 月 23 日（木）	平成 25 年度チュートリアル教育チューター研修会 ①チュートリアル教育のプロセスの理解 ②基本的なチューター能力の修得	チューター担当教員	計 29 名
平成 25 年 1 月 25 日（金）	平成 24 年度臨床実習序論（OSCE）指導教員養成のための ワークショップ ・医学科第 4 学年の身体診察技能実習における指導方法の確認	神経診察、基本的臨 床手技担当教員	計 47 名
平成 25 年 1 月 28 日（月）		頭頸部診察、胸部診 察、バイタルサイン 測定、腹部診察、救 急担当教員	
平成 25 年 2 月 4 日（月）	平成 24 年度共用試験 OSCE 評価者研修会 ・共用試験 OSCE における評価観点などの統一	胸部診察、バイタル サイン測定、神経診 察、基本的臨床手技、 救急、頭頸部診察、 腹部診察担当教員	計 47 名
平成 25 年 12 月 20 日（金）	「指導に役立つファシリテーション」	全教員	計 132 名

（出典：事務局資料）

資料 8-2-①-2 FD講演会開催実績（平成 24・25 年度）

日 程	講演題目・講演者	参加者
平成 24 年 7 月 12 日 (木)	「いまさら聞けない医学教育の変遷 (第 1 回・H24)」 教育センター 蒔田 芳男 教授	25 名
平成 24 年 11 月 29 日 (木)		3 名
平成 25 年 11 月 6 日 (水)		9 名
平成 25 年 11 月 29 日 (金)		12 名
平成 24 年 9 月 3 日 (月)	「イマドキの若者を徹底解剖～指導か摩擦回避か～」 田北社会保険労務士事務所 田北 百樹子 所長	106 名
平成 24 年 10 月 31 日 (水)	「選択問題 客観テスト作成法と評価法」 教育センター 蒔田 芳男 教授	18 名
平成 25 年 7 月 5 日 (金)		20 名
平成 25 年 7 月 12 日 (金)		8 名
平成 25 年 7 月 24 日 (水)		26 名
平成 24 年 11 月 5 日 (月)	「ポジティブ・アプローチによる学生指導」 千葉大学大学院看護学研究科 手島 恵教授	127 名
平成 25 年 11 月 27 日 (水)	「アウトカム基盤型教育」 千葉大学医学部医学教育研究室 田邊 政裕室長	70 名

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

F Dに関する講演会やワークショップは、教育センターF D・授業評価実施部門や大学院の関係委員会が中心となり、学生からのアンケート結果、教育課程の改編、授業担当教員の異動に伴うニーズを踏まえて検討し、定期的に実施していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 8-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

事務職員、技術職員等の教育支援者のほか、教育補助者としてのティーチング・アシスタントを毎年7名程度、配置しており、特に教育支援者に対しては、継続的なSD研修等の参加による、資質向上を図っている（資料8-2-②-1、別添資料8-2-②-1）。また、教育支援者である講座事務担当者のための「多選択問題 客観テスト作成法と取りまとめ」講習会（平成24年度第1回（7/17）9名、第2回（7/23）13名、平成25年度第1回（6/25）14名、第2回（6/28）8名）を開催している。

学生のコミュニケーション能力を含む実践的臨床能力育成を強化するためには、教育補助者としての模擬患者の存在が重要である。本学では、平成23年から模擬患者の自学養成を推進しており（資料8-2-②-2）、一般市民を対象とした「模擬患者養成セミナー」を開催して協力者を募るとともに、協力者に対しては、模擬患者

として活動するための勉強会を定期的に開催し、教育の質と教育補助者の資質向上を図るための取組を進めている。また、これらの取組を基に、医学科「臨床実習序論」、看護学科「看護過程論」の各科目において模擬患者の協力を得て授業を展開するとともに、教育センターの課外授業として「医療面接セミナー」を開催し、学生の医療面接スキルアップと自学養成模擬患者の訓練に取り組んでいる（別添資料 8-2-②-2）。

資料 8-2-②-1 教育支援者の平成 25 年度研修等参加状況

研 修 名	人数	日 程
国公立大学医学部・歯学部教務事務職員研修	1	平成 25 年 5 月 8 日～5 月 10 日
北海道地区学生指導研修	2	平成 25 年 8 月 29 日～8 月 30 日
日本学生支援機構奨学金学校事務担当者初任者研修	1	平成 25 年 8 月 8 日
違法ドラッグ等乱用防止のための学生指導担当職員研修	1	平成 25 年 8 月 26 日
シミュレーション教育実践セミナー	1	平成 25 年 8 月 10 日～8 月 11 日
北海道地区大学 SD 研修	1	平成 25 年 10 月 23 日～10 月 24 日
北海道地区国立大学法人等学生支援担当職員 SD 研修	1	平成 25 年 12 月 9 日～12 月 10 日
医療系教学職員のための SD 研修会	1	平成 25 年 12 月 13 日

(出典：事務局資料)

資料 8-2-②-2 模擬患者の自学養成のための研修会等実施状況（平成 23～25 年度）

日 程	名称及びテーマ等	参加(模擬患者)数
平成 23 年 11 月 5 日 (土) 13:00～15:00	SP (模擬患者) 養成のキックオフミーティング ・岐阜大学 藤崎先生の講演と実際の医療面接実習を通して模擬患者の役割見学、模擬患者養成講座の参加者募集	20 名 *全参加者
平成 23 年 12 月 5 日 (月) 15:10～16:30	模擬患者養成セミナー ・医学科第 1 学年必修「心理・コミュニケーション実習」での札幌 SP 会の医療面接見学、模擬患者の役割確認	8 名
平成 24 年 1 月 30 日 (月) 1 月 31 日 (火) 13:20～15:50	模擬患者養成セミナー ・医学科第 4 学年「臨床実習序論」＜スモールグループでの医療面接(学生の自主練習)＞での札幌 SP 会医療面接見学、模擬患者の役割確認	9 名
平成 24 年 2 月 7 日 (火) 10:00～16:50	模擬患者養成セミナー ・医学科第 4 学年「臨床実習序論」＜札幌 SP との医療面接＞での札幌 SP 会の医療面接を見学、模擬患者の役割確認	8 名
平成 24 年 7 月 6 日 (金) 9:30～12:00	模擬患者養成セミナー ・医学科第 6 学年「advanced OSCE トライアル」での札幌 SP 会の医療面接見学、模擬患者の役割確認	7 名
平成 24 年 10 月 17 日 (水) 10 月 18 日 (木) 10:00～12:00	心理・コミュニケーション実習のシナリオ読み合わせ ・平成 24 年度「心理・コミュニケーション実習」で使用するシナリオ読み合わせとシミュレーション	10 名
平成 24 年 11 月 28 日 (水) 13:00～17:00	心理・コミュニケーション実習 ・平成 24 年度「心理・コミュニケーション実習」における医学科第 1 学年対象医療面接の実施	7 名
平成 25 年 2 月 4 日 (月) 9:00～16:00	臨床実習序論 (医療面接) ・医学科第 4 学年「臨床実習序論」＜スモールグループでの医療面接(学生の自主練習)＞における医療面接実施	5 名
平成 25 年	模擬患者養成セミナー	3 名

3月29日(金) 10:00～16:00	・平成24年度札幌市立大学模擬患者「桑の会」研修会参加	
平成25年 4月24日(水) 13:00～15:00	模擬患者養成セミナー ・「フィードバックとは何か、学生にどのようにフィードバックしたら良いか」講義及び実習	4名
平成25年 5月2日(木) 13:00～15:00		2名
平成25年 9月4日(水) 10:30～11:30	看護学科第2学年必修講義「看護過程論」事前打ち合わせ ・看護学科第2学年必修講義「看護過程論」での役割事前講習	4名
平成25年 9月6日(金) 13:30～14:00		2名
平成25年 9月10日(火) 13:30～15:45	看護学科第2学年必修講義「看護過程論」 ・看護学科第2学年必修講義「看護過程論」に患者役として実習参加	5名
平成25年 11月25日(月) 13:00～17:00	医学科1学年必修「心理・コミュニケーション実習」 ・平成25年度「心理・コミュニケーション実習」において医学科第1学年対象に医療面接実施	6名
平成26年 1月16日(木) 13:30～17:00	看護学科第1学年必修「基礎看護技術学Ⅱ」 ・看護学科第1学年必修「基礎看護技術学Ⅱ」において患者役として実習参加	6名

(出典：事務局資料)

別添資料8-2-②-1 ティーチング・アシスタント採用状況(平成23～25年度)

別添資料8-2-②-2 医療面接セミナー参加学生募集ポスター

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

教員についてはワークショップやFD講演会への参加、教育支援者や教育補助者については、研修会への参加やセミナー、勉強会を開催し、教育活動の質の向上を図るための機会を設けていることから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 本学では、平成23年から模擬患者の自学養成を推進しており、一般市民を対象とした「模擬患者養成セミナー」を開催して協力者を募るとともに、協力者に対しては、模擬患者として活動するための勉強会を定期的に開催し、教育の質と教育補助者の資質向上を図るための取組を進めている。これらの取組を基に、医学科「臨床実習序論」、看護学科「看護過程論」の各科目において模擬患者の協力を得て授業を展開するとともに、教育センターの課外授業として「医療面接セミナー」を開催し、学生の医療面接スキルアップと自学養成模擬患者の訓練に取り組んでいる。

【改善を要する点】

該当なし

基準 9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の平成 25 年度末現在の資産は、固定資産 24,389 百万円、流動資産 5,293 百万円、資産合計 29,682 百万円を有しており、校地、校舎に伴う施設関係についても基準を十分に満たしている（大学現況票）。

負債については、固定負債 18,622 百万円、流動負債 7,437 百万円、合計 26,059 百万円である。

この内、国立大学財務・経営センター債務負担金 7,556 百万円、長期借入金 3,947 百万円の合計 11,503 百万円であるが、病院再開発及び病院設備によるもので、財政投融資資金及び国立大学財務・経営センター施設費貸付事業からの借入金である。これは、国立大学法人移行時における債務がかなりの部分を占めている。長期リース債務は 2,779 百万円であるが、主に、病院機能の強化のため、病院情報管理システムの更新や先端医療機器の導入など、診療体制の充実を図ったものである。

また、資産及び負債とも過去 5 年間で大きな変動はなく、自己収入である附属病院収入の増収等、適切な返済計画により、借入金の償還を行っている（資料 9-1-①-1）。

これらのことから、この借入金及び見合資産は、病院に係るものであり、教育・研究に係る資産は、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。

資料 9-1-①-1 過去 5 年間の資産（固定資産及び流動資産）及び負債（固定負債及び流動負債）（単位：百万円）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
資産	27,662	28,056	29,247	29,503	29,682
固定資産	21,993	23,339	22,633	22,430	24,389
流動資産	5,669	4,717	6,614	7,073	5,293
負債	24,742	24,905	26,114	25,694	26,059
固定負債	19,248	19,432	18,563	17,450	18,622
うち国立大学財務・経営センター債務負担金	11,545	10,426	9,383	8,433	7,556
うち長期借入金	2,700	2,909	3,973	4,261	3,947
うち 長期リース債務	973	1,345	821	475	2,779
流動負債	5,494	5,473	7,551	8,244	7,437
うち一年以内返済予定国立大学財務・経営センター債務負担金	1,214	1,121	1,042	950	877
うち一年以内返済予定長期借入金	75	159	196	320	392
うち一年以内支払リース債務	267	537	554	530	790

（出典：各年度貸借対照表）

【分析結果とその根拠理由】

本学の保有財産は、緩やかではあるが増加傾向にあることから、教育研究活動を遂行するための安定化を図っている。

負債については、病院再開発等の建物及び医療用機械等の整備に係る債務が大部分を占め、現在、附属病院収

入から順調に返済しており、債務は過大となっていないことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

経常的収入は、運営費交付金、自己収入（授業料、入学料及び検定料収入、附属病院収入、雑収入）、産学連携等研究収入及び寄附金収入等となっている（資料 9-1-②-1）。

過去 5 年間で大きな変動はなく、安定した収入を確保している。

また、自己収入の授業料、入学料及び検定料は、学生確保として、主として、高校生対象のオープンキャンパス等を積極的に実施しており、その結果、十分な受験生及び入学者を確保している（大学現況票、平均入学定員充足計算表）。

産学連携等研究収入及び寄附金収入等についても、安定した収入の確保に努めている。

資料 9-1-②-1 過去 5 年間の収入

（単位：百万円）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
運営費交付金	5,733	5,579	5,631	5,193	5,213
施設整備費補助金	791	641	11	1,083	763
補助金等収入	1,116	827	343	472	499
国立大学財務・経営センター施設費交付金	33	34	46	34	34
自己収入	16,301	17,345	18,327	18,979	19,406
授業料、入学料及び検定料収入	616	631	652	660	670
附属病院収入	15,389	16,373	17,375	18,087	18,484
雑収入	296	341	300	232	252
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	847	987	1,092	1,027	941
長期借入金収入	0	368	1,260	608	78
その他収入	92	12	183	33	39
計	24,913	25,793	26,893	27,429	26,973

（出典：各年度決算報告書を基に作成）

【分析結果とその根拠理由】

過去 5 年間で安定した収入を確保しており、自己収入の授業料、入学金及び検定料は、十分な受験生及び入学者を確保しており、安定している。

また、産学連携等研究収入及び寄附金収入等についても、安定した収入を確保していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

収支に係る計画等として、中期計画及び年度計画（資料 9-1-③-1、2）にこれを定めている。中期計画においては、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間の予算、収支計画、資金計画を定め、経営協議会、役員会で審議・決定され、教授会などで報告している。

年度計画においては、当該年度における予算、収支計画及び資金計画を定めて、経営協議会、役員会で審議・決定し、教授会などに報告している。

予算、収支計画及び資金計画については、ホームページに掲載している。

資料 9-1-③-1 中期計画・中期目標一覧（p.14～21）「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/mokuhyou/tyuki05.pdf>

資料 9-1-③-2 平成 26 年度年度計画（p.13～16）「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/mokuhyou/26nendo.pdf>

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、中期計画として 6 年間の予算、収支計画、資金計画を立てるとともに、それらをホームページに公表していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学における過去 5 年間の収支状況は、資料 9-1-④-1 のとおりとなっており、平成 24 年度までは各期とも総利益を計上している。

平成 25 年度は、損益計算書上での当期総損失は 406 百万円であるが、その主な要因は、病院機能の強化・充実のために整備を行った医療用機械等に係る減価償却費の増や光熱水費の増による経常費用の増、及び、講義実習棟や病院中央診療施設等の改修工事に伴う解体撤去費等の発生により臨時損失を計上したことが挙げられる。

なお、当該損失は、平成 24 年度以前において発生した積立金から 406 百万円取り崩す処理を文部科学大臣に申請することにより、翌事業年度へ欠損金を繰り越さぬよう処理することとしている。

資料 9-1-④-1 過去 5 年間の損益計算書

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経常費用	22,802	23,992	25,241	25,571	26,493
経常収益	23,130	24,426	25,806	25,857	26,215
内 附属病院収益	15,389	16,373	17,375	18,087	18,484
経常利益（損失）	328	434	565	286	△279
臨時損失	0	112	192	133	128
臨時利益	543	33	0	1	1
目的積立金取崩益	75	0	0	0	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	0	161	0	0
当期総利益（損失）	946	355	534	154	△406

(出典：損益計算書)

【分析結果とその根拠理由】

本学における各年度の収支状況については、年度計画等に基づき着実に業務を遂行している結果、経常収益は着実に増加している。平成 25 年度の費用の増は、病院機能強化・充実のための設備整備などの先行投資に伴うものであり、一時的に経常費用が経常収益を上回っているものであることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点到係る状況】

教育経費・研究経費の配分に関しては、教育研究の維持・充実を図るため、前年度同額を確保（教育研究基盤校費 167 百万円、教員研究旅費 24 百万円）するとともに、研究経費の一部については、競争的環境の創出を図るための傾斜配分を実施している（別添資料 9-1-⑤-1）。

また、教育経費の一部（教育分 22 百万円）については、教務・厚生委員会において、大学全体の教育に関する施設・設備状況を勘案し配分している。

さらに、学長裁量経費により、「独創性のある生命科学研究」のプロジェクト型研究・個別研究として、平成 21 年度 4 千 3 百万円、平成 22 年度～25 年度は各年度 4 千万円を重点的に研究助成している（別添資料 9-1-⑤-2）。

別添資料 9-1-⑤-1 教育研究基盤校費及び教員研究旅費額配分一覧（平成 21 年度～25 年度）

別添資料 9-1-⑤-2 「独創性のある生命科学研究」プロジェクト型研究・個別研究採択一覧（平成 21 年度～25 年度）

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を達成するため、学長のリーダーシップによる柔軟で機動的な法人運営を実現するため、教育研究活動に対し、教育経費・研究経費に関しては、前年度同額を確保するとともに、教育研究用として学内共同利用施設や学生実習施設の設備を更新し、学長裁量経費による研究助成も行っていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点到係る状況】

財務諸表等については、国立大学法人法第 35 条及び独立行政法人通則法第 38 条第 4 項の規定により、官報に公告し、かつ、財務諸表、事業報告書及び決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、閲覧に供する体制を整えている。

また、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条第 1 項及び同施行令第 12 条の規定により、大学のホームページに掲載し、公表している（資料 9-1-⑥-1）。

財務に対する会計監査等については、監事が行う監査、会計監査人が行う監査及び監査室が行う内部監査がある。

監事が行う監査は、監事監査規程（資料 9-1-⑥-2）に基づき、国立大学法人旭川医科大学（以下「本法人」という。）の業務全般について、その業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的としており、監事が作成する監査計画書（別添資料 9-1-⑥-1）に基づき、会計監査人及び監査室と連携し、有効かつ効率的な監査を実施し、監査の結果に応じて指導を行っている。

会計監査人が行う監査は、期首、期中、期末決算監査を行うことにより、財務の適正性と信頼性をより高めるものであり、会計処理の誤謬や財務諸表等の表示について、適切に指導を行っている。

また、監事及び会計監査人の監査報告書（資料 9-1-⑥-3、4）は、財務諸表等とともに、役員会及び経営協議会に報告している。

監査室が行う監査は、監査室規程（資料 9-1-⑥-5）及び監査室内部監査規程（資料 9-1-⑥-6）に基づき、本法人の業務全体について、その業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、監査結果に基づく情報の提供及び改善並びに合理化のための助言等を通じて本法人の健全な運営を確保することを目的としており、予め年度監査計画（別添資料 9-1-⑥-2）を作成し、監事及び会計監査人との連携を取りつつ、監査効率の向上を図りながら内部監査（別添資料 9-1-⑥-3）を実施している。

資料 9-1-⑥-1 財務に関する情報

http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_zaimu

資料 9-1-⑥-2 国立大学法人旭川医科大学監事監査規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000004.html

資料 9-1-⑥-3 平成 25 年度監事監査報告書

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/hyouka/kanji25.pdf>

資料 9-1-⑥-4 独立監査人の監査報告書（平成 25 年度）

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/hyouka/kansanin25.pdf>

資料 9-1-⑥-5 国立大学法人旭川医科大学監査室規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000484.html

資料 9-1-⑥-6 国立大学法人旭川医科大学監査室内部監査規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000491.html

別添資料 9-1-⑥-1 平成 26 年度監事監査計画書

別添資料 9-1-⑥-2 平成 26 年度 内部監査計画について

別添資料 9-1-⑥-3 平成 25 年度 内部監査報告書

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等は、官報やホームページで公開し、外部に対して法人の財務状況を公開している。

財務に対する監事監査及び内部監査は、監事監査規程及び監査室内部監査規程に基づき、実施している。

また、会計監査人による監査についても、適正に実施しており、監事の監査報告及び会計監査人の監査報告において適正である旨の報告を受けていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

本学は、管理運営組織として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置いている。

役員会は、役員会規程（資料 9-2-①-1）に基づき、学長及び理事（常勤 2 人、非常勤 1 人）で組織し、中期目標についての意見及び年度計画、予算・組織に関する事等の重要事項を審議している。

経営協議会は、経営協議会規程（資料 9-2-①-2）に基づき、学長、理事（常勤 2 人）、副学長（入試担当）及び学外委員（行政機関、法曹界、金融界及び医療界などを代表する 5 人）で組織し、経営に関する中期目標についての意見、中期計画及び年度計画に関する事項、学則・会計規程等経営に関する事項を審議している。

教育研究評議会は、教育研究評議会規程（資料 9-2-①-3）に基づき、学長、理事（常勤 2 人、非常勤 1 人）、副学長、図書館長、各部局（基礎医学講座、臨床医学講座、看護学科、一般教育）から教授 1 人、学長が指名する者 6 人で組織し、中期目標、中期計画、年度計画のほか、学則、教育研究に係る重要な規則、教員人事に関する事項等を審議している。

事務組織として事務局を置き、事務局長を筆頭に総務部、病院事務部及び教務部の 3 部の下に 10 課を置くほか、内部監査体制の強化を図るため学長直属の監査室を置いている。また、事務組織は、新たなニーズに対応するため、常に見直しを行っており、平成 21 年度には、学長の政策推進に関する事項をつかさどるため、学長直属の学長政策推進室を設置、また、平成 26 年度には、事務の効率化・合理化の観点から研究支援課の設置等、事務組織の見直しを行った。事務局には、常勤職員及び非常勤職員の事務職員及び技術職員合わせて 229 人を配置し（別添資料 9-2-①-1）、その所掌事務は、資料 9-2-①-4、5 に示すとおりである。

災害、事件・事故等の危機管理については、危機管理規程（資料 9-2-①-6）、個人情報管理規程（資料 9-2-①-7）、情報セキュリティ管理規程（資料 9-2-①-8）及び情報セキュリティ対策実施要項（資料 9-2-①-9）を制定するとともに、様々な事象に迅速かつ的確に対処するため、災害対策マニュアル（別添資料 9-2-①-2）、不審者に対する対応マニュアル（別添資料 9-2-①-3）、不当要求行為等対応マニュアル（別添資料 9-2-①-4）、個人情報保護の手引き（別添資料 9-2-①-5）及び旭川医科大学病院における患者情報保護に関するガイドライン（別添資料 9-2-①-6）を整備し、危機管理室、情報セキュリティ運営室などの危機管理体制及び対処方法を定めている。

法令遵守については、適法かつ公正な業務の運営を確保し、役職員による法令違反又は不正行為等を防止するなど、コンプライアンスの推進を図るために公益通報者保護規程（資料 9-2-①-10）を制定したうえで、公益通報等調査委員会を組織する体制としている。

研究活動における不正防止のため「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を基に研究費の不正行為・不正使用の学内規程等（資料 9-2-①-11～15）を整備し、不正行為防止対策委員会を組織している。

また、教育・研究（診療を除く。）に係る物品及び役務の契約の給付完了確認のために「検収センター」を置き、検収一元化体制としている。

さらに、臨床研究における企業との関係の透明性を確保するために「旭川医科大学の臨床研究に係る利益相反ポリシー」（資料 9-2-1-16）を策定し、旭川医科大学利益相反審査委員会（資料 9-2-①-17）を置いてマネジメントしている。

なお、本学では、平成 23 年 4 月 1 日に設置した「教育研究推進センター」が研究者教育を担い、「研究者教育講習」（別添資料 9-2-①-7）を実施し、その講習の中で、疫学・臨床研究・ヒトゲノムとの倫理指針の講義

を行い、研究における生命倫理についての意識啓発を行うとともに、研究費の不正行為・不正使用の講習（別添資料 9-2-①-8）も併せて実施している。

資料 9-2-①-1 国立大学法人旭川医科大学役員会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000001.html

資料 9-2-①-2 国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000002.html

資料 9-2-①-3 国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000003.html

資料 9-2-①-4 旭川医科大学事務局組織規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000025.html

資料 9-2-①-5 旭川医科大学事務局事務分掌規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000026.html

資料 9-2-①-6 国立大学法人旭川医科大学危機管理規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000531.html

資料 9-2-①-7 旭川医科大学個人情報管理規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000405.html

資料 9-2-①-8 旭川医科大学情報セキュリティ管理規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000633.html 資料 9-2-①-9 旭川医科大学情

報セキュリティ対策実施要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000635.html

資料 9-2-①-10 国立大学法人旭川医科大学公益通報者保護規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000517.html

資料 9-2-①-11 旭川医科大学の学術研究に係る行動規範

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000508.html

資料 9-2-①-12 旭川医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000511.html

資料 9-2-①-13 旭川医科大学における競争的資金等の運営・管理体制に関する規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000509.html

資料 9-2-①-14 研究活動の不正行為の告発等受付窓口の設置について

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=information+study>

資料 9-2-①-15 旭川医科大学における研究活動の不正行為防止対策委員会に関する規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000510.html

資料 9-2-①-16 旭川医科大学の臨床研究に係る利益相反ポリシー

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000429.html

資料 9-2-①-17 旭川医科大学利益相反審査委員会規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000427.html

別添資料 9-2-①-1 事務組織及び人員配置状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）

別添資料 9-2-①-2 災害対策マニュアル（抜粋）

別添資料 9-2-①-3 旭川医科大学における不審者に対するマニュアル
 別添資料 9-2-①-4 旭川医科大学における不当要求行為等対応マニュアル
 別添資料 9-2-①-5 個人情報保護の手引き
 別添資料 9-2-①-6 旭川医科大学病院における患者情報保護に関するガイドライン
 別添資料 9-2-①-7 平成 25 年度 研究者教育講習会年間計画表
 別添資料 9-2-①-8 第 12 回研究者講習会計画表

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

本学の重要事項等を審議する管理運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。

事務組織として事務局を置き、事務局長を筆頭に 3 部 10 課を置くほか、内部監査を行う学長直属の監査室を置き、各部署に適切な人員を配置している。新たなニーズに対応するため、組織の見直しを随時行っており、平成 21 年 9 月には、学長直属の学長政策推進室の設置、平成 26 年 4 月には研究支援課の設置等、それぞれの職責を果たしている。

また、防災等の危機管理、公正な業務の運営の確保及び研究費の不正使用防止においても、関係規程等に基づき危機管理室や情報セキュリティ運営室の設置及び不正行為防止対策委員会等を組織するなど体制を整備していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-2-②：大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点到係る状況】

経営協議会及び役員会には、学外の有識者（行政機関、法曹界、金融界及び医療界などを代表する方）が加わっており、そこで学外関係者のニーズを把握している。

教員のニーズについては、種々の学内委員会、部局教員会議、教授会、教育研究評議会等における議論を通じて、把握している。

また、事務職員等のニーズについては、事務連絡会議、課内打合せなどにより把握している。

これらに加えて大学運営の参考とするため、本学ウェブサイト「大学づくりご意見メール」を設置し、学長が職員から直接、意見や提案等を受け付けるなど、学内のニーズ把握に努めている（資料 9-2-②-1）。

これらを通じて把握したニーズを基に、管理運営に反映した主な事例として、次のものがある。

- 1) 地域医療教育を推進するため、「地域医療教育学講座」を新設
- 2) 住民の健康情報や医療情報を自ら管理する「ウェルネットリンク」を開発
- 3) 復職・子育て・介護支援センターの学内共同利用施設として位置付け
- 4) 医師の待遇改善のため、「診療従事等教員特別手当」等を創設
- 5) 医学科学生に対し、学習に専念できる環境の整備を図ることを目的に、「医学科学生に対する奨学資金貸与」制度を新設

学生のニーズについては、学生支援課内に設置した「何でも相談窓口」、投書箱「学生の声」及び教育担当の学長補佐等による学生との意見交換会などにより把握している。それらの意見・要望を参考に、講義棟改修に伴う講義室へのエアコン設置やトイレ改修、学生交流サロン設置、ロッカー室への出入管理システムの導入、看護

学科棟玄関への I D カード式入退館システムの導入、体育館床改修、トレーニング室設備の更新など学生生活や教育環境の改善を図っている（前掲別添資料 7-1-①-6）。

資料 9-2-②-1 大学づくりご意見メール

<http://www.jimu.asahikawa-med.ac.jp/shomu/opinion/form.html>

【分析結果とその根拠理由】

経営協議会及び役員会に学外の有識者を加え、学外のニーズを把握するとともに、提案事項等を管理運営に反映している。

教員については、種々の学内委員会、部局教員会議、教授会、教育研究評議会などを通じて、また、事務職員等については、事務連絡会議、課内打合せなどにより意見等を聴取しており、それを管理運営に反映している。

学生については、学生支援課内に設置した「何でも相談窓口」、投書箱「学生の声」及び教育担当の学長補佐等による学生との意見交換会によりニーズを把握し、寄せられた要望等を管理運営に反映していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

本学では、2人の監事を置き、監事監査規程（資料 9-2-③-1）に基づき、業務監査及び会計監査を定期に実施するほか、必要に応じて臨時に実施している（前掲別添資料 9-1-⑥-1、2）。

また、監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に陪席するとともに、定期及び臨時に監事ヒアリングを実施し、業務運営の実施状況の把握に努めている。

なお、平成 25 年度における監事の主な業務実績は、資料 9-2-③-2 のとおりである。

資料 9-2-③-1 国立大学法人旭川医科大学監事監査規程（抜粋）

（監査の区分）

第 5 条 監査は、業務監査及び会計監査とする。

（監査の対象）

第 6 条 監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）関係諸法令、業務方法書、諸規程等の実施状況
- （2）中期計画及び年度計画の実施状況
- （3）組織及び制度全般の運営状況
- （4）予算の執行に関する事項
- （5）資産の取得、管理及び処分に関する事項
- （6）財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- （7）その他監査の目的を達成するために必要な事項

（監査計画）

第 7 条 監事は、毎事業年度の初めに、監査計画書を作成の上、学長に提出するものとする。ただし、次

条第1項に規定する臨時監査についてはこの限りではない。

(監査の種類及び方法)

第8条 監査の種類は、定期監査及び臨時監査とする。

2 監査の方法は、原則として書面監査及び実地監査とし、その他監事が適当と認める方法により実施するものとする。

(出典：旭川医科大学規程集)

資料9-2-③-2 平成25年度における監事の主な業務実績

- ① 会計監査人の期中監査（四半期に1回実施）において、会計監査人との打ち合わせ及び本学に対する指導、助言
- ② 五者懇談会（学長、理事・副学長、監事、事務局長、会計監査人）への出席（1回開催）
- ③ 期末決算時における会計監査
- ④ 会計監査人の実地棚卸し立ち会い及び保有現金の実査・確認の立ち会い
- ⑤ 内部監査における競争的資金の書面監査及び実地監査の確認・立会
- ⑥ 医療事故防止対策委員会に陪席し、医療安全への取組状況やその効果について検証
- ⑦ 年度計画の進捗状況の確認
- ⑧ 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会及び病院運営委員会に陪席し、業務運営の実施状況の把握
- ⑨ 監事ヒアリングの実施

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

2人の監事を置き、業務監査及び会計監査を定期に実施するほか、必要に応じて臨時に実施している。

また、監査報告書策定に当たっては、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に陪席するとともに、定期及び臨時に監事ヒアリングを実施し、現場の状況を正確に把握することにより、適切な監査の実施に努めていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、管理運営に携わる役職員に対しては、各種マネジメント能力の向上を図るため、国立大学協会主催のセミナー等に参加させている。

また、旭川医科大学職員就業規則第38条において「業務上の必要がある場合は、職員に研修を命ずることができる。」ことを定めており、事務職員に対しては、資質向上、専門的知識の習得のため、外部研修に積極的に参加させるとともに、学内においても各種研修や講演会を実施している（別添資料9-2-④-1）。

別添資料9-2-④-1 研修参加状況（平成25年度）

(出典：事務局資料)

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に携わる役職員に対しては、各種マネジメント能力の向上を図るため、国立大学協会主催のセミナー等に参加させている。また、事務職員に対しては、資質向上、専門的知識の習得のため、学内外の研修・講演会に積極的に参加させていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到係る状況】

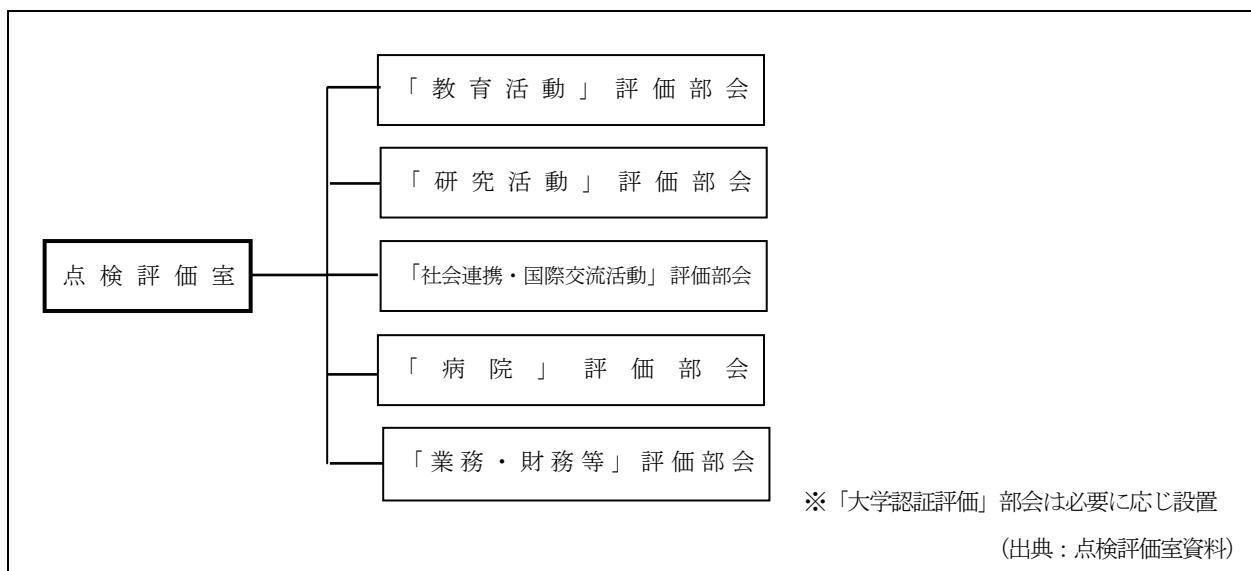
本学の活動の総合的な状況について自己点検・評価を行うために、平成 16 年度に点検評価室（資料 9-3-①-1）を設置し、当該評価室の下に「教育活動」、「研究活動」、「社会連携・国際交流活動」、「病院」及び「業務・財務等」の複数の評価部会を置き、それぞれに該当する評価領域の自己点検・評価及び事業年度に係る業務実績に関する自己評価等（以下「自己点検・評価等」という。）を効率的に実施できる体制を構築している（資料 9-3-①-2）。また、平成 19 年 1 月には、点検・評価事務体制の充実を図るため、事務組織を改組して事務局総務部に企画評価課を新設し、平成 26 年 4 月に企画広報評価課に改組している（資料 9-3-①-3）。

自己点検・評価等は、これらの評価部会を中心に、事業年度ごとに収集する各種資料やデータ等により、教育、研究、社会連携・国際交流、病院及び業務・財務等の活動について行っている。

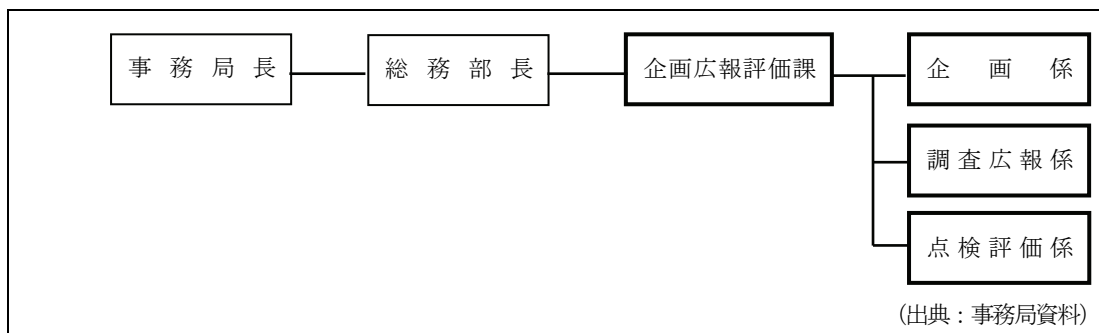
資料 9-3-①-1 旭川医科大学点検評価規程

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000051.html

資料 9-3-①-2 点検評価実施体制



資料9-3-①-3 事務組織(抜粋)



【分析結果とその根拠理由】

大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価等を実施する組織として、点検評価室を設置している。点検評価室は教員及び事務職員で構成し、その下に複数の評価部会を置き、根拠となる各種資料やデータ等に基づき点検・評価を実施していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

平成16年度の国立大学法人化以降、国立大学法人法に基づき、中期目標・中期計画については6年に1度、各事業年度の業務実績については毎年度、自己点検・評価を行い実績報告書を作成し、第1期（平成16～21年度）中期目標期間に係る業務の実績及び第2期中期目標期間中の平成22年度～平成24年度の各事業年度に係る業務実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けており、その評価結果（資料9-3-②-1）については、本学のホームページに掲載している。

また、平成19年度には、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、平成20年3月27日付で認定証（資料9-3-②-2）の交付を受けている。

なお、病院においては、財団法人日本医療機能評価機構による「病院機能評価（ver.6.0）」を受審し、2010年6月4日付で認定証（資料9-3-②-3）の交付を受けている。

資料9-3-②-1 評価結果

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kikaku/houzinhyouka2ki.html>

資料9-3-②-2 大学機関別認証評価認定証

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kikaku/ninsyohyouka2.html>

資料9-3-②-3 病院機能評価認定証

http://www.asahikawa-med.ac.jp/index_h.php?f=hospital+patient+recognition

【分析結果とその根拠理由】

第1期（平成16～21年度）中期目標期間に係る業務の実績及び第2期中期目標期間中の平成22年度～平成24年度の各事業年度に係る業務実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けている。また、平成20年3月

には大学機関別認証評価を、2010年3月には財団法人日本医療機能評価機構による「病院機能評価（ver.6.0）」の認証を受けていることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

大学機関別認証評価及び国立大学法人評価委員会による各事業年度に係る業務の実績に係る評価（以下「年度評価等」という。）の結果は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会、病院運営委員会及び大学運営会議等で報告するとともに、ホームページで公表している。年度評価等における指摘事項や改善事項については、大学運営会議から関連委員会（資料 9-3-③-1）にフィードバックし、改善に向けた検討を行い、必要に応じた改善を行っている。

なお、評価結果を踏まえた具体的改善事例としては、大学機関別認証評価において改善を要する点として指摘のあった事項や国立大学法人評価委員会による事業年度に係る業務の実績の評価結果において課題として指摘のあった事項及びその改善による評価内容については、資料 9-3-③-2 のとおりとなっている。

資料 9-3-③-1 指摘事項の関連委員会等へのフィードバック事例

指 摘 事 項	関 連 委 員 会 等
1. 大学院修士課程のシラバスの充実	大学院修士課程小委員会、大学院修士課程委員会
2. 大学院博士課程における学生収容定員の充足率等の適正化	役員会
3. 検体の目的外使用と個人情報の漏洩について、再発防止の取組	教授会、病院運営委員会、倫理委員会
4. 文部科学省科学研費補助金の申請を各教員1件以上行うこと	教授会、研究戦略企画委員会
5. 新たな教員評価システムの試行結果を踏まえての教員評価の実施	教員評価委員会

（出典：本評価書のため作成）

資料 9-3-③-2 評価結果の指摘事項に対する評価・改善内容

評価年度	評価区分	指摘内容	評価・改善内容（評価年度）
平成 19 年度	大学機関別認証評価	大学院修士課程のシラバスの充実が求められる。	平成 19 年度に受審した評価結果において大学評価・学位授与機構が「改善を要する点」として指摘した、大学院修士課程のシラバスの充実については、科目ごとの情報に「教科書・参考書」の指示欄を設ける等、平成 20 年度以降、掲載情報の充実を図った。
	国立大学法人評価委員会による各事業年度に係る業務の実績	大学院博士課程について、学生収容定員の充足率が平成 16 年度から平成 18 年度においては 85%、平成 19 年度においては 90%をそれぞれ満たさなかつ	平成 19 年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、大学院博士課程における学生収容定員の充

	に係る評価	たことから、今後、速やかに、定員の充足に向け、入学定員の適正化に努めることや、入学者の学力水準に留意しつつ充足に努めることが求められる。	足率が 90%を満たさなかったことについては、奨学金制度創設等の取組を行った結果、93.3%となっており、指摘に対する取組が行われている（平成 20 年度）。
		診療情報管理及び研究費の不正使用防止に対する取組等はなされているが、検体の目的外使用と個人情報情報の漏洩に関する事例があり、今後、再発防止に向け徹底した取組を継続的にやっていくことが求められる。	平成 19 年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、検体の目的外使用と個人情報情報の漏洩に関する事例について、利益相反に関する講演会の開催や臨床検査・輸血部内に倫理管理者を配置するなどの取組は行われているが、検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備等の取組が不十分であるため、引き続き再発防止に向け徹底した取組を行うことが求められる（平成 20 年度）。
平成 20 年度	国立大学法人評価委員会による各事業年度に係る業務の実績に係る評価	「競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員 1 件以上行う。」について、各教員 1 件以上の申請が行われるまでには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。	平成 20 年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員 1 件以上行われていないことについては、平成 21 年度においては、合理的理由のある者を除いて各教員 1 件以上の申請が行われており、指摘に対する取組が行われている（平成 21 年度）。
		平成 19 年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、検体の目的外使用と個人情報情報の漏洩に関する事例について、利益相反に関する講演会の開催や臨床検査・輸血部内に倫理管理者を配置するなどの取組は行われているが、検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備等の取組が不十分であるため、引き続き再発防止に向け徹底した取組を行うことが求められる。	平成 20 年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、検体の目的外使用に関する再発防止に向けた体制整備等の取組については、臨床研究に関する倫理指針に基づく研究者の業務手順書について作成の上配付するなど、指摘に対する取組が行われている（平成 21 年度）。
平成 23 年度	国立大学法人評価委員会による各事業年度に係る業務の実績に係る評価	「新たな教員評価システムの試行結果を踏まえて、教員評価を実施する。」については、教員評価実施要項を作成し、評価の方法等について教授会で説明会を行っているものの、実質的な教員評価の実施までには至っていない。	平成 23 年度に係る教員評価を実施するとともに、評価結果を給与等处遇に反映（平成 25 年 6 月の勤勉手当から）させることとした。このことにより、平成 23 年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に

			向けた取組が行われていると評価された（平成24年度）。
--	--	--	-----------------------------

（出典：「本評価書のため作成」及び「業務の実績に関する評価結果」）

【分析結果とその根拠理由】

大学機関別認証評価及び年度評価の結果は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会、病院運営委員会及び大学運営会議等で報告するとともに、ホームページで公表している。また、年度評価等における指摘事項等については、大学運営会議から関連委員会にフィードバックし、改善に向けた検討を行い、必要に応じた改善を行っていることから、本観点を満たしていると判断する。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学長直轄の学長政策推進室を設置し、学長の政策推進に係る重要事項の企画立案及び総合調整等を行う体制を整備した。
- 学長を責任者とする危機管理室を設置し、危機管理の対象となる事象への対処及び防止等を協議するなど、危機管理体制の充実を図っている。
- 大学の活動の総合的な状況について自己点検・評価等を実施する組織として、点検評価室を設置し、当該評価室の下に複数の評価部会を置き、効率的な点検・評価を行っている。自己点検・評価、大学機関別認証評価及び年度評価の結果は、役員会等に報告し学内に周知を図るとともに、年度評価等における指摘事項等については、大学運営会議から関連委員会にフィードバックし、必要に応じた改善を行っている。
- 病院において、財団法人日本医療機能評価機構による「病院機能評価（ver.6.0）」を受審し、2010年3月に認定を受けている。
- 研究経費の一部については、競争的環境の創出を図るための傾斜配分を実施している。また、教育経費の一部（教育分22百万円）については、教務・厚生委員会において、大学全体の教育に関する施設・設備状況を勘案し配分している。さらに、学長裁量経費により、「独創性のある生命科学研究」のプロジェクト型研究・個別研究として、平成21年度4千3百万円、平成22年度～25年度は各年度4千万円を重点的に研究助成している。

【改善を要する点】

該当なし

基準 10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①： 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点到係る状況】

大学の目的及び使命については、旭川医科大学学則第1条（前掲資料1-1-①-1）並びに同大学院学則第1条（前掲資料1-1-②-1）に定めており、これを踏まえて教育の理念及び教育の目標を掲げ、これを旭川医科大学概要、大学案内、募集要項及び履修要項等に掲載し、教職員及び学生に配付するとともに、ウェブサイトにも掲載（資料10-1-①-1～14）し、広く周知している。なお、学生生活のしおりにも掲載し、教職員及び学生に配付している（別添資料10-1-①-1）。また、教員評価実施の際に配付する「教員評価実施要項」にも掲載し、周知している（資料10-1-①-15）。

また、新入学生には入学時のガイダンスで、学年担当から学生生活のしおりを用いて説明している（別添資料10-1-①-2）。

資料10-1-①-1 旭川医科大学概要

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline>

資料10-1-①-2 大学案内 (p.4、p.21、p.22)

<http://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/8644910983/index.shtml?rep=1>

資料10-1-①-3 入学者選抜要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/senbatuyoukou/26senbatu.html>

資料10-1-①-4 医学部医学科第2年次後期編入学学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/25gakusihennyuu/2kouki.html>

資料10-1-①-5 第3年次編入学学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/26kangohennyuu/26kanngohennnyuu.html>

資料10-1-①-6 AO入試学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/26ao/26ao.html>

資料10-1-①-7 推薦入試道北・道東特別選抜学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/26dohokudoutou/26suisendohokudoutou.html>

資料10-1-①-8 大学院医学系研究科修士課程（看護学専攻）学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/nyusi/bosyu/26msbosyu/syushikango.html>

資料10-1-①-9 大学院医学系研究科（博士課程）学生募集要項

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/files/2014entrance/2014invitation.pdf>

資料10-1-①-10 平成26年度医学科履修要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/igaku_2014.pdf

資料10-1-①-11 平成26年度看護学科履修要項

http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/gakusei/syllabus2/kango_2014.pdf

資料10-1-①-12 平成26年度大学院履修要項（博士課程）

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsm/files/03.syllabus.pdf>

資料10-1-①-13 平成26年度大学院履修要項（修士課程 修士論文コース）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsn/youshiki/03.syllabus_ronbun.pdf

資料10-1-①-14 平成26年度大学院履修要項（修士課程 高度実践コース）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/dept/gsn/youshiki/04.syllabus_koudo.pdf

資料10-1-①-15 教員評価実施要項（第1章の1評価の目的）

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kikaku/kyouinhyouka/kyouinyoukou25.pdf>

別添資料10-1-①-1 学生生活のしおり p.5「旭川医科大学医学部の教育理念、教育目標」

（出典：学生生活のしおり）

別添資料10-1-①-2 新入生ガイダンス内容（医学科・看護学科）

（出典：事務局資料）

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的については、多様な媒体・手段によって、機会あるごとに広く社会に公表するとともに、大学の構成員（教職員及び学生）に周知していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点10-1-②： 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

入学者受入方針については、前掲資料4-1-①-1、2のとおり定めており、大学案内等の印刷物及びウェブサイト（資料10-1-②-1）で学内外へ周知・公表している。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、平成25年度に、学部並びに大学院博士課程及び修士課程ごとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、大学概要、学生生活のしおり、履修要項等に掲載し、ホームページにより学内外へ周知・公表している（資料10-1-②-2～9）。

資料10-1-②-1 大学案内（p.5、p.21、p.22）

<http://frompage.pluginfree.com/weblish/frompage/8644910983/index.shtml?rep=1>

資料10-1-②-2 旭川医科大学医学部医学科（学士課程）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/05med_cp.pdf

資料10-1-②-3 旭川医科大学医学部看護学科（学士課程）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/06nurse_cp.pdf

資料10-1-②-4 旭川医科大学医学部医学科（学士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/01med_dp.pdf

資料10-1-②-5 旭川医科大学医学部看護学科（学士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/02nurse_dp.pdf

資料10-1-②-6 医学系研究科看護学専攻（修士課程）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/08MA_cp.pdf

資料 10-1-②-7 医学系研究科医学専攻（博士課程）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/07MD_cp.pdf

資料 10-1-②-8 医学系研究科看護学専攻（修士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/04MA_dp.pdf

資料 10-1-②-9 医学系研究科医学専攻（博士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

http://www.asahikawa-med.ac.jp/img/u_education_science/03MD_dp.pdf

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、医学科及び看護学科並びに大学院修士課程及び博士課程ごとにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー明確に定めており、大学案内等の印刷物及びウェブサイトで周知・公表していることから、本観点を満たしていると判断する。

観点 10-1-③： 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点到係る状況】

本学の教育研究活動等については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている事項を含め、ホームページに「広報・情報公開」サイト（資料 10-1-③-1）を設け、①組織、②業務、③財務、④評価・監査、⑤出資法人等、⑥教育に関する情報（研究者総覧を含む。）を公表している。

その他、大学概要、大学案内、広報誌等を学内外に配付することにより、公表に努めている。

資料 10-1-③-1 広報・情報公開

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+koukai>

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動等に関する情報（法令等により公表が義務付けられているもの）については、もれなくホームページ等を通じて、公表していることから、本観点を満たしていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 大学の目的及び使命を学則に定め、これを踏まえた教育の理念及び教育の目標を掲げ、これを概要、大学案内、募集要項、大学ホームページ等に恒常的に掲載し、広く公表・周知している。さらに、学校教育法施行規則 172 条の 2 に規定されている事項全てにわたって、各種刊行物及び大学ホームページに公表している。

【改善を要する点】

該当なし